

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成28年2月29日)

○ 加藤清助委員長

ただいまより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開会させていただきます。

冒頭にですけれども、今回の委員会中に所管事務調査を実施するかどうかということで、委員の皆さんからご提案がありましたら、午後再開のときに確認をさせていただきますので、それまでに今回の委員会での所管事務調査、もしご希望がありましたらお考えください。

その次に、休会中の所管事務調査についてですけれども、審査順序にもありますように、その他事項で確認をさせていただきます。休会中の所管事務調査についてのご提案、ご希望がありましたら、その旨またその他事項で確認をさせていただきます。

それから、審査に当たりまして、本日審査する議案の説明については、追加議案を除いて2月9日に実施をさせていただきました議案聴取会において、委員の皆さんから追加資料の請求がございましたので、その説明をしていただいた後、全般にわたっての質疑に移ることとしたいと思います。

それから、最後に、今回は審査順序の3ページに記載がございますように、当委員会で見解書発議案についての付託がされております。その見解書の発議案の審査日程につきましては、発議者である森 智広議員に出席いただくために、日程的には3月2日の午後1時からその見解書発議案についての審査を行いたいと思いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、この同意見書発議の案については産業生活常任委員会の所管事務調査を行う中で議論をされてきた内容でありまして、その所管事務調査の中で理事者から提出されました資料についても参考のために皆さんのタブレットに送付をさせていただいておりますので、この見解書発議案の審査を行うまでにご一読いただいたらよろしいのではないかと思いますので、お伝えをさせていただきます。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第64号 平成28年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第67号 平成28年度四日市市水道事業会計予算

議案第69号 平成28年度四日市市下水道事業会計予算

○ 加藤清助委員長

それでは、ただいまより、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第64号平成28年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第67号平成28年度四日市市水道事業会計予算、議案第69号平成28年度四日市市下水道事業会計予算を審査議題といたします。

冒頭に、上下水道局事業管理者よりご挨拶ございましたらどうぞ。

○ 倭上下水道事業管理者

事業管理者の倭でございます。よろしく願いをいたします。

本日は都市・環境分科会、上下水道局関係分ということで、今委員長のほうからもございましたように、平成28年度予算、局の関係分で4議案、それから、平成27年度の一般会計の補正予算ということで1件でございますけれども、ご審議……。

○ 加藤清助委員長

お座りください。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません。よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、報告案件ということで配水本管の布設替え工事事故の賠償問題について、これもお時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、この後、追加資料につきまして担当のほうから説明させていただきますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田です。よろしくお願いいたします。

都市・環境常任委員会関係資料につきましては、1、予算常任委員会都市・環境分科会追加資料と、2、都市・環境常任委員会報告資料でございます。タブレットのほうにつきましては、上下水道局①と上下水道局②に資料のほう分割してございます。上下水道局①のほうをお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

タブレットのほうに入っていますので、ご準備をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

じゃ、続けてください。

○ 内田経営企画課長

都市・環境常任委員会関係資料の鏡の次に予算常任委員会都市・環境分科会追加資料の鏡がございます。この追加資料に基づきましてご説明させていただきます。追加資料の鏡の次でございます目次をお願いいたします。

追加資料11点につきましては、1、第2期水道施設整備計画の概要から11の企業債明細書（平成26年度末）でございます。順にご説明のほうをさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

1、第2期水道施設整備計画の概要につきましては、本計画は、四日市市水道ビジョンをマスタープランとして、平成22年度から30年度までの基幹施設の耐震化や経年管及び経年施設の更新等、施設整備の実施計画でございます。

なお、平成20年に新たに厚生労働省から水道の耐震化計画等策定指針が示されたことに伴いまして、さらなる強靱化に向け、平成25年に管路の耐震化と老朽化対策を組み合わせた管路整備計画を策定し、本計画に反映いたしました。また、水管橋2橋、朝明川水管橋と鈴鹿川派川水管橋につきましては、緊急的に対応が必要となりましことから前倒しをいたしまして本計画に位置づけをいたしました。

事業概要につきましては表のとおりでございます。計画量と平成28年度末の進捗率を記

載してございます。

資料1といたしまして、第2期水道施設整備計画を2ページに添付してございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

2、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）の概要につきまして、本計画は公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、生活排水処理施設を整備するための基本構想で、策定に当たりましては、地域特性を踏まえた経済性、効率性の観点から処理方法を設定してございます。本計画は整備手法を定め、中期目標、長期目標、最終目標における整備水準を示すもので、整備計画は表のとおりでございます。生活排水処理施設整備計画につきましては4ページに添付してございます。

5ページをお願いいたします。

3、四日市市下水道総合地震対策事業計画の概要につきまして、本計画は平成25年度から29年度の5カ年計画で、国土交通省の交付金事業を活用して耐震化を行うための計画でございます。

地震対策におけます基本的な考え方といたしましては、地震時において下水道が有すべき機能確保や2次災害防止のため、防災上、特に重要とされる管路や耐震性の向上を図るべき施設等について耐震補強等を計画的に実施するものでございます。

1、管路施設といたしましては、地震時の避難路及び災害支援活動、救急活動、復旧、復興活動を確保する観点から、第1次緊急輸送路下に埋設してあります耐震性能が不足する管路に対し、緊急的、優先的に耐震化を実施し、流下機能の確保及び2次災害防止を図るもので、対策といたしましては記載のとおりでございます。

2のポンプ場・処理場といたしまして、（1）汚水施設では、未処理下水の流出により公共用水域を汚染しないように最低限の処理機能を確保するため、汚水中継ポンプ場は揚水施設、処理場は揚水、消毒、放流に係る施設の耐震化対策を優先的に実施いたします。

（2）雨水ポンプ場では、被災後の降雨時における浸水防除の観点から、揚水機能を確保するためポンプ棟の耐震診断を実施いたしまして、重要施設から優先的に耐震化を図ります。

（3）津波浸水が想定される施設に対しまして、津波浸水による機械・電気設備の機能停止を防止する観点から、耐震化対策とあわせて防水性の調査及び調査結果に基づく防水化を講じます。対策といたしましては記載のとおりでございます。

6ページに四日市市下水道総合地震対策事業計画と平成28年度実施事業一覧を添付して

ございます。

7ページをお願いいたします。

4、楠地区雨水排水対策事業といたしまして、当事業は旧楠町と四日市市の合併における楠地区の雨水排水対策として新市建設計画に位置づけられたもので、雨水ポンプ場の築造と地域に降った雨水をポンプ場に導く雨水幹線の整備事業でございます。

南川・南五味塚排水区では、新五味塚ポンプ場といたしまして供用開始を平成30年4月に、事業費といたしましては58億4500万円でございます。また、南五味塚雨水1号幹線といたしましては、事業費は10億2300万円でございます。南川・南五味塚排水区の実業費の合計といたしましては68億6800万円でございます。

また、東町吉崎南排水分区では、吉崎ポンプ場といたしましての供用開始は平成32年4月、事業費は90億5000万円でございます。東町・吉崎南雨水幹線といたしましての事業費は24億3800万円でございます。東町吉崎南排水分区の実業費は114億8800万円でございます。両排水分区を合わせました総事業費といたしましては183億5600万円でございます。

また、今後のスケジュールにつきまして、南五味塚ポンプ場、吉崎ポンプ場に雨水を導く雨水幹線の整備はおおむね完了してございます。現在ポンプ場の築造工事を行っておりまして、平成28年度は新南五味塚ポンプ場では建築工事と排水ポンプなどの電気機械工事に着手いたします。吉崎ポンプ場では建築工事と放流渠の工事に着手いたします。

なお、現在施工中の下部土木工事におきまして、生コンクリートの水和熱によります温度ひび割れ解析の結果、対策工法が必要となりまして、各ポンプ場とも数カ月工期を延伸することになりますが、他の工事との調整によりまして、供用開始時期に変更はございません。

7ページの右側に位置図を、8ページに楠地区雨水排水対策事業計画のスケジュールを添付してございます。

9ページをお願いいたします。

5、雨水対策の優先度の考え方につきまして、平成24年台風17号におきまして、中心市街地を初め、既整備区域の浸水被害が多数発生したことを受けまして、平成25年度に既整備区域を含めました浸水対策の整備優先度の考え方につきまして内部検討を行いました。今後はこの基準を基にしつつ、土地利用の状況の変化や整備状況など、浸水の原因や整備効果を考慮いたしまして雨水対策を進めてまいります。AからEの区分につきまして、基準表は記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

6、公営企業の広域化につきまして、人口減少等によります水需要の減少とそれに伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員数の減少など水道を取り巻く環境が厳しくなる中で、水道サービスの低下を招かないように、将来にわたって健全な事業運営を持続するため、事業統合等による水道広域化により事業基盤の強化を図っていくことが有効な一つの手法であると言われております。

これまでの水道の広域化は主といたしまして水需要の不均衡の解消や施設整備の水準の平準化などを目的に行われておりましたが、厚生労働省から平成25年3月に示されました新水道ビジョンでは、恒久的な事業運営に向けた経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて事業統合や経営の一体化だけでなく、管理の一体化等の多様な形態による広域化、新たな概念の広域化が提唱されております。

新たな概念の広域化のイメージは図のとおりでございますが、形態といたしましては、事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化に分類されてございます。

事業統合には垂直統合と水平統合というのがございます。垂直統合とは、水道用水供給事業、いわゆる企業庁と、それと、受水団体である水道事業、市町が統合して末端まで給水する方法でございます。水平統合とは、複数の水道事業、いわゆる市町が事業を一つに統合する方法でございます。経営の一体化は、県営水道のように同一の経営主体が複数の水道事業等を経営する方法でございます。管理の一体化につきましては、単独あるいは複数の水道事業、いわゆる市町が技術基盤が強固な市町へ管理を委託する方法や、複数の水道事業、いわゆる市町が別途に一元的に管理を行う組織、一部事務組合や民間法人への業務を共同委託する方法でございます。また、受水団体からの委託によって企業庁等が一元的に管理を行う方法でございます。施設の共同化は、取水場、浄水場、配水池等の共同施設を建設、保有する方法でございます。また、緊急時のために共同で連絡管を整備する方法、災害時等の相互応援協定等を締結する連携方法でございます。管理の一体化、施設の共同化を合わせました業務の共同化を含めました多様な形態となっております。

11ページをお願いいたします。

国が示します広域化の類似別の効果につきましては表のとおりでございます。形態といたしまして、3パターンといたしまして企業庁等、いわゆる市町の統合・連携の垂直型と複数の市町による統合・連携の水平型、また、垂直型、水平型に共通いたします弱者救済型の三つに分類し、メリット、デメリットが示されてございます。内容につきましては記

載のとおりでございます。

今後、経営環境が厳しさを増すことが確実であり、経営基盤の強化やその手法について、事業統合や施設の共有化等が考えられますが、北勢地区におきまして四日市市だけが水質管理業務、管路の維持補修業務を直接行っておりますほか、各市町の水源構成が県営水道のみ、自己水のみ、またはその両方となっているなど、各市町は異なる状況でございます。現在北勢地域の受水に関する調整、災害協力を目的といたしまして、北勢市町5市5町で北勢広域水道事業促進協議会を構成してございます。今後はこの協議会を活用しながら他事業体の動向などを情報収集いたしまして、引き続き研究を重ねてまいりたいと考えてございます。

12ページをお願いいたします。

事業統合や広域連携、いわゆる業務の共同化が行われました参考事例につきましては記載のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

7、単独随意契約業務委託予定一覧につきまして、予算常任委員会資料より単独随意契約によるものを抽出してございます。単独随意契約の理由につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。表の右から2列目に随意契約によることができる場合の根拠法令、地方公営企業法施行令第21条の14第1項に掲げます号数につきまして、1号該当は契約金額が50万円未満のもの、2号該当は性質または目的が競争入札に適さないもの、3号該当は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する組織、シルバー人材センターのものでございます。なお、2号該当の性質または目的が競争入札に適さないもので、契約金額が50万円未満のものにつきましては1号該当として整理してございます。

水道事業会計につきましては13ページから15ページで47件で、予算額合計は3億4984万7000円でございます。また、下水道事業会計につきましては16ページから18ページで37件で、予算額合計は4億474万9000円でございます。

18ページをお願いいたします。

8、公募型プロポーザル方式による業務委託の一覧につきまして、平成28年度からプロポーザル方式による業務委託は2件でございます。四日市市上下水道局お客様センター業務委託の委託期間は平成28年度から32年度の5カ年で、28年度予算額は2億3507万3000円でございます。業務内容及びプロポーザル方式による契約する目的につきましては記載のとおりでございます。水源管理センターほか運転管理業務委託の委託期間は平成28年度か

ら32年度の5カ年で、28年度の予算額は8356万5000円でございます。業務内容及びプロポーザル方式により契約する目的につきましては記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、タブレットのほうの上下水道局②をお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

9、事務用機器等運用経費の債務負担行為の内訳につきまして、水道事業は企業会計システム関係2件、車リース関係4件で、各リースの債務負担行為限度額は記載のとおりでございます。事務用機器等運用経費の合計は2033万8000円でございます。下水道事業会計につきまして、システム関係2件、車リース関係2件でございます。各リースの債務負担行為限度額は記載のとおりで、事務用機器等運用経費の合計は3131万4000円でございます。

20ページをお願いいたします。

10、特殊勤務手当につきまして、水道事業の特殊勤務手当の種類は外勤作業手当で、下水道事業の特殊勤務手当の種類は汚水処理作業手当第1種と第2種でございます。また、水道事業、下水道事業共通の特殊勤務手当の種類は滞納整理業務手当、用地交渉手当、災害危険作業出勤手当でございます。勤務内容及び手当額につきましては記載のとおりでございます。特殊勤務手当につきましては、全て日額で定めておりまして、勤務に従事した時間が同日におきまして4時間未満の場合は支給対象としてございませんが、水道事業におけます外勤作業手当につきましては、4時間未満でありましても支給の対象としてございます。

21ページをお願いいたします。

11、企業債明細書（平成26年度末）につきまして、企業債の種類、発行年月日、発行総額、利率等は記載のとおりで、備考欄に借入先を記載してございます。水道事業会計は21ページから23ページで、下水道事業会計は24ページから33ページでございます。

簡単でございますが、追加資料の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 加藤清助委員長

追加資料についての説明はお聞き及びのとおりでございます。これより先ほどの説明を含めて付託議案全般にわたって委員の皆さんからご質疑をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

資料請求された委員の皆さん、準備いただいて説明いただいた資料でよろしかったでし

ようか。

○ 村山繁生委員

追加資料の一番最後の企業債のことで、私、お願いしたいと思います。これって利率なんですけれども、これは途中ではもう一切変えられないものなんですかね。借り替えるという。

○ 内田経営企画課長

その利率につきましては、そのときに借入れをしました、その利率のほうで償還の期限まで利率の変更はございません。固定金利方式をとってございます。

○ 村山繁生委員

全てがそうなんですか。

○ 加藤清助委員長

全てがそうかということですが。

○ 内田経営企画課長

全てそうでございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。

これから借りる場合も合計の金額を上回らない程度に借りていくという考えでいいんですか。

○ 内田経営企画課長

企業債残高を抑制するために残高の範囲内での借入れという方針でございます。

○ 村山繁生委員

結構です。

それともう一つ、済みません、雨水対策のところ——これは私が聞いたのと違うんですけれども——浜田通り貯留管をことしやっってもらうんですね。その阿瀬知川への駐留管と思うんですけれども、貯留管をしてもらうんですけれども、その阿瀬知川のポンプ場のほうのはかなり古いんだと聞いたんですけれども、その更新とか、そんなのは予定にはなっていないんですか。

○ 加藤清助委員長

どこのポンプ場。

○ 村山繁生委員

阿瀬知ポンプ場。

○ 加藤清助委員長

阿瀬知川ポンプ場が古くなっているのではないか、その改修なりの計画についてのご質問ですが。

○ 松久経営企画課企画計画係長

阿瀬知川の下流に朝日町ポンプ場というのがございます。こちらはかなり古くなっておりまして、それは建物を取り壊しましてポンプの入れ替えを現在やりまして、一応の更新は終わっております。ただ、抜本的な駆体とか、これは後ほどのほうにまだ残っていますけれども、とりあえず終わっています。

それと、阿瀬知川のほか、先ほど言われた阿瀬知ポンプ場、ご指摘のがございます、これは合流ポンプ場でございます、汚水と雨水、両方流れてきています。これもかなり古いものですので、今後、更新を、ほかのポンプ場を含めまして計画的に実施していく計画を立てなきゃいけないという、そういう段階です。

○ 加藤清助委員長

計画はまだということや。

○ 松久経営企画課企画計画係長

はい、ございません。

○ 村山繁生委員

具体的な計画にはなっていない。

○ 松久経営企画課企画計画係長

まだございません。

○ 村山繁生委員

いずれそういう計画にしていこうというだけのことですね、今現在は。

○ 松久経営企画課企画計画係長

はい、そうです。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

続けてご質疑のある方。

○ 平野貴之委員

当初予算資料の194ページの高度浄水処理施設整備事業についてちょっとお伺いしたいんですが、こちらマンガン濃度の低減化をということでこちらの事業をされるということなんですが、それで、2番の内容の(3)のところに処理施設と書いてあるんですが、聞いたところによると、こちらのこういう施設、この方式が結構比較的広い土地を使っているタイプのもので、今はもうちょっとコンパクトにできるような処理方法があるというふうに聞いたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木でございます。お願いいたします。

マンガンにつきましては、大体今やり方というのがマンガン砂を用いたろ過方式といひまして、マンガン砂にその水を通しまして、それでマンガンを除去するというタイプのものでございます。

先ほどおっしゃいましたように、こちらのほうも今精査をいたしまして、その能力見合ひで、どれだけの過装置をつけるかということでコンパクト化をなるべく進めてはおります。ただ、もっと高いやつですと、高機能マンガンという砂を使いますと、もう少し速くはなるんですが、それだともう少しコンパクトにはできますが、ただ、非常に金額がかかってしまうという、それから、メンテナンス費もかかってまいりますので、そういった観点から、現在なるべくコンパクト化をした中で、圧縮した中でということで計画をいたしてございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

現状のはそうするとコンパクト型じゃないの、平野委員が言う。

○ 堀木施設課長

済みません、現状ではコンパクトという形ではなっていないので。

○ 平野貴之委員

ありがとうございます。

ランニングコストもかかるということなんですが、こちらのタイプやと人件費とかそういうものはかかるんですか、そのコンパクトなものよりも。

○ 加藤清助委員長

ランニングコストについての比較はいかがでしょう。

○ 堀木施設課長

ランニングコストにつきましては、一般的なマンガン砂を使いますので、人件費もそれほどかかってくるというようなものでございませぬので、上から水をずーっと落としていくような、そういうイメージの機械でございませぬので、そのようなものでございませぬ。

○ 平野貴之委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 加藤清助委員長

関連で。

○ 豊田政典委員

これはうちの会派から出た意見で質問しているんですけども、平野委員が言われた方法、手法については、マンガン砂ろ過設備というやり方自体が時代遅れではないかという意見が出たんです。もっと全く違うような浄水方法があるんじゃないかと、そのほうがコンパクトでもあるし、あるいは経費比較はどうなんだろうと、そんな議論なんですけど、どうですか。

○ 加藤清助委員長

技術水準について。

○ 堀木施設課長

失礼します。

確かにコンパクト化というと、膜を使ったようなやり方でありますとか、それから、樹脂的なものを使ったやり方でコンパクトというのはあるんですけども、先ほど申し上げましたように、非常にインシヤルコストのほうについても高くなってしまうということと、それから、ランニングコスト、膜の入れ替えであったり、ろ材の入れ替えという形になるんですけど、これも高くなってしまうというところから、昔からある一般的な方法で今のマンガンの濃度に対応できるという形の中で選択をいたしておりますので、コスト比較という部分につきましても、そのような形で安いほうを選択いたしてございます。

○ 豊田政典委員

今の答えをもう一度確認すると、インシヤルコストは確実に新しい方式のほうが高いと、今回のほうが安い。ランニングコストについてもこのやり方のほうが安い、それは間違い

ないですか。

○ 堀木施設課長

一般的にはマンガン砂、昔からのやつでございますので、そんなに特殊なものではございませんので、そちらのほうが安くなるというふうに考えてございます。

○ 豊田政典委員

もう一つ、194ページの資料を見てよくわからないんですけど、左の表で四角で朝明1、2、3号井というのは、右下にあるような0.05mg以下なので、基準内ではないかと思うんですけど、これもろ過する必要があるのかないのか。

○ 加藤清助委員長

必要性について。

○ 堀木施設課長

おっしゃるとおり朝明1、2、3号井につきましては、水道の水質基準が1リットル当たりマンガン濃度0.05mgという形になってございまして、1号、2号、3号の平均といたしまして0.01から0.03mgということで、確かに基準値よりは低いんでございますけれども、朝明4号井が現在休止をいたしまして、これが0.30mgという約6倍程度の高さの濃度になってございます。水源確保という観点から、この4号井の移動、動かしたいということもございまして、そういった意味でいきますと、全体的な数字としては上がってまいりますので、それでマンガンの除去というような形で考えてございます。

○ 豊田政典委員

今の説明は、朝明4号井を動かすことによって、1、2、3号井の濃度も影響を受けて上がってくるのかということですか。

○ 加藤清助委員長

1から3号井と休止しておる4号井を一緒にろ過するの。

○ 堀木施設課長

そうです。1、2、3号井、全て今混ぜて送っている形になります。これで4号井を動かすことにおいて受水費のほうをちょっと下げたいというところもございまして、自己水源の確保という観点から4号井も一緒に混ぜて送る関係上でございまして、それで、マンガン装置をつけるということでございます。

○ 豊田政典委員

そんなにこだわらないですけど、素人なのでよくわかりませんが、4号井部分だけ先にろ過して混ぜたらあかんですか。

○ 加藤清助委員長

やり方について。

○ 堀木施設課長

済みません。こちらの朝明水系につきましては、全体的に高いという傾向がございます。ほかの水源エリアに比べると高いという傾向がございまして、4号井だけという形では非常にコストも高くなってしまいうところもございまして、そういった関係上で、水源上、取り扱い上は混ぜてからという形になってございますので、そこでお送りさせていただくという形になってございます。

○ 加藤清助委員長

朝明1号井から4号井だけマンガン濃度が高いからこの事業をやっておるの。

○ 堀木施設課長

ほかの地区のところに比べますと、この朝明の地区はマンガン濃度が高うございます。ですので、ちょっと上昇傾向もあるんですけども、そういったところから今後マンガンの除去を行っていかないと将来濁水を起こしてしまうというような危険性がございまして、そういった観点からもこのマンガンの装置をつけたいということで考えてございます。

○ 加藤清助委員長

ほかの水源はついてないということね。

○ 堀木施設課長

ほかはつけてございません。

○ 加藤清助委員長

今、休止しておる4号井は何で休止しておるの。

○ 堀木施設課長

やっぱりマンガン濃度が特に高いところから止めてございます。

○ 加藤清助委員長

どれぐらい止まっておった。高くなつたで止まっておるの。高いままやと。

○ 堀木施設課長

済みません、平成19年から現在休止をいたしてございます。

○ 加藤清助委員長

ご質疑、続けてどうぞ。

○ 三平一良委員

きょう資料もらったやつで、公募型プロポーザル方式による業務委託の四日市市上下水道局お客様センター業務委託、これ、委託する理由として、専門的な知識、技術や特殊資機材を必要とし、対応するのは困難であるというのではなくて、委託するほうが経済的であるから委託をするというふうになっておるんですが、参加者2者あって、これ、1年にして三、四千万円、高いほうが受けておるのやけど、経済的であるという理由であるのに、契約金額が高いところが受けたという、その辺の理由を教えてください。

○ 飯田お客様センター所長

お客様センターの飯田でございます。よろしくお願いいたします。

今回の契約につきましては公募型プロポーザル方式ということで業者を選定させていただいております。その中で価格の提案を受けまして、それについても評価の対象にさせていただいているというところで、ほかの業務の執行体制であるとか、個別の私どもの提示している資料内容に対する取り組みの考え方とかといったところが全体的に評価の対象ということでさせていただいておりますので、価格が例えば100点満点に換算しますと15%ぐらいの配点だったと思いますが、その中で価格の優位というふうなところを指標化しまして評価の対象に加えさせていただいております。

今回実施させていただきましたプロポーザルの中では、確かに今、三平委員がおっしゃられましたように、価格については、今回契約対象者にならなかったほうが安かったという部分がございますが、ほかの全般的な業務の執行体制であるとか個別の業務の考え方、取り組み方、人員の配置等といったところの評価のほうが、そこが今回の契約相手方になったほうが評価的には高い評価を得たということで、総合的に評価の合計をしまして決定させていただいたという経緯でございます。

○ 三平一良委員

いや、それは納得できやんねんけど、選定されたのはどなたかということと、選定の点数、各項目の、それ一回出してよ。

それから、委託した理由が経済的であるからという理由でやっておるわけやろう。その辺を主において、専門的なものは要らんということで委託をしておるのやから、経済的理由を上げておる以上はそれに従わんとあかんのと違うの。

○ 加藤清助委員長

ちょっと待ってね。今、三平委員から選定について誰が選定したのか、選定委員会があると思うけど、それと、評価点の経過がわかるものを請求されたのですね。それ、ご準備はすぐできますか。誰か指示して。

○ 中尾上下水道局管理部長

管理部長中尾でございます。

先ほど三平委員からご請求のありました評価点、総合点、それと、これは価格について

もということですね。価格は15%の評価でございますが、2者応募がございまして、その価格をお出しさせていただきます。

先ほど三平委員から2番、いわゆる委託する理由は経済的であるのになぜ高いほうがというふうにおっしゃいましたが、委託する理由のほうの2番としては、これは直営でやるよりも経済的という意味での2番でございます。それで、2者の応募がございましたが、いわゆる非価格部分も含めて総合点で上回ったというのが選定の理由でございます。

以上でございます。

○ 三平一良委員

その資料を見せてもらってから。どなたが選定するの。

○ 加藤清助委員長

選定については。資料準備を指示していただいて、選定は誰がするのか。

○ 中尾上下水道局管理部長

あわせて、これ、選定審査委員会のほうで選定してございますので、そのメンバーもお出しさせていただきます。

○ 三平一良委員

だから、多少の違いであれば、経済的というところもわかるのやけども、何%もかけ離れて高いというのは問題があると思うんやね。その辺の決めはないわけですか。

○ 加藤清助委員長

審査基準について問われております。

○ 中尾上下水道局管理部長

公募の資料の中で選定の基準というのも公表してございます。その中で各選定委員さん、厳選に選定、評価した結果、こんな結果になりました。いわゆる実施体制とか実績等も含めて1者が、いわゆる価格で言う高いほうがすぐれていたということで、これにつきましては価格も提示させていただいた上で説明をさせていただきたいと思っております。

○ 加藤清助委員長

じゃ、後ほど請求された資料が出たら、また三平委員、再開していただいて。

○ 三平一良委員

だから、僕、何%も離れておると、その辺の規定をつくっておかなあかんのかなと思うんですよ。

○ 中尾上下水道局管理部長

済みません。とにかく本当にダンピングというとおかしいですけども、安ければとにかくいいというのはだめですので、一応最低価格的なものは定めて、70%を最低限度という形で定めておきまして、その上回る価格の中で競争されて、ただ、価格の部分につきましては15%評価、これは指定管理者の評価の配点、これを参考にしたものでございまして、これで評価した結果、やはり非価格の部分、かなり片方のほうがすぐれていたということで、結果的に総合点でこの業者、価格では高いんですけども、そちらのほうが選定されたということでございます。

○ 三平一良委員

後でまた聞きますけれども、結局もう一者のほうも入札の資格はあるわけや、きちんと。その辺はあって応募されておるんで、価格の差というものが非常に高い場合はもう一度再考する必要があるのかなというふうな思いで質問をさせていただいております。

○ 加藤清助委員長

じゃ、後ほど出たら再開ということで一旦留保させていただいて、質疑は。
他の委員の皆さん。

○ 豊田政典委員

いろいろ資料を準備いただきましてありがとうございました。まだ完全に精査はできておりませんが、今、契約のところ、委託のところに出ているので、そこから行きますけど、随意契約の表をいただきました。これは一つ目の13ページというやつ、その中でいろいろ

業務によって理由が違うんですけど、地方公営企業法施行令の2号に該当する中で、水道事業会計の上のほうから見ていくと、その対象設備や機器の製作者、メーカーであるとか、設置者であるとか、システムの開発者であるとか、そこしか保守点検はできないんだよみたいなパターンが結構多いんですが、そうすると、機器自体の納入時点であるとかシステム開発の時点、その時点で将来的に当然発生するであろう保守点検の金額についても組み込んだ上での契約というか、入札というか、そういうことをやっているのかどうか、それぞれによって違うのかもしれませんが、全般的にはどうなのでしょう。

開発時、設置時は安かったけど、保守料を考えるとそうでもなかったねみたいなことになっていないのかどうかというところを確認させてください。

○ 加藤清助委員長

随意契約での出発点での契約は、その後の保守点検等も加味した随契になっているのかどうかというお尋ねかと思いますが、一番最初の契約時点で。その背景はどう捉えて随契されているか。

○ 堀木施設課長

機器の関係、一番初めの契約に関しましては競争入札という形をとりまして行ってございます。それで、その保守点検の費用を含めているかということではございますけれども、その時点ではそこまで含めてはございません。発生してくる内容によっても変わってまいりますし、また、特許関係が絡んできておる品物も入ってくる場合もございますので、そういったところで、保守全般についてがいるかという形ではございません。

○ 豊田政典委員

全体的に随分随意契約が多いなという思いを持つんですけども、当然発生するであろう保守点検業務委託というのは想定できるわけで、やっぱり出発点、システム開発であったり機器購入、設置、その時点で将来の保守点検の委託金額も加味すべきだという議論、前々からあると思うんです。ですから、一番最初の時点の入札方法というのをさらに研究していただく必要があるのかなと思いますが、いかがですか。

○ 加藤清助委員長

最初の入札契約についての見解を問われておりますが、見解があればお答えください。
どなたが。

○ 堀木施設課長

なかなかパターンによって難しいところもあるんですけども、その点に関しては今後の研究という形とさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 加藤清助委員長

ということで、続けられますか。

○ 豊田政典委員

なければ。

○ 川村幸康委員

研究というのはどうということ、余りわからんのだけど。

○ 堀木施設課長

ある程度こういう故障が出てくるという、故障頻度のものであつたりとか、そうしたものについて、じゃ、これはどれぐらにかかるんだらうかというところについてどういうふうに見ていくかということのその辺の研究をさせていただこうかなというふうに考えておりますが。

○ 川村幸康委員

研究するというよりも、例えば委託が悪いと私は思っていないんやけど、どこかで当然もらえると思つてなつたり、もう研究せんでもそこへ任せておけばええやろうとなるのが一番あかんわけやろう。だから、相見積とるのか、常に四日市市の上下水道局とやるときにでも、その委託する会社さんが緊張感があるかないかというのは必要なことやろうで、それと同時に、やっぱりこれは競争入札させたほうがええなというものの目の配り方かなと思ふんやわ。どっちも甘えるでさ、楽やと、委託だとずぶずぶになる。ずぶずぶって悪

い関係じゃなくて、もうお互いが信頼し合っていると、この役所高どまりでええぞみたいな話もなれば、いやいや、時々時代の相場ってあるで、その相場によっては、これは少しぴりっとさせたほうがええんと違うかというところをどの程度きちっと仕組み的にやれるかというんやわな。

極端なことをいうと、私の家業でいうと、10年続いておっても、年2回は相見積があるな、競争相手が。結果10年とっておるけど、やっぱり相見積で大体五、六社から半年に1遍、1年は契約してくれるのやけど、半年に1遍とってくれて、それは生活圈もあるで、その後は必ず、悪いけど川村さんのところはあかんでもう次のところへ行きますわという話があるで、やっぱりどちらもが努力するよね、そういうのは。

だから、そこらの仕組みをきちっともっと、今の特に専門的な知識、技術にあぐらかいでもらうておっても困るやろうし、委託したほうが経済的というのもわかる理由やけど、そこをもうちょっと丁寧にするということがないとあかんかなと思うと、私らこの委員会で多分審査するのも、結果こういうことで委託しておるといものを信用しておるので、それはそれとするけど、実際にはそのもう一個後ろに日々の業務のときにこんなことしておるといのはしておるとは思うけど、それが長過ぎたらあかんで、やっぱり委託契約結んで3年なり5年とか、さっきの三平委員の言うておるやつでも、5年ぐらいの債務負担を組んでやっておっても、その中においても、もう次はないかもわからんよというのを、下手すると条項の中に、入札やとスライド制ってあるやんか、相場やら、この間のごみの焼却場でも値段が変わりましたやんか。それと同じようなことも。民間ならそれは即座にやるんやわな。そこらが役所やでというのはスピード感が余りにもないとあかんで、やっぱり相見積をとるといことは絶対やろうし、とつてもいつも緊張感が保てるようなことにしておくことをせんと、税金でやっておるやつやで、そこら逆に律しやなあかんといところやろうな。

以上です。

○ 加藤清助委員長

質疑はよろしいですか。

○ 川村幸康委員

何か、設定、本当はやっていきますというならそんでええんやし。

○ 加藤清助委員長

川村委員がおっしゃられたのは、随意契約がたくさんあって、水道事業だけでも4億円近くあるんやけど、そういうのは日ごろ違う業者さんもおるわけで、そういうところから当然セールスだとか、うちこんだけでやりますよとかというのはあるわね、そりゃ。そういうのでずっと随意契約になっておるやつに見直しをかけたかというところが局の中であるのかどうかということだと思いますが。

○ 芝田上下水道局総務課長

総務課長の芝田でございます。

こちらのほう、資料として本日、1者単独随意契約の資料を出させていただきました。

私ども、当然1者単独随契のあり方につきましては議会のほうからもご指摘を頂戴しておりますし、監査の中でもご指摘のほうをいただいておりますという状況もございます。

そういった中で、私ども各所属が予算要求をする前に、必ず1者単独随契のあり方については基本的に見直しをかけております。そういった中で現状は、例えば1者単独随契になっているけれども、これが本当に1者しかできないのか、例えば随意契約だと見積もり合わせという方法をとれないかという形で毎年度見直しをかけておまして、そういった見直しをする中で、例えば新年度平成28年度につきましては1者単独随契から随契の見積もり合わせをするという見直しを行ったというふうな契約もございます。現状としては私ども、年度ごとに見直しをかけて随意契約の議論をしているという状況でございます。

○ 加藤清助委員長

ということですが。

○ 川村幸康委員

ここに書いてある地方公営企業法のこういう根拠法令があって、これに基づいてやっていますということで、こういうことなんやろうけど、今、芝田さんが言うたようなことをもう少し私らにも日々の中でどうやっておるかというのをもっときちっと見るといいんやろうなと思っておると、情報はやっぱり出したほうがええやろうな。芝田さんの次の担当者になると、悪いやつが来て、全然仕事をせんと、見直しもせんとずるずるとなると

いうおそれもあると、前の担当者がしておるとやっぱりずっとするで、そういうのはこういう委員会の場所で報告をするということをしたほうが私はいいのかなと思うので、特に1社単独随意契約というのはなかなかどっちも甘えるやろうで。どっちも甘えるのや、これ。うちでもそうやわ。このソフトハラミのこれはここしかないでという、そこでしかとらなあかんやろう。そうすると、高いと言われてもそれしかないんやで、とらなしゃあないやん。高いなと思うけど、言えやんのやな。どこかでやっぱりそれは、余り高いと、これじゃなくて変えるはというぐらいのことはせんとあれやけど、そういうやり方というのは常にそれをやらんとあかんで、そこらを仕組み的にうまくつくっていくということをしてほしいなという思いと、話ちょっと変わってしまうとあれだけ、この間からいい悪い、これ、インターネットで放送しておるのやな。まあ、ええか。

藤田議員の一般質問があったやん、市立四日市病院の件やけど、あれって俺わからんだんやけれども、公営企業となると、ちょっとこっちの本庁とはまた違う、市立四日市病院とのやりとりを見ておって、倭さんも聞いておったと思うんやけど、公営企業というのは意外に、ああやってなると、とどのつまり、あんなことになると、市長も知らんし、誰も知らんと、医局だけでああやってやっていってしまっても、議会報告が要らんだかどうかは別にして、あれは、示談になっておるしなと思うと、非常に一方では税金や議会の委員会でもそういうことのコントロールのきかんところの部分でやりながらでもええし、一方では何かあると議会にも承認をもらっていますしというところの両方とがあるんやなと思うたもんで、公営企業というのがなかなか、昔の第三セクターみたいな感じで半官半民でええところと悪いところがあるんやろうけど、どういう物の見方したらええんやろう。だから、こういう契約内容でも、何かあると議会に報告しますというフレーズのところと、その辺の言いたいことわかると思うので、この間の議会を聞いておって、公営企業に対する。ちょっと教えてほしいなと思って。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません。豊田委員さん、それから、川村委員さんからご指摘いただいた点で、総括に私のほうからと思ひまして、1点、たしかに一番以前から問題になって、まず、委託の関係ですけれども、当然導入コストと、その後の運営管理コストというふうなところで、後がふえればトータルでという話は以前からある問題ですので、当然担当課長のほうも研究ということで答弁をさせていただいたところでございます。

確かに業務内容でちゃんとその後の運営管理の経費、がちがちにというか、きちっと確定するようなところがあれば、一つそこでトータルで幾らというふうなところで、先ほど除マンガンの関係もございましたけれども、あれについても当然導入の工事費、それから後の管理運営費を見る中で、トータルで年間幾らというふうなところで比較して、一番安いというふうなところで、効果も含めて検証する中であの手法を局としては選択をさせていただいたところですが、どこまでできるかわかりませんが、一つ維持管理コストを見る中で、一つ相手さんの選定というふうなところは本当に研究させていただいて、ただ、業務によりまして、どこまでできるかわかりませんが、できるものはやっていきたいなというふうなところで思っていますので、まず、ご理解いただきたいというのが1点です。

それから、企業会計、独特の法的なところ、現実ございます。きょう報告をさせていただくところ、これも今回報告という形をとらせていただきました。これ、一般会計では当然地方自治法の議決事件というふうなところで議会の承認をいただいているということですが、企業会計、どうしても迅速な対応とか、ある意味商売やってございますもので、その都度、その都度即座に対応していくというふうなところで、例えばきょうの賠償問題については地方公営企業法で地方自治法の適用除外というふうなところも現実ございます。

そういったところで、本来ですと、この件についても一般会計ですと議決をいただく内容になってございますけれども、そこまでの規定がないというふうなところでございますけど、こういったものは局としては報告をさせていただいて、内容をご確認いただいた上で、このケースですと賠償で裁判、提訴をさせていただきたいというふうなところがございます。

基本的な規定といいますか根拠法令が違うというところで、当然取り扱いなり手続が違ってまいりますけれども、こういう、どちらかというときも負の報告はというふうなことでございましたけれども、ここら辺を意識しながら報告をさせていただいて、ある意味ご理解いただきながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

川村委員、よろしいか。

この単独随意契約の年度一覧表を出してもらっていて、大体随契って毎年毎年やるやつ

でしょう。例えば水道事業で47件表で出て、予算額と根拠法と理由が書いてあるんやけど、そうしたら、平成28年度の予算の47件、3億4900万円は去年やその前と比べて随契やけど金額が上がった、下がったとか、増減的にはどうなのかなとふと思ったんやけど、そういうのは示されやんもんで、ただ随契で金額が幾らって、そこら辺の随契でも金額は年度によって変更、単随契でもあるわけでしょう。例えば概要的に新規があれば別やけど、47件3億5000万円ぐらいは、前年度や前々年度等の随契トータル額と比べてほぼ横ばいなんか、やや労務単価でふえておるのか、減っておるのかというあたりはどう分析されているんですか。トータルでは見ていないの、1件ずつの随契はするけど。企業経営やろう。

○ 中尾上下水道局管理部長

済みません、その辺の分析の資料はございませんので、今ちょっと手持ちに……。

○ 加藤清助委員長

1件ごとはあるのはあるの。

○ 中尾上下水道局管理部長

1件ごとにはありまして、当然監査の資料等でもございまして。

○ 加藤清助委員長

そうだよ。ということだそうです。

○ 川村幸康委員

委員長が言ったで、最後のところは言わんところと思った。

結局民間企業やと操作分析手法とかとよく言うけど、1個のトータルで2億円なり3億円の売り上げがあつたりしても、その相手の支払いでまたそれを細かく見て、細かく見て、仕入れなら仕入れのところでも、部門別に見たりなんかして細かい分析していくんやわな。そうすると、これ無駄やったらどうかというのは見えやすいもんで、そこらだけはやっぱり常にそういう習慣にしておかんと、多分なかなか、企業会計やで特に言うんやと、市場原理を入れたほうがええんやろうなと思って、競争原理で。高いところのやつはとらんし、安いところのやつはとらんし、安過ぎてもおかしかつたらまたそこも減んでいくし、市場か

ら追い出されるで、ある意味市場原理をもう少しきちっと入れていかんと、金出す側が市場原理がなかったら、相手側は見るでね、コスト意識ないんやなと思って。そうしたら、どんどんとその業界も悪くするでさ。だから、もうちょっと市場原理を入れてお金を使うということを企業会計なら本庁よりももう一つ考えてやらんと、なかなか今度の広域の経営のことの答弁も書いてあるけど、難しいのかなという気がしたでな。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた点、ごもっともだと思います。こちらもそういう意識でおりますけれども、予算のときは1件1件査定しながらというところがございますけれども、当然その仕様の見直しとか、そういうところも必要になってまいりますので、改めて今後についても今の意見を参考にさせていただいて、1件1件十分精査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

極端に金だけという場合じゃないというのもこの理由づけになっておるのもようわかるでさ、それは。それはそれで説明するということがあると、どちらもいい状態でおれるで、そこはやっぱり考えてやってもらったらいいかなと思って、もう一個ついでに聞いてもいい。

○ 加藤清助委員長

どうしよう。

○ 川村幸康委員

休憩。

○ 加藤清助委員長

休憩に入りましょうか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 加藤清助委員長

別件ですか。

○ 川村幸康委員

さっきのマンガンのところ、さっき言っていたやつ。

○ 加藤清助委員長

どうしよう、三平委員の資料が来たもので、再開のとき、三平委員のやつ、させていた
だいて、その後、川村委員のマンガンのところということで、じゃ、11時10分まで休憩と
させていただきます。

11:03 休憩

11:12 再開

○ 加藤清助委員長

それじゃ、おそろいですので再開をさせていただきます。

資料が配られましたので、三平委員の質疑を再開させていただきます。

どうぞ。

○ 三平一良委員

資料をいただきました。

○ 加藤清助委員長

資料の説明、させますか。

○ 三平一良委員

ちょっとしてもらおうか。

○ 飯田お客様センター所長

それでは、お手元に配付させていただきました資料のほうを説明させていただきます。

資料は全部で5点あるかと思います。まず最初に、四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託事業者選定審査委員会審査結果というA4縦版の資料をご用意させていただいております。この中には先ほど三平委員からご請求いただきました審査委員がどんなメンバーであったのかということで、項目の3番というところで、委員長以下合計6名、いずれも局内の職員でございますが、この6名で審査をさせていただいたことを載せさせていただいております。

それから、A4の横版になりますが、四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託公募型プロポーザル方式参加者審査得点総括表というA4の横版の資料がお手元についているかと思います。こちらがプロポーザルに参加しました2者の各審査による得点につきまして、各評価項目について何点あったのかという明細を記載させていただいたものがございます。

審査員が6名おりますもので、1人の持ち分が100点ということで、各評価項目ごとに配点を例えば10点とか5点とかあるわけなんですけど、表の中ではそれに6名の審査員がそれぞれ何点つけたかという合計点数で記載をさせていただいております。一番最初にそれを人数で割りました平均点ということで少し網かけがかかっておるかと思いますが、得点が記載されております。

それから、また済みません、縦横が変わりまして申しわけございません。提案価格に対する審査結果という表がお手元についておるかと思いますが、価格についてのお尋ねを頂戴しております。価格については募集要項のほうで5年間の委託金額についての上限価格というのを公表しております。これ、消費税抜きで恐縮ですが、11億2777万円ということでございますが、応募条件の中では、まず安かろう、悪かろうではまずいとということで、この価格の70%を下回ったら、価格については失格という扱いにさせていただいております。応募してきました事業者につきましてはそれぞれ記載の金額ということで、いずれもこの70%の下限を下回っていないということをまず確認した上で、評価の点をつけていったというところがございます。

この評価のつけ方につきましては――済みません、資料が飛んで恐縮ですが――価格の点も含めまして、また別の資料になりますが、縦版の資料で四日市市上下水道局お客様サ

ービス等営業業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準という資料がお手元に行っておろうかと思えます。それぞれ選定基準——これもあらかじめ公表したものでございますが——①番の会社内容に関する事項から最後の経済性、提案価格に至るまで15項目について配点をしまして、それぞれについて提案書及びプレゼン内容といったことで評価をしたというところでございます。

話を少し戻しますが、提案価格の評価につきましては、先ほど申しました上限価格の70%以内の提案価格の中で最も低い提案価格というのを、これを満点配置ということで、それと、各事業提案者との提案価格の割合を出しておきまして、それに得点を掛けたということで、今回2者参加でございましたので、安い方がこの配点15点に対して得点が15点と、高かったほうがそれよりも低い得点というような形になっております。

お配りさせていただきました資料について、概略ですが、以上のような内容でございます。

○ 三平一良委員

資料をいただきまして、これを見ていると審査員も内部の方ばかりということで、疑うわけやないですけど、職制の中でやっておったら、恐らく上司の意見が採用されるのかなというところで、ここでやっている指定管理者は外部評価をしておるわけですね。そんなものをしてもらったほうがええのかなというふうに思います。

それと、金額も2億3000万円ばかり違うわけで、これ、額を聞くと僕も愕然とするのやけれども、こういうふうに評価されたということでは認めざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、今後この価格の差があった場合は何かするというふうなことを考えていただきたいなというふうに思いますけど、いかがですか。

○ 加藤清助委員長

価格差についての対応について、三平委員から検討するようなことはできないのかというふうなお尋ねかと思えますが、価格差。

○ 中尾上下水道局管理部長

管理部長中尾でございます。

この審査委員会、ちょっと今言いにくいですけど、私が委員長を務めさせていただきました

した。私以下6名で審査を、厳正な審査を行ったわけでございます。いわゆるプロポーザル方式で、委員としては、通常プロポーザルは内部のそういう幹部職員等によって審査されることが多くございまして、今回もそれに従って行いました。

価格につきましては15%の評価、お客様サービスという重要な点でございますので、金額だけでなく、それ以外の実行性とか、それから実績とか、それから対応とか危機管理、そういうのも含めまして総合的に評価したのがこれでございます。ですから、たまたまといいますか、価格がこれだけ、言うたら片方が平均で15点、満点になります、安いほうが。片や11.8点、ここで3.2点の差でございます。それで非価格の部分で、いわゆる提案の部分で差がついたものでございまして、結果としてこのような結果となっていることでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 三平一良委員

それで、審査委員というのはこれからも内部でやっていくというふうなお考えですか。

○ 加藤清助委員長

審査委員会について。

○ 芝田上下水道局総務課長

現在、プロポーザルにつきましては、市のほうでプロポーザル方式の実施に関するガイドラインというのをまとめておりまして、基本的に各部局がガイドラインに沿って運用をしているという状況でございます。その中で、ガイドラインにつきましては、審査委員会につきましては審査委員会の委員長が所管課の部の部長とすると、委員につきましては、委員長を含み5人以上で構成し、所管部長、所管課長を含む関係職員に加え、その他複数の管理職または管理職が指名した職員をもって組織すると、そういうふうな規定がございまして、今回私ども上下水道局といたしましては、このガイドラインに従って審査委員会の委員につきましては内部の職員で基本的に行ったという形でございます。

今後につきましては、このあたり市としての統一的な考え方もございますので、そのあたりは十分市のほうとも協議していく必要があるかというふうに思います。

○ 三平一良委員

指定管理者選定の際は外部の方が審査をしているということもありますので、その辺を考慮していただきたいと思っています。市民感情として2億3000万円も離れておるとどうしてだろうというふうな疑問が湧きますので、その辺も今後対応を考えていただきたいと思っていますので、これで終わります。

○ 加藤清助委員長

意見で。

○ 三平一良委員

はい。

○ 川村幸康委員

今の三平委員のやつ、1から15で、特に業務委託に関する事項と経済性という、経済性のところの影響力が少なかったということなんやろうけど、これもあらかじめ決めてある基準に合わせてこうやってなったらこういう結果になったというんやけど、逆に言うと、最低も70%で下は切ってあって、逆の方程式でいくと、こっちが勝てるということになるんかなと見ておって思った、基本的に。1から14やけど、そんなに差のつくものかは、考え方やろうし、特に会社概要及び財務状況と、それこそ実績、この辺が来ると安心はあるで、なるなあという気はするんやけど、さっきも言ったように競争を起こそうと思うと、この辺のところをどう見るかによって随分と変わるやろうで、少し競争が入れる余地を残しておかんと、この配点とこの公式やと競争の余地はなかなかないのかなと思うんやわ。

それこそ1000万円の資本と20億円の資本の会社があったら、勝負ありになってしまうと、初めは1000万円やったけど、ずっとやっておって20億円になったというところと、出発点が違うわけやで、実績もとって大きくなっていくというところがあると、どうやってやって新しい芽のところも入れてやるかということのを少しは考えやんと。行政的にはようわかるんやわ。安全、安心でミスが少ないということになれば、当然過去の実績と財務状況がええところが有利と見るわな。有利と見るのが正しいかどうかというのを見やんと、次の芽を生かさんで、今度ここしか育てやんだら、逆に上下水道局が食われることになるわけやで、だから、やっぱり常にそこは頭に入れやんと、お金の損得もあるのやけど、どうい

う選び方が正しいかと考えやんと、どうしてもミスるで、これは。

余り大きいところになると、今度大きいところがこけていくわ。俺らの業界でいうと、なかなか大手が今こけ出したのと一緒に、中小から下が勝ち出したのと一緒に、その繰り返しやでさ。だから、下を少しは育てるといふ目を入れていかんと、極端なことをいうと、仕事を二つに割ったとか、ブロックに分けて。ただ、一つのほうが統合できやすいんやろうけれども、一遍実績をつくらせてみるとか、そういう考え方もあってもええんと違うかなとは思うけど、俺は。

だから、もう少し、今三平委員が開きがあったら見直せという話もあるけど、これ、もとの育てるといふ考え方のところを少し出していかんと、最初のうちに。この業務のこれを選ぶということだけでいくと、多分こういうことに何度やってもなると思うんやわな。大きいところは大きいところの論理があるやろうし、財務状況がええところはその強みを今までの過去の実績で生かしてくるやろうし、それに対して、ないけれども意欲があつて、いい芽が育つんやなと思うと、それをどうやってやって大きく育ててやるかということをしておいたほうがいいのかと私は思うことが時々市役所の仕事の中では多く、そういう考え方を持ったほうがいいのかと違うかなと思って。特に企業会計というんやったら、そういうことをしておいたほうが上下水道局のためにもなるなという気はするけどね。受けてもらう委託先があるということもありがたいと思うと、なかったら困るわけやで、上下水道局の職員とやらないかんわけやで、人を雇って。委託先があるというのはありがたいことなんやけど、委託先を上手に育てておくということもしておかんとあかんと思う。もう答弁はいいです。

○ 加藤清助委員長

これ、2億円ほど高いほうの事業者を選定したわけですよ。この3ページ、4ページにそれぞれの業務の考え方について配点で細かく書いてあつて、これがこの点数の差にあられてはいるんですけど、もちろんプロポーザルなもんでここにもずっとあるように、各項目に当該業務に関して効率的、効果的な執行につながる提案があるかどうかという項目があるんやけど、この6人ぐらいの選定で審査に当たられた皆さん方が、価格は高いけれども、そういう提案があるというふうな点数評価をされているわけやで、従来にないようなこういう新しい業務提案があつたというような事例があれば、二、三紹介してもらつてよりわかりやすいんやわね。点数だけ見ておつても余り何がよくなるとかいいんやという

のが見えてこんもんで、今までこういう部分の業務がこう提案されて執行していけるようになるとか改善されるというような、その分価格が上回っておるんやという関係でも見ることはできると思うんですけど、全然変わらんのやったら、何で高いほうのやとなってしまうもんね。そこやと思うんですけどね。当然専門の局のほうで審査されたんやで、こういう業務改善につながる提案があったとかという事例を二、三紹介してもらおうと納得できるということになるんじゃないかと、裏返していうとそういうことじゃないかと思いますが。

○ 飯田お客様センター所長

今回契約相手方になりました応募者の提案の中で、幾つか委員長がおっしゃられるように業務改善であるとか、今までの業務を見直してこうだというような提案がございました。

その中でちょっと幾つかご紹介だけさせていただきますと、例えば水道を使っていた方がそこをお使いにならなくなると、局のほうで止めに行くわけなんですけれども、そこに目印の札をつけてくるというようなことがございます。それがやっぱり材質とか水道によっては何年も止まったままというような場合もありますので、目印のいわゆるエフと言うておるやつですが、荷札みたいなやつなんですけれども、それが長い間にはぼろぼろになってくるもんで、もうちょっと材質のいいものに変えたらどうかとか、内容についてはこういう記載に変えたらどうかとかといったような提案、それから、これはちょっと余りあれなんですけど、どうしても水道料金を納めていただかない方については、これはやむを得ず停水ということもさせていただきます。近年未収金対策というようなことでも議会のほうからもいろいろご意見を頂戴して取り組んでいるところなんですけど、どうしても私どもも業務自体が四日市、件数、地域も広うございますので、北と南に分けて交互に検針をするという2カ月サイクルということで業務のスケジューリングをいろいろ組み立てをしております。そうすると、例えばお支払いがちょっと滞りがちになってからそういった対応に至るまでに時間を要するものですから、額がかさんでくると、そんなようなところで、例えばその中間手続なんかの見直しをかけてサイクルを整備したらどうですかとか、あるいは検針の現場に、窓口事務もやっている方なんかも同行、あるいは管理職も行って、業務の理解を重ねながら業務もしてくるといったような提案が、ちょっと思いつく限りで恐縮ですけれども、あったように思います。

これは両者について言えることなんですけど、ご提案をいただいた内容がそのまま全て今

採用できるかという、それはそうではございません。ちょっと難しいなという部分もありますけれども、全般的に先ほど管理部長も申し上げましたとおり、受託相手に決定したほうが、そういった業務の確実性とか内容についての考え方というのがしっかりしているのかなと。それと、どっちかというところちょっと地に足の着いた提案が多かったのかなというふうな印象は持っております。

以上です。

○ 加藤清助委員長

ということだそうです。

この件でね。

○ 豊田政典委員

公募型プロポーザルの方式をとって参加者が2者だったというのは随分少ないように思うんですけど、文字面だけ見てそんなに専門性を必要としない業務も中にはあるのかなと思うんですけども、全国的に受託できるような団体、会社というのはそんなに少ないですか。

○ 飯田お客様センター所長

全国的に水道事業の受託といった領域の業界のお話になってしまうんですが、全国規模で北海道から九州まで幅広く仕事を受託してやってみえる業者さんというのは、私が知っている限りでは今回契約相手方になったところと、あと、近隣ですとたしか津市だったと思うんですけども、津市の事業を受託している業者さんとか、あるいは愛知県のほうでもあったと思います。愛知県のほうの水道を受託している事業をやっているところだったと思いますが、二、三社ぐらいは名前が頭の中にはあります。

あとは地域とかエリアというんですか、例えば関西地方で主に商売をやっているとか、九州のほうでやっているとか関東のほうでやっている、地域地域で事業展開をしてみえる業者さんというのが結構インターネットなんかで今回業務をするに当たりまして調べた中では多かったのかなという印象でございます。

○ 豊田政典委員

プロポーザルに参加する時点で何らかの条件を設定していて、それで、そういう条件をクリアできた団体、業者しか参加できない、そんなふうな仕組みになっているんですかね。

○ 飯田お客様センター所長

今回私どもの案件につきましては、参加資格といったようなものを設定しまして、それをあらかじめ公表させていただくという形をとっています。細かいところはちょっと省略させていただきますが、私どもの得意なところでいきますと、全国どこでも構わないんですが、既にそういう水道事業の受託実績が過去5年間ぐらいの間にあるところというところですよ。

ただ、それからもう一つは、業務の責任者、受託事業者の業務責任者というのを経験年数にも条件をつけまして、きちっと配置ができることというところが公募上の条件になっております。

それから、これは以前ちょっと豊田委員のほうからご質問いただいた点とも関連しますが、私どもの委託業務の中では給水審査業務の補助といった部分の業務の領域もあります。このところでは水道法に定める工事主任技術者の資格を持った者が指導しながらやりなさいといったところも仕様の中では決めておりますので、そういった水道技術者を確保できる業者さんといったようなところが条件的には必要になってくるかと思えます。

○ 豊田政典委員

いろいろ答えていただきましたが、先ほども議論あったように、なるべく競争性を確保するためにいろんなJVのような形のグループを新規に立ち上げたグループも参加できるような間口を広げる必要もあると思うんです。2者ではなかなか競争性とは言いがたいので、例えば言われた中で受託実績5年というような縛りが果たして必要なかどうか、そういうことも検討する必要があると思うし、一度検討していただきたいということを申し上げつつ、決算のときに第一環境について幾つか質問したときに、最初の契約時はなかなか不慣れで、私が聞いてきたような問題点もあったんじゃないかみたいな話でしたけど、参考のために現在の契約時は何者が参加したのかというのを教えてください。

○ 飯田お客様センター所長

済みません、お尋ねをちょっと確認させていただきたいのですが、今までの契約をやっ

たときの参加業者ということですのでよろしいですね。

今の契約が平成24年度に契約の事務をやりましたが、そのときの応募者も2者でございました。

○ 豊田政典委員

今言ったことを一度検討いただくのと、あと、点数をざっと見ていくと、総合点81.7ですけれども、項目によっては⑩とか⑬とか7割ぐらいのところがありますよね。こういったところはそれでいいのか。提案あったとおりでよしとするのではなくて、契約するのであれば、足りない30%のところをもう少し改善を話し合うとか、そういうことは可能なんですか。

○ 飯田お客様センター所長

これ、実はお手元の資料にもありますように、昨年11月にプレゼンテーションをやって契約相手方を第一優先交渉者と決めているわけなんです。その後、第一優先交渉者と中身を詰めまして、昨年暮れに契約をさせていただいております。その過程においては、当然豊田委員がご指摘いただいたように提案内容、プレゼンでのものも含めてとか提案書の内容につきまして、本当にそれが必要なのか、もっといいやり方がないのかというようなところの協議というのもさせていただきまして、それを踏まえた上で契約をさせていただいているというところでございます。

○ 豊田政典委員

以上です。

○ 加藤清助委員長

それじゃ、川村委員のお尋ねのマンガン関連の。

○ 川村幸康委員

今も聞いておろうと思うたんやけど、競争、前も2者やったやろう。やっぱり育たんのやで、局側が弱い立場なん。弱い立場というのは悪いけど、なかなかこんなやってくれるのはおいしい事業やないと思っておるのか、どっちなん。前も2者やったんかな、もうち

よっとあったんかなと思ったで。

○ 中尾上下水道局管理部長

前回の参加業者さんとは違います。今回、先ほど豊田委員の初めにもございましたが、大分条件をちょっとハードルを下げた形で、いわゆる5万人以上というか市の実績、それと、技術者の配置は当然必要ですので、あと、JVでの参加も認めました。この四日市市水道サービスグループというのはJVでの参加でございます。前回平成24年度にやった業者とはまた違う業者さんが参加していただいて、先ほど川村委員さんからもお話がありましたけど、参加いただくのは本当にありがたいと、公募に応じていただいてありがたいと、そんなつもりで審査した結果、こんな結果になったということでございます。

○ 川村幸康委員

次の芽を枯らさんように、そういうのをもう一遍育てるような工夫を少ししていったほうがいいなというふうに思いました。ライオンばかりになると、シマウマがこけるとまた困るし、ライオンが強くなり過ぎても困るでさ、上手にやらんとそれはあかんのかなと思うで。特に市場原理というか、入札するときの土壌がどうしてもないんやと、そこにしかないでな。どうしてもえらいで、逆にそこを健全化するということも少し考えて普段からやったほうがいいのかなという感じがしました。

マンガンのところに行くんやけど、マンガンって私、何年か前やったかな、すごいお金の装置を入れへんだ、前。それとはまた違うの。三、四年前にも何かしらあったし、前もあったよね。それとはまた違うの、これ。

○ 加藤清助委員長

経過について。

○ 堀木施設課長

前はUV、紫外線滅菌装置のお話であったかと思えます。これはクリプトという細菌の対策のために取りつけさせていただいた施設でございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうすると、その前にも何かいろんな市内の各所に水道の何かを検査するやつも入れたやろう。それから、あと、朝明川の水源はもう20年ぐらい前からマンガンか鉄分が多くて、三滝川水系でよくないとか、よくないというのはあれやけど、マンガンが課題やということとをずっと言うておるわけやんか。

局の選択として、朝明川の活用はそりゃ考えてこうなるんやろうけど、コスト高に。逆に言うたら、ほかで安上がりな自己水源の獲得の場所というのはないわけなん、ほかで。だから、ここの自己水源のほかに、だから、朝明谷というのなかなか鉄分が多いわけやろ、マンガンって。だから、その分だけ飲み水に適しておらんのと云ったら、適していませんと何十年か前に聞いたとき言うておったわな。そやけど、そこを使わざるを得んのか、ある程度そういったことの投資が必要でないところの自己水源というのはないかなと思つて。

こんなんずっと宿命的にしていかないかん投資なのか、朝明川水系を。とらなあかんと思つてとっておるのか、とらんでもええんか。何年かに一遍大きな投資やでき、これ。どうなのかなと思つて。クリチ何とかって舌のかみそうな機械も高かったやんか。小さいのにさ、見に行つたよ、あれ、管内視察でな。あれでもちよつとのやつがえらい高いなと俺は思ったけど、しゃあないなと思つて、わからんでき、俺らも。そやで、あそこどうしても使わないかんものなのかどうか、局の考え方として。

○ 加藤清助委員長

水源として。

○ 矢田技術部長

技術部の矢田でございます。

まず、朝明川水系のものについては朝明水源地に集約をしまして、朝明配水池のほうへ送ると。市内北部のほうへ給水をしておるといふこととでございます。その朝明配水池のほうには、先ほど来でございます井戸の水源プラス木曾川用水系のもを入れておるといふこととでございます。

今回のこういう事業といいますのは、結局仮に朝明川、これ、同じ朝明川でも小牧系のほうについては非常に良好でございます。ただ、朝明水系になりますと非常に――今ここ

にも資料にも出ておりますが——マンガン濃度が高くなっていると。特に朝明4号井については平成19年ぐらいから急にどんと上がったというような経緯もございます。

じゃ、ほかに代替水源はないのかということになりますと、なかなか井戸というのは簡単に水利権とかそんなこともございますし、どこを掘ってもいいのかというわけにもまいりませんし、また、朝明の水源地へ送るということになれば、その流域等々でやっていると、確保する以外に方法はないと。遠いところから管を引っ張って送るということはなかなか経費的にも難しいということがございます。

ですので、まずは自己水源の確保というのが水道料金に——自己水が大体63%ぐらいですか——自己水で賄っておるというところが変わってまいりますと非常に料金的にも厳しくなるというようなことがございます。ですので、そういった観点から自己水については何としても確保していかなければならないということから、今回そのような形、今後朝明1号井から3号井についても、朝明4号井のような形でいつ何どきマンガン濃度がぽんと上がるというような危険性もないとは言えません。特に朝明水源系につきましては、ほかの水源地系と全く質が異なっておりまして、ほかのところはほとんど検出最低ぐらいのところのような数字で経緯をずっとしております。ただ、朝明水源地系の井戸に関しては、このような形で数字が出ておるというようなこともございますので、今回あわせてこういう形で整備をしていきたいというように考えておるところでございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

説明自体はようわかるんですけど、そうすると、やっぱり休んでおったんを使ってこうやってやろうとするわけでき、これ、休んでおったやろ、この井戸は。だから、休んでおったところというのは休んでおった理由があって、それを動かすのに伴ってこれが要ということなんやろうけど、そこらが余り、だから、そうしたら例えば責任水量の木曾川の水系を少しふやして、自己水を使っても余っておるわけやでき。そやで、そこらの局の考え方やわな。

だから、言うておる言葉はわかるんやに。自己水をふやしたらって。そやけど、責任水量である程度水道代って影響されておる中で、木曾川の水とこの朝明川の休んでおった井戸を掘ってまでやっていくというところやと、そこは誰が判断してこういうこと、それと、私らに説明したのはこの見える表面のところだけやけど、私がもし社長をしておったら、

そんなふうにするんやとハードル高いで、もっと違う方向を出すなと思うもんで、だから、休んでおってこの投資をして、長良川水系の木曾川のあの水系の水を活用してやったほうがどっちなんやということは考えやんと、一般論でいう今言われたような自己水の獲得というのはようわかるんやけど、ここを獲得する必要があるのかなと思って、そこは私らにもっと、極端なことを言えば、これ要らんと俺は思っておるぐらいやで、木曾川水系の水と——あれ、勘定した、俺もおぼろげながらやけど頭に入っておるでさ——受水費用の金とあれとで。無駄な投資に、高どまりする投資にならへんかなと思うんやけど。

○ 加藤清助委員長

じゃ、休止した理由とそれを再開する将来的な局の考え方。

○ 松久経営企画課企画計画係長

経営企画課企画計画係長の松久です。

朝明は木曾川水系からもらっています。木曾川は責任水量がない水系でして、自己水がふえれば、その分だけ木曾川からの水——県水ですね——を減らすことができます。マンガン装置を入れたとしても、自己水をふやしたほうが有利という判断のもと、こういった施設を設けるということにはしております。

○ 川村幸康委員

ごめんね。木曾川水系というけど、長良川水系のやつを木曾川水系で巻きかえてもろうておると前聞いておったもんで、今言うのは、それはそれでわかるんやけど、実際に水に名前が書いてない中で、長良川水系というてもろうておる水は木曾川の水をもらっておるわけやろう、今は。違うの。そうすると、長良川水系は責任水量制と違うの。

○ 松久経営企画課企画計画係長

先ほどおっしゃったとおり、長良川と木曾川は、長良川は実際通っていませんので、同じ水を木曾川からもらっています。ただ、長良川は北谷配水池、それから、楠のほう、こちらのほうに配水することになっておりまして、朝明のほうには名目上、契約上、入っていません。ですので、ここでは責任水量という、朝明に関しては受水ポイント、そこでは木曾川からしかもらっていないということになっています。

○ 川村幸康委員

いやいや、それは契約上だけで、ここで山村に送っておるのか、木曾川の水。どこへ送っておるのや。木曾川はさっきどこやった。

○ 松久経営企画課企画計画係長

山村も入っていますし、朝明のほうも入っていますね。

○ 川村幸康委員

そうすると、楠に送るという名目はわかるんやけど、実際に長良川水系と言いながら木曾川からとっておって、そこに何も水に色違いはなくて契約と言うんやけど、わかっているのやに、俺、理屈とそれとは。そうすると、それは別に俺が言うておることをやろうと局が判断して思うたらやれるんと違うの。理屈は責任水量じゃない、木曾川のほうからとらなあかんでという話やけど、責任水量の長良川も余っておるわけや。そうやろう。何度かの見直しのおきに見直せというて、買い過ぎておったやつ、少なくしたけどさ、それでもまだ買い過ぎておるわけや。そうやろう。

そうすると、自己水をふやしても、木曾川も長良川も理屈上言うけど、上下水道局で事務手続上はそないなっておるけど、現実の水は違うわけやで、そこは逆に言うと企業会計としたら、そっちのほうはきちっとメスを入れて——メスというとは何か悪いことしているみたいやけど——そこらを工夫すべきと違うのかなと思うんやけど、俺の言うておることおかしい。その道は全くないんかな。

だから、自己水、自己水というとは、おお、そうやとみんな思うてまうけど、責任水量の中で高くつく朝明川の自己水というのは負担が大きいし、これからもそうするとこういう装置は何年間かずっと投資していかないかんことになるんかなと思うと、恐らくいろいろ問題はあるけど、木曾川水系の水はもらってやる、長良川水系はもうもらわんと思うんやけど、だけど、一応長良川水系の責任水量制は企業庁から買わされる、今後人口も減っていくという流れの中で、そうすると生きる投資と、これから負担が大きくなる投資があるのと違うかなと思うだけで、そこらが見えやんなと思って。

○ 川島上下水道局政策推進監

政策推進監川島でございます。

川村委員が言われるような実際の面ではどうかということだと思っておりますけれども、確かにそのとおりだと思います、実情は。ただし、国県の利水権の問題であったりとか、取水の現在の法的なところがあって、我々も企業庁にいろんな話もさせてもらったり、北勢の受水団体で交渉もいろいろさせてもらっておりますけれども、現段階ではそのような運用につなげることが現実的に困難でございますもので、当面の間は今の朝明水系の取水井を生かしていくということがどうしても必要になりますので、今回の除マンガン設備の導入に至ったというところでございます。

川村委員が言われたところは、我々経営部門としても十分理解しておるところでございますので、昨年の受水費の件もそうでございますけれども、含めて県、それから、国土交通省に向けていろんな取水権の関係をお願いしておるところでございますので、今後また動向が変われば、そのようなところをできるだけ有利に働くように調整はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうすると、県や国に頼まなあかんでどうしようもない、上下水道局側だけではコントロールきかんというのは、納得せんけどしゃあないなというところやな。それから、局側がそういう気持ちをもっと強く持って交渉をしてほしいなという思いと、そのために国や県にも言いたくないことの一言、二言を口の悪い人が行って一遍言うてこなあかんのと違うか。

例えば長良川水系って、市民にも県民にもうそついておるわけやでき。あんたら長良川水系、水系と言いながら木曾川の水を飲ませているわけやろう。違う。そうやろう。この水、何と言ったら、長良川の水と言っておるけど、うちの小川議員やないけど、うそをついておるわけやで、実際には木曾川の水なんやさ。俺、何年か前、うそついておるやないかと言ったら、休憩になってから、いや、議員、長良川より木曾川の水のほうがうまいでええんやと言っておったでさ。

そうやで、やっぱり国と県との中で市も苦しい部分はわかるけど、それは一遍長良川水系の水じゃなくて、木曾川からもらっておっても長良川水系で四日市も柔軟に対応しておるわけやで、その分、県にはちょっとは感謝したらなあかんのかなとは思っておるよ、俺

も。まけてもらったでな、ちょっとは。そやけど、やっぱりもう少し今後のことを見据えていくと、今からでもええで、きちっとそれ、長良川と木曾川のことは県や国にも言うて、なおかつ四日市やと投資コストが高くなるほうの朝明川水系、要は飲み水に適さんわけやろう、朝明川水系のほうのが、三滝川よりは。その分だけコストかけてあれするけど、完璧じゃないんやろう、違うの。俺、何かで聞いたときにこのマンガンの除去装置をとってもやっぱり完璧じゃないから、そりゃ三滝川水系のほうのが飲み水としてはええんですよという話も聞いたことあるとな、やっぱりそこらやな。よっぽどそれをきちっと上下水道局が強く思ってもろうてやっていかんと、今後の経営がえらくなるんと違うかなと思って、そういう言いにくいことも言うていかんと。そんだけです。

○ 村山繁生委員

ちょっと関連でいいですか。

○ 加藤清助委員長

関連で。

○ 村山繁生委員

ちょっと川村委員の関連で聞くんですけど、施設を導入して朝明4号井をしなきゃ水が足りないということと、県水をもっと買わなきゃならないということ自体になるからこういうふうに施設を導入するわけですか。

○ 加藤清助委員長

その関係について。だから、朝明4号井を休止していたのを稼働させないと県水を買う量がふえるからかどうかというお尋ねだったかと思いますが。

○ 矢田技術部長

先ほどのご質問、要は朝明4号井をどうしても使わんならんのかということですが、朝明4号井のみではございません。先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたけれども、朝明4号井については、平成19年ぐらいから急に悪くなったというようなことがございます。朝明1号井から3号井についても、資料のほうでも見ていただいております。

ますが、規格値は超えてはないものの、そのような形で出てきておるといことは、そういうところ辺で将来的に急激に上がってくるという可能性もございます。ですので、そういうところ辺についてリスクを避けるということで、今回こういうふうな形で計画をさせていただいたということでございます。

なおかつ、今回それを位置づけることによって、朝明4号井分の水というのは自己水で賄う量がふえるということになりますので、それが木曾川水系の量が減るということにもなりますので、要は費用的にも安くつくというような考え方で進めさせていただいておるといことでございます。

○ 村山繁生委員

朝明4号井のみならず、1号井から3号井までのリスクも鑑みてやるということではそれはわかりまして、そうすると、その分、今県の責任水量が減るという可能性もあるといことは、それはそれでいいんですか。可能性があるわけですね、県の責任水量が減る。

○ 矢田技術部長

木曾川用水については、先ほど川村委員さんのほうからいろんなご議論いただいておりますが、現状、木曾川に関しましては、責任水量というのはございません。ですので、三重用水とかですと、65%分は使っても使わなくてもお金がかかりますよというような考え方でございますが、木曾川に関しましては、使わなければ使わないだけ費用が少なくなるということでございますので、その点については今回このような形の整備をしていくということについてはメリットがあるのかなというように考えております。

○ 村山繁生委員

そうすると、責任水量は変わらないけど、自己水の安全な確保という観点ということですね。

○ 加藤清助委員長

関連で、今、委員会資料の5ページに給水計画、配水量と水源内訳というのがあって、今、議論になっている自己水と県水、木曾川水系、長良川水系の構成比率が出ていて、平成27年度の構成比と28年度の構成比を見ると、自己水が27年度の構成比62.2から61%に構

成割合が減ると。増減率でいくと3.8%の減なんやけど、これはさっきのマンガンの施設整備事業は平成30年度施設稼働やから、これがとまったわけではなくて、もう平成28年度比で自己水は減るといのはどうやって見たらええんかなと思うんやけど。

○ 中尾上下水道局管理部長

具体的に平成26年度の実績でいいますと、長良川水系も木曾川からとっておるんですけど、木曾川の水は1日平均して大体1万2800tぐらいとっています。これ、責任水量はありません。長良川水系はわずか1100tが責任水量です。当然責任水量上、今、県から受けていますので、自己水がそれだけとれるようになれば、この木曾川の水が減るということで、その分安くなるということでございます。

○ 加藤清助委員長

この朝明4号井が平成30年に施設稼働すると、自己水比率がふえるの。そうでもないの。

○ 矢田技術部長

まず、木曾川水系のところをご覧くださいと——資料5ページでございます——平成27年度が4597m³に対しまして、木曾川水系4897m³という数字が上がっております。これは何でふえるかといいますと、全般的に取水井の井戸に関しましては、大体ですけれども、おおむね毎年1%くらい取水量がちょっと下がってきております。これはやっぱり施設の老朽化によって減ってくるというのがございます。ただし、ここのこの木曾川用水系に関しましては、来年度から予算で上げさせていただいております除マンガン施設の工事の関係で、要は自己水をちょっと止めやんならん時期が出てまいります。そういうことがございまして、木曾川水系が若干ふえておるということでございます。ですので、その辺で、ちょっとふえ方が大きいということでございます。

○ 加藤清助委員長

引き続き質疑を。

今ので。

○ 豊田政典委員

お二人と委員長の議論を聞いていて、木曾川から買うよりも、マンガンをやっても、今回の工事で建設工事をやっても、経済的に安くなるんだという話だったので、シミュレーションした金額をやっぱり示してもらわないといけないなというのが一つ、後でいいので。

それと、休憩中に詳しい議員に言われて、話戻すんですけど、方式、今回の提案のやつと比べてもっと新しい方式があるけど、イニシャルコストもランニングコストもこのやり方、提案のやり方のほうが安いという話だったんですけど、幾ら安いんや、聞いてこいとされたので、それを簡単に答えてください。

○ 加藤清助委員長

今答えられますか。休憩して、それからしてもらってもいいと思う。どうしますか。二つ請求があって、一つは経済的な効果ですよ。自己水の朝明4号井を再稼働、お金をかけてしたほうが自己水じゃないほうからとるよりも経済効率がええというシミュレーションをされたのかということで、そのシミュレーションの試算資料があれば出してほしいという請求ですけど、まず、この1点目のシミュレーション、経済効果の試算のものは出るでしょうか。出るわね、経済効果、試算していたと言ったんやで。どうですか。

名前を名乗って所属名を答えてください。

○ 中野施設課課長補佐

施設課課長補佐の中野です。

自己水と木曾川用水の差ではないんですが、先ほど豊田委員のほうから言われ……。

○ 加藤清助委員長

だから、シミュレーションが資料として出るかどうかということ。

○ 中野施設課課長補佐

はい、出ます。

○ 加藤清助委員長

出るそうですので、休憩後でいいですか。

○ 豊田政典委員

それで、そうしたら二つ目の質問に関係するんですけど、今回の整備を行って、建設費が6億4400万円ですけど、ランニングコストの議論もしているので、そこに一つ目の質問のところに維持経費、ランニングコストの金額もわかるようにつくってください。

○ 加藤清助委員長

という請求で、お昼休憩後に出ますか。

○ 堀木施設課長

はい、提出いたします。

○ 加藤清助委員長

二つ目も出るんですか。新方式と旧方式と。

○ 堀木施設課長

比較検討、除マンガン施設の導入に対しまして、いろんな三つのタイプで比較検討いたしております。そこで、先ほど言われましたランニングコストであったりとかイニシャルコストであったりとかというのもかけてございますので、その表をご提出させていただくという形で。

○ 加藤清助委員長

じゃ、その資料をご準備いただくとして、これって財源は全体事業費6億4400万円なんやけど、全部企業債と自己財源なんやけど、こういうのは国庫補助とかの対象にならんの、地方創生の時代に。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

自己水とるで対象にならんの。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

そうやろうか。見解があれば。

○ 松久経営企画課企画計画係長

補助の話ですけれども、残念ながらこれはございませんでした。

○ 加藤清助委員長

そうなん。まあ、いいですわ。

じゃ、資料をご準備いただくので、お昼休み、済みませんが、再開午後1時とさせていただきます。

12:06 休憩

13:00 再開

○ 加藤清助委員長

では、おそろいですので再開をさせていただきます。

本日、冒頭に申し上げました本委員会中の所管事務調査について、ご希望、提案がありましたらお諮りしたいと思いますけど、ございませんでしょうか。

○ 川村幸康委員

その他事項ということですか。

○ 加藤清助委員長

いや、その他は休会中ですので、本議会期間中にという。

○ 川村幸康委員

何か議案以外にということ。

○ 加藤清助委員長

そうですね。

○ 川村幸康委員

上下水道局のことじゃなくていいんでしょう。

○ 加藤清助委員長

全般やわね。

○ 川村幸康委員

全般でいいですか。

○ 加藤清助委員長

委員会の所管で。

○ 川村幸康委員

一つ会派の中であったのが、電力自由化になったで、電気をどこで買うかとか、何かやっておることあるやろう。どうなっておるのかな。一遍所管するところで、上下水道局なら上下水道局の電気の自由化、研究しておると思うけど、失敗したところもあるみたいな、買って、自治体で。その会社がやめて。

○ 加藤清助委員長

会社がパンクしたということ。

○ 川村幸康委員

例えば当初予算が100としてとっておったら、もうやめてあれしたでまた買わないかなというのが200になったとかというところもあるみたいで、その辺どうなっておるのかな。この審査でも聞けばええのかなとは思っておったけど、どこで聞くのかなと思っておったで、電力の自由化に対するあれと、どうするのかないというのが会派で聞いてほしいと。

○ 加藤清助委員長

全庁的にいくと管財課か……。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

そうやね。上下水道局のほうで電力の自由化に伴う何か対応を考えておるとか、そういうのはあるの。

○ 堀木施設課長

主に下水施設になっておるんですが、32施設につきまして、中部電力以外の電力会社と契約をして、電気代の削減に取り組んでおります。

○ 加藤清助委員長

それは今回予算には関連している。しておるやろうな。

○ 堀木施設課長

もちろん今回の予算にも、はい。

○ 加藤清助委員長

ほんなら、そこで聞いてもらいましょうか。

じゃ、その他、本委員会中に所管事務調査で取り上げたいということはいかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

あともう一つ、市長がこの間のあれで中核市移行はある程度述べましたやんか。

○ 加藤清助委員長

秋ごろに。

○ 川村幸康委員

秋ごろにという。そうすると、産廃、特に一つの課題になっておったのは産廃のことと、それから、県が認識していない産廃のこと、そこらをどうやって処理するのかなというのが委員会としては課題があるのかなと思っておったけど、環境行政やね、特に。

○ 加藤清助委員長

環境ですね。

今、川村委員のほうから、前段の部分はこの委員会で予算審査でやればいいと思いますが、後段の部分は中核市移行にかかわる、市長が表明されている、この秋ごろに——一定の条件がクリアかなるんやったか——めどをつけて表明したいというふうに言われていることに関連して、産廃問題について、環境部所管になると思いますが、そこで所管事務調査事項とするという提案がありました。

○ 山口智也副委員長

川村委員がおっしゃったそれ以外の事案というのは、一応協議会で2事案については協議会でありますけどね、そこ以外でということ。

○ 川村幸康委員

そう、それプラスアルファね。

○ 加藤清助委員長

2事案以外。

○ 川村幸康委員

そう、2事案以外でも県は認めていないんやでき。そうすると、それは四日市市が移るに対しては、他の産廃処理事案って、今現実にあるところも四日市が自前でやるという覚悟を決めてやっていくのとどっちなのかなと思ってさ。だけど、今もおきておるんやで、県の責任やろうねと思うておるけど、私は。

○ 加藤清助委員長

確認書からいけばね。

今、提案がありましたけど、今委員会中の所管事務調査の提起ということで、他の委員の皆さん、いかがでしょう。項目とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、今委員会中の所管事務調査として環境部所管になりますが、産廃問題で、今までの4事案以外の産廃問題がどうなっておるのかということと、あわせて中核市移行への問題絡みで所管事務調査とさせていただくことに決定いたします。

それでは、上下水道局の審査を再開させていただきます。

お手元に——これ、豊田委員からやったかな——請求の資料が配られていると思いますので、簡単に説明を受けた後、質疑を続行したいと思います。

説明はどなたから。

○ 中野施設課課長補佐

施設課課長補佐の中野です。

では、説明させていただきます。

A3の表を1枚とA4のペーパー1枚を配付させていただきました。A3のほう表、除マンガン処理施設比較と書いてある表がありまして、その裏に除マンガン処理施設年間費用内訳となっております。

まず、こちらの表からなんですけれども、これにつきましては先ほどご質問いただきましたマンガン除去の方式について比較した表となっております。マンガン砂除去という方式と、あともう一つ、高性能マンガン砂除去、あと、最後に繊維ろ過除去法、この三つについてそれぞれ維持管理費と建設コスト等につきまして比較して検討させていただきました。

結論から申しますと、マンガン砂除去の方式が一番実績も多くて、今回の場合の処理規模で建設しますと、建設コストについても、維持管理費についても、これを足したものが経済性なんですけど、これを年間費用と括弧して書いてあるんですが、年間3659万5000円、それに対して高性能マンガン砂除去4626万1000円、繊維ろ過除去法につきましては5478万

6000円、こういう結果になりまして、マンガン砂除去という方式を今回採用させていただきました。

経済性のこの内訳は裏を見ていただきますと、それぞれマンガン砂除去、高性能マンガン砂除去、繊維ろ材除去というふうに三つで比べてあります。上の1、2、3、4につきまして、これが建設コストになります。

もう一度説明させていただきますと、マンガン砂除去につきましては、済みません、これは工事費が5億9610万円に対して、これを想定耐用年数で割って年間にした金額が3075万円となっております。以下、高性能マンガン砂除去、繊維ろ材除去も同様な構成となっております。

下段の維持管理費につきまして、電力費等を想定した金額を足したものが、マンガン砂除去につきましては年間584万5000円となっております。上の3075万円と584万5000円を足したものが3659万5000円となっております、これが表の経済性の数値となっております。こういうふうに三つの方式を比べまして検討した結果、マンガン砂除去というふうに至りました。

先ほど最新のお話があったんですけど、これは繊維ろ材除去方式といいまして、今までは砂を使っていたんですけども、あと、高性能マンガン砂というのは普通の砂にマンガンをもう少し吸着しやすい材料をコーティングさせたものが高性能マンガン砂となります。

先ほど最新の方式と言われていたのはこの繊維ろ材除去方式になりまして、これについては基本的には繊維でろ過する方式になります。これにつきましては土木構造物が小さくなるというのが売りなんですけれども、今回のボリュームからいくと、ほかのマンガン砂除去に対してそこまでメリットは出ていないのかなと思われまして。

A3の表については以上の説明になります。

もう一枚のA4のペーパーをご覧ください。

これにつきましては朝明水源地除マンガン施設導入費用比較検討をしたものでございます。朝明の水源地1から4の水源地を全て県水を受水にした場合で考えますと、朝明水源地の1日の配水量は1万2400tとなりますので、これは認可の数値になります。あと、企業庁の水の単価が39円で受水した場合の年間必要費用がこれを掛け算したもので1億7651万4000円となります。マンガン設備を整備した場合、除マンガン施設の年当たりコスト、これが先ほどA3の表で示させていただきました3659万5000円となっております、これ以

外にはほかの朝明水源地の維持管理費、保守点検費用とか電力費、薬品費、あと修繕費の年額が8212万3000円、この二つを足したもので1億1871万8000円となります。この二つを比較すると、除マンガン施設整備をした場合のほうがコスト的には安くなるということで、本計画の導入に至っております。

済みません、説明としては以上となります。

○ 加藤清助委員長

このA3のデータ資料だとか、これ、上下水道局の作成のものでいいですね。

○ 中野施設課課長補佐

済みません、それは今コンサルタントさんの設計業務をしております、そのコンサルタントさんのはうちのものとなります。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑どうぞ。

資料請求の豊田委員、了解、オーケー、いいんですね。

じゃ、他の委員の皆さん、この件に関してあればですし、なければ別事項、予算事業について質疑を再開させていただきます。

○ 川村幸康委員

さっきの売電のことを少し、どういうふうにしておるのか教えていただければ。

○ 加藤清助委員長

じゃ、上下水道局、予算絡みの関係も含めて、売電じゃなくて、電力の自由化。

○ 堀木施設課長

済みません、電力の自由化に関しまして、今現在上下水道局が行っております部分につきましては、高圧受電50kw以上で6600vの受電をする設備について、なおかつ、その年間の使用量、受給率を申しますけれども、その受給率が30%以下のものに関しまして、中部

電力とは違う電力会社と契約をいたしております。

○ 加藤清助委員長

契約をいたしております。

○ 堀木施設課長

はい、受電契約をして受電をしているという形になります。

○ 川村幸康委員

載っておるの。どこでわかるの。

○ 加藤清助委員長

その予算は、あるいは事業はどこかに資料に出ていますでしょうか。企業会計予算かな。

○ 矢田技術部長

平成28年度予算書及び予算説明書の98ページのほうをご覧くださいと思います。

○ 加藤清助委員長

お持ちでしょうか。98ページ。

○ 矢田技術部長

よろしいでしょうか。

一番左のほうに2のポンプ場費というのがございます。その16番目、動力費のところのポンプ場電力量というのがございます。それから、99ページの処理場費のところの15動力費のところに処理場電力料というのがございます。この二つが先ほど課長がご説明申し上げましたように新電力会社と中部電力の競争入札をかけた上で、新電力会社のほうが落札をしたということで、今現在といたしますか、来年度もそういうような形の方で予算要求をさせていただいておるといふ状況でございます。

○ 川村幸康委員

どれぐらいの差額やった。

○ 中野施設課課長補佐

済みません、実際には今ちょっとすぐには出ないんですけども、中部電力さんと比べて、ことしの入札結果から見ますと約7000万円——実際には電力の使用量によって厳密には変わってくるんですけども、入札でうちが提示した量に対して、中部電力さんと商社名がちょっと若干うろ覚えで申しわけないんですけど——の差があったという結果になっております。約ですけども。

○ 川村幸康委員

そういうところへ私も目が向いていなかったの、電力の自由化でどうなったかというのは、やってもらっておるのやったらそれに越したことないのと、リスク分散とあれをどう考えるかやろうし、民間の企業でもそれに手を出したところと出していないところとあるのやわな、両方と。役所の上下水道局の見解としては、これは出して7000万円あったで正解と見ておってそんでええんやけど、どうなるんかというのは見えておるの。やってみながら勉強していくという感じなの、これ。どうなるんか。あかんだところもあるやんか、結果的にいって。

○ 加藤清助委員長

電力供給の安定性の担保はされているのかということ。

○ 中野施設課課長補佐

済みません、川村委員のおっしゃるとおり、ああいうふうに突然やめられるということは正直想定はしてはないんですけども、うちの今の考え方としましては、先ほど電気の受給率が30%以下というところで、中部電力さんは契約が継続していますと、年2%の割引をしてもらえます。その辺を勘案しまして、確実に中部電力さんと比べて、電気の必ずうちが今メリットは出る施設を今やって、全て今やっているわけではないんですけども、そういうふうな施設を探っているんですけど。

○ 加藤清助委員長

リスクについて。

○ 中野施設課課長補佐

はい。ただ、ちょっと先ほど言った途中でやめられるというのは、正直今のところ想定は……。

○ 加藤清助委員長

想定外。

○ 中野施設課課長補佐

はい。

○ 川村幸康委員

その保険みたいなもんやろうけど、そうするとまた高くつくのかもわからんのやけど、リスク分散はどういうふうなことがあるのかな。例えば想像でいくと、契約のときにそういうものを少しくたっておくとか、何かあればええんやろうけど、どういうやり方をしておるのやろうと思って。

○ 加藤清助委員長

契約上のリスク分散は。

○ 堀木施設課長

済みません、リスク分散、もし新電力会社のほうが潰れましたとしても、電力供給に関しましては、中部電力がバックアップをするという、法律上もそうなんです、そういう体制がつくられてございますので、電力の供給が止められるということはまずございませんので、電力は送られてまいります。

ただ、先ほど言わせてもらいましたように、新電力会社さんのような金額では中部電力さんは売ってはいただけませんもんですから、その分は高くなってまいります。

○ 川村幸康委員

だから、その予算、現場には影響ないと思うんやけど、予算上の措置やわな。そこをどうやって見立てるかやろう。だから、当初予算をこういうふうにあれするけど、どの分のリスクで別のところに持っておくんか、何かしておいたほうがええのかなと思うけど、いやいや、それはなつたときにまた急遽組み立てるというのか、どういうやり方があるんやろうねと思って。それは全庁的にも言えることやもんで、上下水道局は局としてのやり方やろうけど、後のところの局もどういうやり方をするのが一番いいのかなと思って。

○ 加藤清助委員長

予算上の対応の仕方ですね。

○ 中尾上下水道局管理部長

現実的には他の入札差金を流用して、もしこけたときに対応するか、あるいはどうしても足らなければ補正をお願いするというような形になると思います。

○ 川村幸康委員

想定できるとかそれぐらいやろうけど、やっぱりもうちょっと向こうが見えるようにしたほうがいいのかなと思って。電力自由化に行くんもええんやけど、よし悪しで何か高つかへんかなという気もしておるのやわ、俺は。中部電力さんに借りやなあかんわけやろう。現実に今7000万円よかったというんやけど、その分、中部電力が売るときになったら7000万円足してもうけさせてもらおうかという話の世界やろうと思うておるのや、俺は。そんな甘い話、おいしい話はそうはないと思うておるで、それは、笑うけど考えておかんと、そんなもんなんやで。二、三年の勝負で見ておらへんで、10年、20年やろう。市役所がなくなるのやったらいいけど、一生の客として見たときに、四日市だけは裏切らんと俺んところで買うてくれておったという話の世界か、それはそれで電力の自由化になったときの変化に応じてやるだけか。

そこらをどうやって見るかなというのは、俺さっきもいろんなことを言ったけど、今おる人で聞いてもろうておる人で真剣に考えて一遍ちゃんとせなあかんに。次の下の人に先送りすると、そうなっておったでそうやっているんです、先輩が電力自由化になったでそうやってしたんですわの話で、結構現状維持の法則が働いてくるで。今になったときに、これ、動き出したら動き出したというところの考え方やろうけど、もうちょっと長い目で

見たときに、それ、本当にええのかなというのは、俺は一消費者としたら怖いところがあるなと思って。俺のところの店にでも売りに来るわ、月30万円ぐらい、冷蔵庫代40万円ぐらい俺のところは要るでな。四、五十万という大きいでさと思うんやけど、今まで流してもらっておったところより、新しいところのは得になりますというけれども、絶対得になりますよというやつは、絶対後で損するなという俺の考え、ちょっとあれかわからんけどな。

そうすると、電力自由化といえども、今7000万円と聞いて余計に大きいやろうでなと思うておったで、電力代って。それを自由化になったでといっぺ7000万円とりにいっぺ、後で7億円ぐらいとられる話になれへんのかなと思って。

だから、わからん話やで、ただ、私の考え方を皆さんに言う中で、今動き出した人らの責任において、5年から10年間ぐらいはある程度どっちで行くかとか、割合とか、固定する必要はないけど、ちょっと考えてやったほうがええんかなという気が。

すごい電話やもんな、今、郵送物だけでもさ。このコストはどこかで出るんやろうなと俺は思いながら見ておるけどさ。物すごいで、一般家庭にでも売り込みが、自由化になっておる。皆さんのところも行っておるやろう。何かあると思わへん。当面は例えば3万円かかっておったやつが2万円になるとか、4万円のやつが2万円ぐらいになりますよという話は来るんやけど、俺はどうしてもそういうのは余り信用せんタイプやで。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、前、財政経営部において管財課のときもこれをやったもので、これ、電力入札は実際一つは法的に今言われたように、あと、サービスに影響は出ないと。電気っておかしなもので、中部電力さんが整備した電線なり全部使っておるんですね。ですから、例えば地震が来て一旦停電しますけれども、そのときでも基本的に中部電力はこういう行政を最優先にということで、法的なそういう根拠があって、まず最優先にしますし、当然電力については、今回のケースで例えば倒産とかになっても、それも中部電力さんは当然供給義務があるということで、法的には守られています。

ただ、もしそうなったときに、長期の契約をしておったときは中部電力さんも若干の値引きといいますか、減率はたしかかかりましたので、そこら辺での若干の誤差が出てくるというところは、それはあります。

それと、これは一応1年契約です。1年ずつ更新しておるという状況もございますので、

そういう意味では、確かに今回新聞にも載っておりましたので、民間さんが決して倒産しないということをごさいますけれども、そういうところがないということはないですけども、現状ではまずこれだけの経費の削減につながるというところでは、まずこれをうちとしては実施させていただきたいと思っています。

それと、予算的にはそれを差し引いた形で今現状上げてございますので、もし仮にそういうことはないと思いますけれども、起こった場合については、その折の処理によって、例えば補正なりというふうなことも必要になってくるということは考えてございますけれども、現状では今そこの部分を削減した形での予算の計上というところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 加藤清助委員長

よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

目先やと多分7000万円に魅力を感じていくんやろうけど、その後の、俺はもうちょっと研究してほしいなと思って。何か上げられるような気がして、そこの買うておるところかどこかわからんよ。1年契約と言っておるけど、ことし商社で買うて、商社からまた中部電力に1年交代でどうこうとか、いろんなやり方も考えられるんやろうけど、何かどうもここへ来て、末端の消費者やら、市役所でも私らでも、気づくのが遅いで、情報も入ってくるのは、後でそういうことやったんかというのは絶対あるで、こういうのは得に。だから、よっぽど用心してかかると、だから、末端なのかもわからんけどな。

あんたらでいうと指定管理者でもそうやったやん。出したほうがええ、安上がりやったけど、市の職員さんの今度年金出るまでの天下り先がなくなってしもうたり、それから、気づくとそういうもんというのはようけあるやん。後で国の制度やあんなの流れによって。だから、特に自由化になったんやけど、よっぽどそれは考えてやらんと後で高くつくという気がするので、一遍予算常任委員会でも、全庁的にやっておると思うで、どれぐらいになったのかなと思って、局だけかな、全庁的にやっているやろう、これ。本庁もやっているやろう。一遍また聞くけど、とりあえず。

○ 三平一良委員

資料を。

○ 加藤清助委員長

資料というのは。

○ 三平一良委員

どれだけ安くなったという比較費。

○ 加藤清助委員長

それは上下水道局。

○ 三平一良委員

庁内の。

○ 加藤清助委員長

全庁的にね。それはどこに請求しやええんやろう。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

管財課やけど。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

予算常任委員会全体会で請求するか、ここの分科会から管財課に請求というわけにもいかへんな。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

今は電力自由化に伴う契約にかかわって上下水道局で7000万円ぐらいの年間経費削減にはなるけれども、今後の想定され得る対応なんかも提案のご質疑がありましたし、また、片方で公共関係の中部電力のバックアップが担保されているというようなお話もありましたけれども、そこら辺、全庁にかかわる問題ですので、改めて全庁的などころは委員の皆さんからも予算常任委員会全体会とかそういうところで問題提起なりご発言をされたらよいのではないかというふうに思います。

続けて質疑再開いたします。

○ 村山繁生委員

当初予算資料の193ページの災害時用飲料水備蓄推進事業ですけど、ことしというか平成28年度新たにアルミ缶を7万2000本製造するというので540万円、それと、もう一つの業務委託の122万4000円というのは、このペットボトル1万7000本という考えでいいんですか。

○ 加藤清助委員長

質疑に対する答弁はどなたが。

○ 芝田上下水道局総務課長

アルミ缶につきましては7万2000本作成で、予算額につきましては、アルミ缶については540万円という金額でございます。ペットボトルにつきましては約1万7000本ということで、金額的には……。

○ 村山繁生委員

122万4000円が出ておるんですけど、これじゃないですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

そうですね、122万4000円の金額です。

○ 村山繁生委員

これ、製造単価が75円で、これ、販売単価も75円になっている。これは市民サービスの一環として、そういう根拠で同じ75円でええということですか。

○ 加藤清助委員長

価格設定についての根拠、考え方。

○ 芝田上下水道局総務課長

私どもとしても水道事業会計ですので、水道料金で賄っているという現状もございます。そういった中で、現状としましては製造費を販売単価という考え方で現状いきたいというふうに考えています。今までもそういう形でやってきたところでございます。

○ 村山繁生委員

細かいことなんやけど、そうすると122万4000円を1万7000本で割ると72円になるんやけど、これも一緒、75円になっておるんやけど、その辺はどうなの。

○ 加藤清助委員長

その差は何だ。

○ 芝田上下水道局総務課長

アルミ缶につきましては540万円の予算の中で検査費用等も含めての金額になっておりますけど、ペットボトルにつきましては別途業者のほうに委託しまして水質検査、中の水の検査という費用がございまして、そういった検査も含めるとほぼ75円になるというものでございます。

○ 村山繁生委員

はい、わかりました。

そうすると、平成27年度もペットボトルをつくっているわけですね。何本ぐらい売れておるんですか、これ。

○ 加藤清助委員長

販売状況。

○ 芝田上下水道局総務課長

今年度につきましては、見込みとしては約1万8000本という状況でございます。

○ 村山繁生委員

売れたんが。

○ 芝田上下水道局総務課長

1万8711本です。

○ 村山繁生委員

それは販売した本数ですか。製造した本数ですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

今年度につきましては、実を言いますとペットボトルで自宅配送という取り組みも行いました。ですので、製造本数につきましては通常の年より多くつくってございまして、2万8992本製造しております。

○ 加藤清助委員長

2万8000本つくって1万8000本。

○ 村山繁生委員

これ、ペットボトルのほうは賞味期限が2年となっておりますけれども、余らかしてもこれはあれですけど、この辺はどういうふうになっているんですか、在庫。

○ 芝田上下水道局総務課長

ペットボトルにつきましては、毎年製造した本数をほぼ1年間で売り切るという形で製造のほうをしております、今年度製造したのものにつきましても1年以内に間違いなく売

り切れるという形のもので見込んでおります。

○ 村山繁生委員

これ、市民の飲料備蓄が進んでいない状況にあって、こうやって進めようとしてやると思うんですけども、これ、そもそもどこでこのアルミ缶をこれから売るんですか。

○ 加藤清助委員長

販路について。

○ 芝田上下水道局総務課長

販路につきましては、私ども、特に今年度、ペットボトルについては自宅配送という取り組みを行いました。そういったアルミ缶につきましても周知をして自宅まで届けるという形で搬送するという取り組みを考えておるところでございます。

○ 村山繁生委員

配送費込みで75円でいいということですか。

○ 加藤清助委員長

配送費込みかどうか。

○ 芝田上下水道局総務課長

配送料も含みまして75円で設定したいというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

それで、その辺の周知とかは十分されているんですか。販売に対する周知というのは。

○ 加藤清助委員長

販促はどうされていますかということですが。

○ 芝田上下水道局総務課長

今年度のペットボトルの自宅への配送につきましては、資料提供、それからホームページ、それから広報よっかいち、地区市民センター等々で周知をいたしたところでございます。新年度のアルミ缶につきましてもそういった周知方法をとるとともに、特にアルミ缶につきましては一般市民向けという形に加えまして、特に企業におきましても備蓄ということをしていただきたいというふうに考えておりまして、企業への周知のほうも十分に考えてまいりたいというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

水道アンケートで備蓄率が54.4%というふうに書いてもらってありますけれども、備蓄率というのは1世帯というか、1人当たり何本をもって備蓄率というんですか。

○ 加藤清助委員長

1人何本が備蓄。

○ 芝田上下水道局総務課長

危機管理室のほうの備蓄の目安としましては、1人1日3lで7日分を備蓄してくださいという呼びかけをしておる状況でございます。ただ、なかなかアンケートの状況を見ても、そもそもの3lの7日分という状況にも備蓄もしていただいておりますし、世帯の割合を見てもなかなか備蓄のほう進んでいないという状況もございますので、そのあたりも踏まえまして、私どもとしては上下水道局として水道水の備蓄の一助となるような形でこの事業のほうを考えたということでございます。

○ 村山繁生委員

だから、この54.4%はどういう根拠で54.4%出てきたんですか。

○ 加藤清助委員長

この備蓄率はどうやって計算して出た数字だろうかということですが、水道アンケートで水道がやったんやろうね。後ろのほうで答えられますか。どちら。

○ 芝田上下水道局総務課長

水道アンケートの中で、この水道アンケート、1200名の方に送っているんですけども、ご自宅で飲料水を確保していますかという問いかけがございます。その中で確保しているという割合が54.4%というものでございます。

○ 加藤清助委員長

だから、31は関係ない。

○ 村山繁生委員

量的なことは全然項目にないわけですね、アンケートの。

○ 加藤清助委員長

備蓄の量については、アンケートでは集計されない問いでいいかどうかということです。

○ 芝田上下水道局総務課長

備蓄の量につきましては、水道アンケートの中では項目は設定しておりませんが、昨年度、私どもペットボトルの自宅への配送という取り組みをいたしました。その中でアンケートも同封をいたしまして、そのアンケートの中で備蓄量のお聞きをしたということがございます。

○ 加藤清助委員長

備蓄量は集計されていないんやろう。

○ 村山繁生委員

お聞きしたことはございますというだけのことであって、備蓄の量は集計はできていないということですね。

○ 芝田上下水道局総務課長

水道アンケートの中では備蓄の量は問いの中に入れておりませんので、水道アンケートでは備蓄量の統計というのはとっておりません。

○ 村山繁生委員

ですから、今後、だから、せっかくこれからやっていただくんですから、特に周知の面において、1人当たり1日何本でこういうふうに備蓄してくださいよということをもっとやっぱり市民の皆さんにも、危機管理室がいくら言っておっても市民の皆さんに余り周知されていなかったらならぬので、もっとその辺の周知のほうをしていただきたいなということでございますので、終わりです。

あと、もう1件……。

○ 川村幸康委員

今のちょっとええ。

○ 加藤清助委員長

関連で、備蓄事業について。

○ 川村幸康委員

この泗水の里で会派で意見が出たので、ちょっと尋ねてくれと。

会派の中で、これ、幾つかあったんやけど、委託しておるやろう、泗水の里。東海地方でここしかないということで、こういう委託先で、このコスト分ぐらいはペイするぐらいのやり方ってできやんのかという考え方を言うておったんやけど。

○ 加藤清助委員長

販売価格を上げてということ。

○ 川村幸康委員

うん。だから、要はこれ、原価がこれを見ると……。

○ 加藤清助委員長

ほぼ原価どおりなんやろ。

○ 川村幸康委員

アルミ缶の製造委託業務で泗水の里委託業務、これが安くならへんのやろうで、委託してここしかないんやろうで。これがまるっきり原価やったら、売ったら売っただけというんではないやろうけれども、少しは手数料や何か取れて、やれる分ぐらいの考え方はないのかと言っておったもんで、そうすると協力する人もあるかもわからんでな。数がふえればその分だけ、原価でこれ上がっていくけど、ちょぼっとでもやれば、だから、これやったらインセンティブも何もないんやわな。そうやろう。考え方が違うという物の見方なのか、物を販売するときの、そういう意見が出ておったもんで、備蓄とかあんなんと言っけど、ここで見てくれ、お茶やこれ、みんな飲んでるやん。これ、泗水の里になるかわからんで、5円ぐらいプラスになるのやたらって。これみんな150円か180円ぐらいやろう、そのコーヒーやと、違う。そうやろう。今75円と言っておったで、ワンコインぐらいだったら買うぜということをする人が、考え方もあるんと違うんかと言われておったもんで。

○ 倭上下水道事業管理者

この泗水の里の防災用の飲料水の備蓄支援ですけれども、ある意味去年から力を入れていただいています。全国的にもこの取り組みは多いんですけれども、そういった中で、今販売価格の関係ですけれども、現状として局といたしましては、現状の備蓄の状況を見ると、できるだけ原価と同等で安く販売をさせていただいて、少しでも備蓄を進めさせていただきたいというところで、まずは原価というふうなところで考えさせていただいてございます。特に今年度はプル式のアルミ缶ということで、これですと7年間もつというところで、全国的にもこういうところの取り組みも徐々に始まってきておるという状況もございます。

昨年、泗水の里、ペットボトルのほうを備蓄というふうなところで市内のほうに販売をさせていただきましたけれども、そのときもアンケート調査をする中では、やはり賞味期限というところも言われておりましたもんで、新たにこういう形での取り組みというところなんですけれども、いずれにいたしましても、少しでも各家庭への備蓄が進むというところは、今のところは少しでも安く市民の方に販売をさせていただきたいというところで価格設定をさせていただいてございますので、何とぞご理解のほうをいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 村山繁生委員

原価ということであれですけど、配送費は持ち出しということなんですか。これ、幾らぐらいになっておるんですか、その配送は。

○ 加藤清助委員長

委託費じゃなくて配送。

○ 村山繁生委員

配送込みで75円ということ。

○ 加藤清助委員長

配送部分の経費はわかりますか。

○ 芝田上下水道局総務課長

配送につきましては、今年度ペットボトルを自宅まで配送するという取り組みにつきましては、職員で手分けをして自宅まで配送したと、そういう取り組みもさせていただいたという状況もございます。

○ 加藤清助委員長

だから、それはカウントできへんわな。

○ 川村幸康委員

倭さんが言われたんで、別にそういう考え方もあるなと思うけど、職員さんに配ってもらっておるということも聞くと、動いたり、経済活動したり、備蓄、一方では私らも水道代を上げるなよという話をするのと、それからもう一方、この水道代、ペイせんやないかということは矛盾するように聞こえておるかわからんけど、全然矛盾せんのやわ。考え方的にいうと、極力空気のようになりゃ水道代、ただになるんやわな。空気、金取ってへんで。それに近いように水道水をしてくれりゃええというありがたい話で、来るところまで来たけど、今度減っていくで高くなっていくでどうしようという話の、これ、委員会や

ろう。

もう一個は、それとは違うところで今、みんなが水というのに価値がだんだんと出てきたわけや。お〜いお茶で、これ30周年だったかな。違った、そうやろう、三平委員、書いてあれへん、お〜いお茶、30周年やろう。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

30年やろう、それ。そう違う。去年30周年ぐらいやったと思う、張ってあったで。

だから、そういう意味からいくと、あんなもんが売れると思わんだんが、30年たってお茶が売れてきたわけやろう。だから、水をそういうところでペットボトルや缶にすると、ある程度水道水とは違った価値や楽しさやよさを見詰めて飲むわけやで、ちょっとそれは民間に任すという部分の領域のところと……。

○ 三平一良委員

去年で30年でしたね。

○ 川村幸康委員

そうやろう。30年周年って書いてあったもん。

だから、やっぱり泗水の里、どういうやり方があるのかわからんけど、四日市の水、俺はおいしいと思っておるで、市長の言う誇りを持って売れるように、少しは。莫大な利益を求めよとは思わへんけど、せめてちょっと原価だけ、動いた分も労働賃金も含めて少しはやっぱりそれは、それこそかかっておる実費という言い方がええんかな。泗水の里も原価に対して原価で売っておるといふんやけど、プラス実費はかかっておるはずやで、何かしらの、その実費代ぐらいは出る程度で売ったほうが俺は、この事業を本当に続けていこうと思うのなら、そっちのことがいいような気がするで、だから、もしよけりゃ一遍今回80円にしたら。議案修正出そうか。

かかった実費はやっぱり取るべきやと思う、俺。ただほど高いとか安いとかあるけど、そこはきちっと考えてやらんと、皆さんにも給料を払うて仕事してもらうておるわけやで、かかった実費は取るという、最低限でも、プラス・マイナス・ゼロにはしておくべきや。

これ、プラス・マイナスじゃないわ、マイナスやで、かかる実費ぐらいいは入れていったほうがいいと思うわ。そののが泗水の里は生き残る道多いよ。

変な話、私らに説明するのに、備蓄とか何とかで率がどうというのもそりゃ一つの説明する理由づけになっておるし、それはそれで、うん、そうやねという話やけど、やっぱりそれ以上にきちっと高めようと思ったら、泗水の里、ペットボトルで10本や20本買って飲むというぐらいの習慣をつけてもらうほうが狙い目的には要るのかなと思うと、そんな賞味期限を気にして家に残してもらうというのは、逆に言うといざというときに飲めへんでな。

だから、もうちょっと理屈で私らも攻められると、あかんとは言いにくいところがあるけど、もうちょっと、非常用やでとってどこかにしまい込んで置いておくというわけにいかへんわけやで、それやったら家に市販より安い水がいつも泗水の里が5本ぐらい入っておるわとか、10本ぐらい入っておるわというような風土にしたほうがええと思うんで、学校に上下水道局の水を飲んだらあかんと言われて、いまだに、子供に、水筒を持っていておるよ、今でも子供。それから見たら、せめて子供、泗水の里を持っていくようにしたら、だから、やっぱりそれはちょっと考え方を換えやなあかんのかなと思うで、ちょっと一遍、来年は換えやなあかんでこれ。ことしこれにしても。

○ 倭上下水道事業管理者

まずはことし75円ということで設定をさせていただいています。今のところ考え方はそうなんですけれども、改めて当然水というのはこのごろ民間もいろいろ売ってございまして、一回そこら辺も状況確認をさせていただきたいと思います。

こちらとしては一番大事なのは、今の状況で、当然一つ泗水の里のPRということでこれまでのペットボトルは継続させていただくと。同時に、備蓄が少ないというのもこちらとしても危惧しております。そういったところもあって、新たに7年賞味期限のある缶を導入したということもございまして、今のご指摘もいただく中で、今年度はまず75円ということで設定をお願いする中で、そういう状況も一回確認をさせていただいて、価格については研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

備蓄米とかアルファ米とか、それから、何とかの箱とかいろんなのが出てきておるやん。要は、あれ、おもりがえらいんやろう。例えば災害救助袋とか災害何とかというやつ、よう売るやん、そのときそのときの民間の人らが。あれ、俺のところにもあるけれども、もうあかんやろうなと思うておるけど置いてあるわ。

そうやけど、管理が大事で、いざ実際になかなか役に立たんとなると、私らでもあかんのは、災害と言われると何となく否定できやんし、備蓄というと蓄えで何とか否定できやんのやけど、実際現実には役に立つようなことにまでしていかなと本当はあかんのかなと考えやんと、下手して7年たった缶やと飲む、倭さん。過ぎておったら、その水。8年たったらもう捨てやなしゃあないという形のもんやろう、今の人。多分昭和一桁ぐらいの世代の人だともったないと飲むわ、こんなん大丈夫やうて言うて。けど、今やとそれ飲んだら問題になるわけやで、そうすると、そこまで見越して事業を考えたほうがええなと思うて。会派で出たんやわ、こういう意見が。泗水の里というのをちゃんと備蓄用やいろんな四日市市民に寄与してやっていこうとすると、プラス・マイナス、マイナスはあかんけど、プラスというよりも実費分だけは取りながら、量がふえたって何がふえたってプラス・マイナス・ゼロになるような実費分は取っていくという考え方をやらんとあかんといのはいろんな議論をしておいてそう思うたでさ、私も。そこらはちょっと考えてよ。

○ 加藤清助委員長

災害時の飲料水の備蓄推進事業について、特に意見が出ているのは、価格が原価でええのか、職員が配達しておるのに原価でええのかとか、製造委託の関係のあれもペイできないけど、災害ということでの考え方でそうしているということですが、今後に向けて検討してほしいという問題提起かなと思いますので、今後そういう価格設定の考え方をまた検討していただくことかなと思います。

○ 川村幸康委員

もう最後にします。さっき村山委員に対しては、これぐらいの備蓄本数が欲しいとなったら、その備蓄本数、市民分つくろうと思ったら多分量を倍にせなあかんわけやろう、多分。倭さんが言われただけの災害時に備えた水道のアンケートから1人何本でこんだけと言うたら、その分だけの人数を計算すると、今委託しておる本数の倍以上にしていかなあかんわけやろう。その分だけ量をふやすと委託料が上がるのか、量をふやすと規模のメリ

ットで下げてくれるのかどうかわからんけど、1本の本数割合は。一遍きちっと考えて、それやとプラスアルファ実費を取りながら、この事業を伸ばしていくという考え方をせんと、どこかの時点でプラス・マイナス、マイナスやないか、止めよよといったら止めていくで、もう一個は、東海地区で唯一ここしかないんやったら、ここを育てたという意味でいくと、もうちょっと使うたりやええんやし、数をふやしてやりや、その分だけ企業ももうかるやろうし、一遍そこらをいろんなところで考えて、この泗水の里事業を私は否定するつもりはないでさ。よう市長が言う持続可能な泗水の里にしていくべきかなと思うと、民間ではこんなこと考えられへんわけやで、ちょっと考えてほしいな、真剣にそれも。来年度には80円ぐらいになるように、独り言やけど。そやけど、ようけ頼んだら下がるんと違う、製造原価70円とかに。上がるのか。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、今回この資料にも書いてございますけれども、確かにアルミ缶は非常に経費がかかるんです。今回7万2000本つくりますが、4万3800本は危機管理室のほうでことしアルファ米を備蓄とさせていただいているというところで、そこにこの4万3800本を使って、残りを市民の方にというところなんです。この7万2000本というのが、これ最低のロットですもので、これがないと、この75円なりというふうな1本当たりの価格にならないという実態があります。ですから、一旦これ、ことし売らせていただいて、状況がどうかというふうなところでちょっと見させていただきたいと思います。

水って案外7年の賞味期限のものというのはほとんど売っていないと思うんです。ペットボトルは2年ですし、それから、スクリュウ缶のやつは若干出ていますが、あれが5年なんです。これ、7年というところで。

今回、泗水の里を販売するときにアンケート調査したんですが、やっぱり一々賞味期限を見ておらんもんで、賞味期限は少しでも長くしてほしいという、そういうご希望もありますし、実際販売についても、ことし職員が配ったんですけれども、一つ本当に数がふえれば、それこそ人も要るかというところがあるんですけれども、ことしのアンケートの中でも特にお年寄りとかに結構買っていたいたんですが、その折にも水というのは案外重たいもので、備蓄はすべきなんやけれども、なかなか運ぶのがえらいとか、そういうご意見もいただきましたもんで、まずはことしはこういう形でさせていただいたというところがあります。

ですから、そこら辺でことし頑張らせていただいて、販売で事業所関係にも声をかけさせていただく中で、こちらとしては少しでも備蓄をして、もしものときに備えていただきたいと思いますので、そこら辺の状況を踏まえて、また単価なりの設定も変わってくるかと思いますが、一つロツト的にはそんだけが最低のラインというところだけはちょっとご理解をいただきたいなと思っています。

そういう中で、ことしは特にアルファ米とのセットで何とかこの価格でというふうなことでさせていただいたところもありますので、まずはこれでさせていただきますが、先ほどいただいた意見を参考にさせていただいて、今後については一回どういう形がいいかというふうなところは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○ 豊田政典委員

価格については意見に沿って検討いただければと思いますが、今までの泗水の里ペットボトルは、ここにも書いてあるように、四日市の水道の安全性やおいしさをPRするために売っておったわけです。ところが、今回アルミ缶も入れて新規事業として備蓄推進事業にしたというところが、そこが本気ならば、また本数は全然違うと思うんですよ。さっきの村山委員の答え、聞き間違えかわからんですけど、1人31、7日間と言われた。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

211やろ。こんなん全然足りませんやんか。この備蓄を推進したいと本気で考えているのであれば、村山委員が言われたように水道アンケートの54.4%がどれだけの量を備蓄しているのかも調べなあかんし、限りなく100%を目指すのであれば、あとどんだけ備蓄してもらわなあかんかということじゃないですか。余りにも中途半端だと思っんですよ、この数字を、本数を見るだけでも。本気度は全く感じられないのに備蓄推進事業とうたっているところが、言葉とやっていることが全然違うなと思っんですけど。

○ 倭上下水道事業管理者

今、泗水の里で今回こういう形で準備して、PRなりしてこちらとしては推進をさせて

いただきます。ただ、水については、別に泗水の里でなかったでもいいわけですよね。1日31、3日間、飲料水を確保してくださいというところがありますので、ですから、市販のものでしていただいてもいいんですけれども、実際市販のものを売っておっても、今現状として2世帯に1世帯しか備蓄していないという実態がありますもので、こちらとしてまずこの形をとらせていただきました。

それを全部うちで準備して、ただ、買っていただければ、それとしては全部無駄になるというところがありますので、ですから、まずこれ、きっかけ、足がかりとしてこういう形で活動させていただく中でPRもさせていただいて、備蓄の必要性を市民一人一人が理解していただいて備えていただくという、そこにこちらは求めておるところで、泗水の里で31万市民の1人1日31、3日間の水を全部というふうなことでは今考えていません。それをしていただけるのが一番いいんですけれども、ただ、それでそれこそ何千万円かかるかわかりませんが、そんだけの水を準備させていただいても、それがもし買っていただければ、それは当然無駄になって損失になってきますので、まずは足がかり、きっかけとしてこういう活動をさせていただきたいという思いで事業を組ませていただいたというところでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 豊田政典委員

答弁を否定するわけじゃないですけど、まずは54.4%の中身を調べなきゃいけない。それは水道だけの話じゃないんですけど、もちろん、危機管理室と連携しながらの話ですけども、今実態はどうなっているのか。それから、泗水の里でも何でもいいけれども、飲料水を備蓄してほしいというために何をどこが何をすべきかというようなところもよく見えない。

今、31万人掛ける211を全部つくれとはもちろん言いませんけれども、これだけ見ると、余りにも目的のタイトルが大き過ぎて、やっていることがごくちっぽけで、何をやりたいのかよくわからないというのが僕の感想で、もっと全体的に見て目的をはっきりさせて、役割分担をして、その前に実態を把握して事業を進めなきゃ。やり方によっては、やり方はいろいろあると思うので、31万人掛ける211を無料で配るという方法もあるかもしれない、備蓄というやつを最優先するならば。そういったところも含めて、新規事業とうたうには余りにも未成熟かなという思いがしました。

それは検討していただくとして、ついでに、すごく今さら何じゃという質問、あほみたいな質問かわからんですけど、わからんで聞くんですけど、泗水の里を備蓄しておくのと、蛇口をひねって11、7日分備蓄しておくのと何が違うんですか。料金は蛇口のほうが安いですよ。そんな保存できるような密封ができないという差なんですか。何なんですか、これ。備蓄飲料水という意味で言えば。

○ 加藤清助委員長

備蓄と水道水の違い。

○ 豊田政典委員

泗水の里と水道水を保存しておく、備蓄しておくのと。買うのと、蛇口ひねった水ですよ。

○ 加藤清助委員長

保存はきかんよ。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

そういう意味。ちょっと質問の趣旨、わかりました。

じゃ、名乗って答弁。

○ 向原水質管理室長

水質管理室の向原といいます。

水道水から直接備蓄していただくのは結構なんですけれども、水道水の中に消毒効果がきいておりまして、保存法によって3日から4日という形で私らはお話しさせていただいておるんですけれども、冷蔵庫に入れても1週間ぐらいで消毒効果が消えてしまいますので、その消毒効果がなくなってしまうと衛生管理上よくないもので、飲み水では使えません。その観点からいきまして、泗水の里がそういった密閉された容器のものを使用いただければ長期保存がきくという形でさせていただいています。

ただ、私らもいろいろな経験の中でお客様からいろいろなお話をさせていただく中で、危機管理を考えていただいて、毎日その水を変えていただく、飲み水以外に使って、1日たった水は洗濯機とかそういったものに使っていただいて、そういった意識を持ってしていただけると心の準備ができていいのではないかなというお話はさせていただいたところですが、なかなか毎日変えるというのは面倒で忘れることがありますので。

以上です。

○ 豊田政典委員

あほみたいな質問だったかわからんですけど、もうちょっと聞くんですけど、泗水の里って水道で流れてくる、蛇口ひねって出てくる水とは違うんですよね、同じなんですか。違うんですよね。今の答えは保存期間が全然違うという話だったんですけど、源水でもないんですか、そうすると。何らかの加工、売るための何かをして売っているんですか。泗水の里とは何じゃ。

○ 加藤清助委員長

泗水の里の水と水道水の水とは何が違うのか。泗水の里は原水なのかどうかということで、名乗って教えてください、後ろの方。

○ 阿部総務課総務係長

総務課総務係長の阿部です。

泗水の里のほうは原水のほうを熱処理しまして殺菌しておりますもので、水道の蛇口から出てくる水とは消毒法として違うということになります。

○ 豊田政典委員

そうすると、今までは備蓄用じゃなかったのが味がよかったとか、そういうこと。

○ 加藤清助委員長

泗水の里も備蓄用のアルミ缶も一緒。

○ 阿部総務課総務係長

中身は同じになります。

○ 豊田政典委員

それで、保存期間が2年とかアルミは7年というのは、容器が密封しているんで違うということですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

現在ペットボトルについては2年、それから、アルミ缶については7年ということですが、けれども、そもそも賞味期限というのは食品衛生法、それからJAS法でそのもとの規定があるんですけれども、製造業者が定める期間という期間になっています。私ども上下水道局が定めればいい期間なんですけれども、ペットボトルに比べてアルミ缶というのは光を通さない、遮光性にすぐれている、酸素透過性、気密性でも優位だということで、材質の違いによって賞味期限を7年にしたいというふうに考えています。

○ 豊田政典委員

わかった。

○ 加藤清助委員長

他に。ずっと水道の質疑が続いておりまして、下水道のほうは一言も質疑が入っていませんが。

○ 川村幸康委員

二つあって、一つは下水道の耐震化のところの施設整備をしていってもろうておるんやけど、順次していってもろうておると思うんやけど、水道管の鉛と一緒に、耐震化に。どいう設定の基準でどんなふうにやっておるのか、下からやっっていっていますというのか、大きなものからやっっていっていますとか、その辺簡単でいい、長くなくていいので、その辺の説明と、もう一つ、2年前でしたか、インセンティブ制を導入して自己水からもう一遍水道水に切り替えてもらえるような仕組みを入れましたやろう。倭さんと違った、誰のときや。

○ 加藤清助委員長

大口需要のやつやった。

○ 川村幸康委員

大口需要を戻そうとして自己水からもう一遍切り替えてみた、5年間ぐらいで。例えば市立病院が何しておったんや、井戸掘ってというて、あれで税金の控除か何かでこれをすると。あれ、私ら発案と違うで。上下水道局発案で自信持って説明してきたやつや。結果が出ておるやろうで、もう、3年か4年たったで、本当にあの政策でふえたかどうかをちよっと聞いてくれと言われたもんで、それによってはまた質疑すると小川議員が言うておったで。

○ 加藤清助委員長

じゃ、今、川村委員のほうから、前段は下水の施設関係の耐震化の取り組みがどういふふうに進められているか、あと、来年度予算案への事業的なことで主なもので結構です。紹介いただき、後段は水道の大口需要のインセンティブを図るといふので2年ぐらい前に示されたのがあるけれども、それはどういふ進捗になっておるんやという2点でございますが、それぞれご答弁願います。

○ 松久経営企画課企画計画係長

まず、下水道の地震についてお答えします。どのように進めているかということですので、それについて。

まず、下水道の管路については、第1次緊急輸送路下、ここの下の耐震性がないとされている管路に対して、まず、優先的に進めております。この現状がまだ大分ありますので、これをしばらく続けていくと。

ポンプ場等、これは沿岸部で物すごく重要施設として面積をたくさん抱えているだとか、そこが処理場に送っている量が多いとか、そういった施設から順次やっていっております。処理場のほうは、供用開始しながらやっておりますので、まだ余り着手できていないところもあります。東日本大震災のときに被災した経験から緊急提言というのを受けております。そこでは、まず流れてきた水をためること、それから消毒をする、最低限それをした後に放流する、この機能を確保するよといふことを念頭に置いて耐震化を進めている

という状況です。

○ 加藤清助委員長

今のは資料であった四日市市下水道総合地震対策事業計画の一端を言うておるんやね。

○ 松久経営企画課企画計画係長

はい、追加資料の5ページのことを言っております。

○ 加藤清助委員長

続けてください。

○ 飯田お客様センター所長

お尋ねをいただきました二つ目の大口利用者の減額制度の現状について簡単にご報告させていただきます。

制度が始まりまして、平成27年度3年目ということで、大体この減額制度の対象になりそうな大きな口径を持った水栓というのが市内に大体100水栓ぐらいございしますが、27年度でそのうちの約半数、45水栓ほどがこの制度の適用申請をいただいている状況になりました。実際その使用水量が、じゃあどうなのかというお尋ねがあったかと思います。

こちら辺でなんですけど、全ての45水栓がみんな使用水量がふえたかということ、実は現状そういうところではございません。やはり企業活動の伸長とか縮減、いろんな要因があるんですけど、そういうふうなことによって個々の水栓を見ていくとふえたり減ったりというのは当然ございます。

ただ、その中で減額制度を実際に受けれるようになった水栓というのが平成25年度、26年度と順調にふえておりまして、それに伴う増収効果も減額制度の適用のところではあったと。例えば平成26年度の申請分を見ますと、1年たったところでは5水栓。26年度は11水栓、登録をいただいているのですが、そのうちの半分が水量がふえて、減額も受けていただいていたんですが、差し引きの料金額としても増収効果が出ているというようなところもございます。

この企業の水使用につきましては、毎年の統計を見ておりますと、年々全体では大体3%から4%ぐらいずつ減っている傾向はございますので、この制度によって特に水道を

よく使っていただいているところが専用水道化に行くのに歯止めがかかるという効果は出ているのかなというふうに認識しておりますが、盛り返すというところまでは現状正直読み取れないのが率直なところでございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

結局効果があったかなかったかというのはなかなか一つの物差しだけではかれるものじゃないから、100水栓あるうちの49水栓来たというのも成果やろうし、細かく見れば、お金の面で減額した部分のところと水道代を売ったというところの部分がさほど劇的に変わったということでもないやろうと思うんやわな。

今言われた最後の歯止めやわな、見えやんけど。その歯止めがどれぐらいかということやで、結局導入当初、塚田さんのときに、塚田さんが言ったのは、個人の消費が伸びへんで、自己水に行かれやんようにすることと、インセンティブを与えて戻ってきてもらうことの二つ狙ってやったわけやで、だから、それが局として何年かの中で検証したら、これ、3年ぐらいには一遍私らに聞かんでも報告はして、あれは局みずからの発案で考えたんやで、悪いことではないわけで、何かせなあかんと思ってやり出したわけやで、それに対する報告はきちっと一遍やらないと。もう一度予算常任委員会で多分小川委員が尋ねると思う。それまでには、この分科会ではええで、もうちょっとみずから出してきた案に対して、ある程度責任持って、うまくいったこともいかなだことも、何が課題なのかもちょっと一遍説明できるような報告をきちっとしてほしいなと思って。

今の言うた資料を、この分科会ではええで、予算常任委員会までにどれぐらいの件数があって、自己水がこれぐらいでこうなったり、それから、本来やともうちょっと自己水へ行ってもええのがこっちへ来てくれたと。精密なやつは要らへんで、そういうのを一遍ちょっと出すこともしてほしいなと思って。

○ 加藤清助委員長

要望ということで。あれ、正式事業名は何ていうんでした。大口需要……。

○ 飯田お客様センター所長

制度としましては大口利用者減額制度という言い方をしておりますけれども。

○ 加藤清助委員長

じゃ、それ始まって丸3年。

○ 飯田お客様センター所長

今3年目の結果が出つつある状況でございます。

○ 加藤清助委員長

じゃ、先ほど川村委員が言われましたように、その事業に取りかかって、今さっき百何社中四十何社が登録申請か何かということがありましたが、その利用実態の中身だとか、そもそも当初目標としていたことからどういう進捗になっているかというようなことを、また当委員会に資料も含めて報告を準備いただきますようお願いいたします。今定例月議会じゃなくてもいいんですね。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

それって準備ってどれぐらい要りますか。川村委員にお尋ねしますが、議案審査の採決には別として。

○ 川村幸康委員

別として。

○ 加藤清助委員長

できるだけ早く資料提供してください。お願いできますか。

○ 飯田お客様センター所長

ご用意させていただきます。

○ 加藤清助委員長

さっき川村委員の上下水道、二つあったけど、いいんやね。

○ 川村幸康委員

はい、大丈夫です。

○ 加藤清助委員長

続けて。

時間どうしよう、1時間15分たったな。すぐ終わる。

○ 豊田政典委員

川村委員の地震対策のほうですけど、資料をいただいたんですけど、下水道総合地震対策事業計画、これを読んでいたら、防災上、特に重要とされる管路や云々と書いてあって、5年間で20億円余りという計画です。聞こうと思っていたんですけど、計画的に平成29年度を5年目として、これでほぼというか一旦完了して、あとは細かいやつなのかと思っていたんですけど、ここに書いてある——ここにというのは6ページですけど——6ページの年次計画及び年割額というやつにしても平成29年度では終わらない。まだ続いていくみたいな話だったんですけど、そのあたりをもう一度補足いただきたいのと、その後はどうなっているのか、きちんと計画があるのかないのか、それを確認させていただけますか。

○ 加藤清助委員長

じゃ、平成29年度までの下水道地震総合事業計画の補足と、その29年度以降はどうなるんやということでお尋ねですが、どなたが。

○ 松久経営企画課企画計画係長

平成29年度以降の話になりますけれども、一応第1次緊急輸送路は29年度までを目標にはしておりますけれども、現在進んでいないような状況ですので、29年度以降も引き続き第1次緊急輸送路の耐震化を進めていくことになると思います。

ほかのポンプ場施設に対しては、今のところ計画どおり進んでおります。ただ、平成29年度以降もポンプ施設が31施設ぐらいありますので、29年度以降もポンプ場の耐震化というのは続いていきます。

処理場ですけれども、これもまだ処理施設、第1系、第2系、第3系の耐震化が必要な箇所がかなりありますので、平成29年度以降も続けていきます。ただ、いつ終わるかというところですが、管路に対しては今後5年でどれだけできるかというのをまた経営計画と合わせて、投資と合わせてまた検討し直しますので、いつまでというのはちょっとわかりませんが、ポンプ場に関しては平成33年度やったかな、年一、二カ所ずつやって終わらせて……。

○ 加藤清助委員長

何かはっきり答えてよな。

○ 松久経営企画課企画計画係長

ちょっと待ってください。ポンプのほうはちょっと。

○ 加藤清助委員長

最後ふにゃふにゃふなと言って、わかりませんというもまたあれやし、計画はどうなっていますというところまでは言えると思うけど。

○ 松久経営企画課企画計画係長

計画は、この地震計画が平成29年度までですので、それ以降の明確な計画が決まっておりませんので、ここで正確なお答えはできないということで、ただ、残ってまだしばらくは続いてやっていくということで。

○ 加藤清助委員長

平成29年度以降はまだ決まっていないというのが正確な答弁ということになるのかなと思います。29年度って来年度やな。ええのけ。

○ 豊田政典委員

今の答えでは交付金も平成29年度までしか出ないということだし、それから、まだ随分ポンプ場も残っている、管路もこれで29年度計画どおりっていないという話なので、やっぱり計画的にやらないと、耐震化ですから、重要なところであるし、また、企業経営上

もそれだけの負担がかかっている話なので、きちんと計画的に進めるべきだと思いますが、いつ作るんですか、その計画。

○ 加藤清助委員長

平成29年度以降の耐震化の計画についての検討はどうされるのか。

○ 松久経営企画課企画計画係長

今の計画が平成29年度までございますので、29年度中に30年度からのまた5カ年計画を立てましてやっていくことにしております。

○ 豊田政典委員

じゃ、最後、そうすると、全体全ての施設を100として、平成29年度で交付金で終わるのは何%ぐらい。

○ 加藤清助委員長

概算で平成29年度までの計画で終了するのは、全体100とするとどれぐらいの水準までいけるのかというもくろみ。

○ 川村幸康委員

そんな計画ないと違うの。

○ 加藤清助委員長

でも、交付金が今までどおり来ると想定してでしょう。平成29年度までですよ、29年度。

○ 松久経営企画課企画計画係長

全体に対する平成29年度までの進捗というのは把握しておりません。

○ 加藤清助委員長

これ、上に年度別に数字も入れてあるもんな。工事別には進捗わかるわけでしょう、これ、工事別にはね。全体をするとちょっと言いにくいけど。

○ 川島上下水道局政策推進監

補足をさせていただきます。

下水道の耐震化計画というのは、新しい耐震診断をかけて、新しく施設ごとに5カ年の耐震計画というのを組み、申請をかけて進めていきますので、一度に全計画を立てるというものではございませんもんで、徐々に新しいものがふえていくようなイメージをとっていただきたいと思います。

前、所管事務調査でも若干説明させていただいたところですがけれども、今で全数どんだけ、どんだけの進捗という形をこの計画は持っておりませんので、各施設ごとに5カ年計画を立てていくというイメージのものでございます。そのうちの今現在5カ年の交付金計画の切り出しを手元資料に示させていただいたところでございますので、全数の何%というのはちょっと現在のところ持ち合わせていないという意味でございます。

○ 加藤清助委員長

おわかりいただけたでしょうか。

○ 豊田政典委員

大分わかってきましたが、平成28年度、6ページにも今から診断するやつもありますから、まだ見えていないところもあるというのはよくわかった。けれど、そうしたら、もうちょっとだけ、耐震診断が終わるのは——今ある施設でいいです——いつ終わるとかという質問なら答えられるの。

○ 加藤清助委員長

現有施設の耐震診断は診断の終了めどはあるのかという。まだ残っているのがあるんですね。あるんでしょうね。

どうですか、豊田委員の質疑に対して、耐震診断をまだやっていない部分があるとして、それが終わるめどはいつなのかというお尋ねですが。もう終わっているなら終わっている。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

じゃ、整理していただいて、10分ほど休憩して、35分再開として、先ほどの質疑の答弁から再開いたします。

14：25 休憩

14：35 再開

○ 加藤清助委員長

じゃ、再開させていただきます。

冒頭に発言の訂正を求める要請がありましたので、先ほどの災害のペットボトル関連のところ。

○ 芝田上下水道局総務課長

申しわけございません、発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど村山委員からのご質問の中で、水道アンケートについて、設問の中で家庭での備蓄状況を把握しているかというような質問がございました。私は水道アンケートのほうで設問を設定しないとお答えさせていただきましたけど、間違いがございました。水道アンケートの中では家族1人当たり6.191確保しているという結果が出ております。申しわけございませんでした。

○ 加藤清助委員長

じゃ、アンケート結果では1人当たり6.191備蓄しているというのが集計されていると。

○ 村山繁生委員

それが54.4%ということ。

○ 芝田上下水道局総務課長

まず、問い8の中で、自宅で飲料水を確保していますかという問いで、確保しているという人が54.4%、その次の問いで、確保しているというお答えの方に家族1人当たり何1

確保していますかという問いで、平均すると6.191という状況です。

○ 加藤清助委員長

求めている水準は1日31で7日間で1人、211。211に対して6.191ということか。

訂正発言は今お聞き及びのとおりであります。別に制約するつもりはないんですけれども、きょう初日ということで、終了は大体午後4時をめぐりに、どこまで行くかわかりませんが、1日目の終了時刻目標にしたいと思います。

続けます。さっき答弁の準備をしていただいたと思いますので、そこからになります。

○ 堀木施設課長

済みません。先ほどのご質問の関係でポンプ場につきましてご説明をさせていただきますと、平成27年度までに耐震診断を実施した施設が19施設ございます。平成28年度は5施設を予定いたしまして、29年度5施設というような形で全て、ポンプ場につきましては耐震診断を終了するというような運びでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

じゃ、耐震診断は全施設、平成29年度で終了と置いていいんですか。

○ 加藤清助委員長

確認です。

○ 堀木施設課長

平成29年度で終了いたします。予定でやっています。

○ 豊田政典委員

もう一回、さっきの休憩前のやつを簡単に言い直すと、耐震診断できたら終わりも設定できるかもしれないです、どんだけの業務量が要るか。毎年毎年ふえてくるわけじゃなくて、一定の基準に従った耐震補強をするわけでしょう。そうすると、終わりもわかるし、業務量もわかって計画できるというわけですよ。それはいつつくるんですか。

○ 加藤清助委員長

予算がつくかどうかによる。その点はどうか。

○ 松久経営企画課企画計画係長

平成29年度中に残事業がわかりますので、そのときに30年度以降の計画書に盛り込むように29年度に作成します。

○ 豊田政典委員

じゃ、この件はわかりました。

○ 加藤清助委員長

続けて。

○ 豊田政典委員

続けて、あと四つぐらいあるんですけど、簡単に聞きますので、そんな重い話じゃないんで。

耐震が終わりまして、生活排水処理施設のアクションプログラムも改めていただいた。これを見ながらちょっと聞いていくんですが、今年度の決算の審査の中でこんなふうに答えをいただいた。平成27年度末で日永浄化センター第4系統が供用開始となるので、28年度から下水、面整備に力を入れて進めていきたいとの答弁だったので、アクションプログラムはこうだけれども、新年度予算に――漠然とした聞き方ですけど――力を入れていくというところがどんなふうにあらわれているのかを紹介いただきたいです。面整備、急いでほしいという思いから聞いています。

○ 加藤清助委員長

新年度予算でアクションプログラム関係があらわれているところ辺についてお尋ねです。

○ 中村下水建設課長

下水建設課中村でございます。

予算常任委員会の当初予算の資料でございます。こちらでございますけれども、資料の21ページをご覧くださいますと、下水についての重点事項を載せてございます。その中で汚水対策事業というのを出ささせていただいているんですけれども、こちらのほう、まず、上のほうといたしまして管渠の整備というのがございます。この管渠整備の中で事業の概要でございますけれども、流域関連の北部の処理区については、こちらに載せてございませぬ羽津、下野、大矢知、八郷、三重、神前地区で整備をさせていただきます。こちらについては委員会資料の中の参考資料といたしまして、このようなA4の横になっているものがございます。この中には整備をさせていただく位置図も載せてございます。こういった中で、図面番号も書いてございますけど、こういった中で事業を展開していくということで、その下にも南部の処理区もございませぬ。そして、日永処理区でございませぬ、この中で19億4000万円ほどでございますけれども、事業を展開していきたいと。

今年度、平成27年度の予算につきましては14億8600万円余でございますけれども、それで施工延長9.9kmを予定しております。平成28年度につきましては19億4000万円余、約4億5000万円ほど増額いたしまして、施工延長が整備延長21kmをやっていききたいという形で、現在整備延長としてはほぼ倍以上、そして、事業費につきましてもかなりの増という形で本腰を入れて整備をしていくという形で考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

わかりました。面整備に力を入れて進めていくということで、アクションプログラムはあるんですけれども、可能であれば、それを前倒しすることについては市民の皆さんも喜ぶことですから、力を入れて、その力を入れるのを継続していただきたいなと思いました。

それと、関係あるようで関係ないんですけど、今さら感もあるんですが、予算常任委員会資料のほうの18ページを見ながら、原価回収率の話なんですけど、18ページの真ん中の表、原価回収率が64.05%の計画の予算をつくったということで、これは改めて見てみると、余りにもこれが低過ぎるんじゃないかという気がするわけです。下水道事業会計の経営が大変厳しい一つの原因でもあるし、そうすると下水道使用料を上げなきゃいけないんですけれども、ほかの他市と比べて、レベル的にはどうなのかなというところとか、水道は全然、100%超えているんですけれども、経営の抜本的なところなので、そう軽々にはいじれないところではありますけれども、原価回収率についての四日市の数字の位置づけ

と今後の考え方について少し聞いておきたいなと思います。

○ 加藤清助委員長

原価回収率についての見解、今後の考え方について問われています。

○ 内田経営企画課長

経営企画課内田でございます。

まず、原価回収率、確かに平成27年度よりも減少傾向になってきておると。この一つの要因につきましては、日永浄化センター第4系統関係、こちらのほうを供用開始したことに伴いまして、いわゆる減価償却費、それに伴う薬品等、電力等の維持管理費、これが増加してきておるというところが一つの大きな要因になってございます。

この原価回収率の64.05%が今の基準としてどうであるかというところの判断になりますけど、これ、高ければ高いほうが当然よりよいという状況にはございます。確かにおっしゃいましたように下水道使用料、こちらのほう、今現状の使用量の単価でこれだけの維持管理のほうを回収しようとする、経費の削減等を図った中でも今64.05%が今の形状の中での努力としての目いっぱい状況であるかなというふうな状況で判断してございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

余り問うたことには答えてもらっていないんですけど、経営努力が限界だというのは、最後言われたのはわかるけど、水準が全国的にどうなのかというようなことを聞いたのと、経営というか、費用を抑えるのが限界なら収入を上げるしかないと思うんですけども、その考え方というのを示してほしかったんです。

○ 加藤清助委員長

ほかの自治体や下水道事業をやっている原価回収率の水準と比べてどうなのかという点と、最後もう一点あったかと思いますが。

○ 内田経営企画課長

申しわけございません。

全国レベルとの比較というのはしてございません。と言いますのは、いわゆる人口的な規模とかその辺の状況もございまして、同格都市という形の中で全額等の比較はしてございません。

繰り返しにはなりますけれども、先ほど言いましたように、使用料のほうは今現状の中で、維持管理をどういうふうにかに削減していくかという状況の中で、今現状が目いっぱいであるということをお答えさせていただきましたけれども、当然この分については今後もさらなる経費の努力、これはしていかなければならないという判断はしてございます。全国との比較につきましては、申しわけございませんけれども、してございません。

以上です。

○ 加藤清助委員長

そういうのって見てもないということなん。比較はしていないというのは、そういうデータもないということなの。

(発言する者あり)

○ 松久経営企画課企画計画係長

総務省が出しています原価回収率、それに近い指標がありますので、委員会とは別で後でお出しするという事でよろしいでしょうか。

○ 加藤清助委員長

違う違う、それあるんやったらそれと比較したり、そのデータに基づくうちの水準はどうなのかということをお問われたかと思いますが。

○ 松久経営企画課企画計画係長

見ておるんですけれども、私ども、現在手元に資料がなくて正確な数字、コメントができないので。

○ 加藤清助委員長

していないということや。

○ 豊田政典委員

してください。経営何とか課でしたっけ、という名前に値するような答えじゃないので、それ以上、聞きようがない。

○ 加藤清助委員長

補足ありますか。補足があるんですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

決算常任委員会等の折にもご説明申し上げましたですけど、下水道の会計、非常に厳しい状況でございまして、いわゆる投資、整備等の投資が多くて、手持ち資金といいますか、留保資金がかなり低くなっております。前からご説明申し上げておりますが、平成30年ごろには下水道使用料の見直しを——値上げということでございしますが——していかなければならないというふうな状況でございまして。

○ 加藤清助委員長

いやいや、それは別に聞いていないやろう。

○ 豊田政典委員

だから、経費削減の努力というのが限界だという言葉に信用するならば——聞いたんですよ——使用料を上げるしかないのかなという考えに至る、一つの単純な考え方で、それを完全否定するもんじゃなくて、平成28年度予算については少なくともそういった考え方が全く度外視されているし、ますます原価回収率も下がっているんで、決算のときにも議論はしたけれども、改めて将来見通しというやつを聞いたかったです。

決算のときの結論をきちんと覚えていないですけども、今言われたような値上げも含めて改めて経営計画みたいなやつを見直しつつ、また示されるということですよ。

○ 加藤清助委員長

平成30年度以降、値上げも含めた経営見直しを予定しているということですか。

○ 中尾上下水道局管理部長

平成30年度の見直しに向けまして、28年度、本格的に議論をさせてもらいまして、都市・環境常任委員会のほうにおかれまして、いわゆる協議会等でまたご議論をいただきたいというふうに思っております。

○ 豊田政典委員

じゃ、今のはそれでええです。

あと、次、また話は全然変わりますが、資料をいただいたので、特殊勤務手当の資料を二つ目の資料の20ページかな。

○ 加藤清助委員長

20ページです。

○ 豊田政典委員

二つ目だけど、ページ番号で言えば20ページ、これ、一覧をもらいました。何年か前に企業手当みたいな名前のやつはなくされたりして見直しが行われたんですけど、とりわけ精神的、肉体的に困難な作業であるとかというやつですよ、特殊勤務手当ね。苦痛を伴うとかというところなんですけど、改めて聞いておきますけど、汚水処理とかそういうのはわかりますが、滞納整理であるとか用地交渉、難しい業務であるのはわかりますけれども、特殊勤務手当という名に値する、あえて手当をつけるだけの業務なのかどうかということをお納得できるように改めて説明してもらえませんか。

○ 加藤清助委員長

特殊勤務手当の根拠づけについて問われています。

○ 芝田上下水道局総務課長

ご質問いただきました特殊勤務手当でございますけれども、先ほど委員のほうから話がありましたように、こちらのほう、特殊勤務手当については危険、不快または不健康な勤務等特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要として、かつ、その特殊性を給料で考慮する

ことが適当でないものに従事した職員に対して支給するという規定でございます。

先ほど委員さんのほうから話がございましたように、この特殊勤務手当、今まで見直しを行ってまいりました。平成16年に特別勤務手当の廃止、それから、平成18年に水道業務手当の廃止と、そういった見直しをしてきたところでございます。

そういった見直しを経る中で、現在お手元の資料のほうに記載をさせていただいておりますように、外勤作業手当、汚水処理手当、滞納処理手当、用地交渉、災害危険作業出勤手当という規定がございます。

こういった中で、滞納整理業務手当と用地交渉手当等でございますけれども、こちらにつきましては市のほうの規定も滞納整理業務手当、それから用地交渉手当、規定がございまして、上下水道局においても規定はされていると。滞納整理業務手当につきましては、水道料金等の滞納整理業務の困難性を伴う業務というふうにも認識をしておりますし、用地交渉手当につきましても事業の執行に必要な手当ということで困難性を伴う業務というふうにも認識をしております。現状、私どものほうとしましては、こちらのほう、規定のほうをさせていただいておりますが、ただ、実情といたしまして、こういった規定はあるわけでございますが、実際の支給実績となりますと、ここ5年間見ていると、滞納整理業務とか用地交渉手当、支給した実績というのはございません。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今答えてもらった中で、市長部局と同じ規定で文書で滞納整理業務、用地交渉業務手当は全く同じ規定をしているんだ、一つ目、そういう答えですか。

○ 加藤清助委員長

確認です。

○ 芝田上下水道局総務課長

滞納整理業務手当と用地交渉手当、それぞれ市のほうでも規定はございます。例えば市のほうですと、滞納整理業務というのは、まず収納推進課で市税等の滞納整理業務という形で市のほうでも規定がございまして、用地交渉手当につきましても、市のほうでも市の土地の取得に必要な業務という形で市のほうでも規定もございまして、局も独自に規定を

設けて定めておると、それぞれで定めておるという状況でございます。内容的には同じような内容で規定をされておるといふものでございます。

○ 豊田政典委員

今回実績がないというので、内容についてはそれ以上聞きませんが、実績がないというところですけど、そうすると、業務に従事した実績がここ何年間かはゼロだと、そんな理解でいいですか。

○ 加藤清助委員長

滞納整理業務はあるんでしょう、用地交渉もあるんでしょう。

○ 飯田お客様センター所長

補足説明をさせていただきます。

滞納整理業務手当につきましては、こちら勤務内容としましては、庁外でという部分と、それから、滞納処分に関する直接業務というところが記載がございますが、この表の欄の下のほうに4時間未満である場合は支給しないという時間的な制限もございます。実際、上下水道使用料、下水道使用料の未収金があるような方について、例えばというような場合ですと、預貯金等の差し押さえといったことも滞納処分もやっておりますが、ただ、それに係る時間が4時間を超えるかというのと、局から出て金融機関に行って手続をやって帰着するまでの時間がおおむね市内がほとんどでございますので、4時間を超えないと、4時間未満であるという部分で、この手当の支給対象には結果的にならないということで支給の実績がないという総務課長のお答えになります。

○ 豊田政典委員

滞納整理はわかりました。用地交渉は。

○ 川島上下水道局政策推進監

用地交渉手当につきましても同様でございますが、交渉業務というのは幾つかあるわけでございますが、飯田所長の申し上げたものと同じように4時間以内で帰着することがほとんどでございますので、特殊勤務手当を支給される実績がなかったというところでござ

います。

○ 豊田政典委員

よくわかりました。

最後、続けていいですか。

○ 加藤清助委員長

続けてください。

○ 豊田政典委員

次、また細かい話なんですけど、補助金・負担金の一覧表をずっと見ていまして、補助金のほうの72ページ、上下水道局のやつで、よくわからないので聞くレベルなんですけど、いいですか。

○ 加藤清助委員長

いいですよ。

○ 豊田政典委員

ナンバー231から233のところ、231は水洗便所改造資金融資あっせん資金利子助成ですけど、平成27年度が非常に細かい数字で22万2000円、平成28年度当初予算はぐっと減って3万2000円になっている。これはその助成対象者が決まっていこういう細かい数字になっているのかなと思うんですけど、その辺の数字の変化とか置き方を教えてほしいのと、それから、232と233はそれぞれ水洗便所の設置費と公共下水道のやつが232で、233は農業集落排水ですが、生活保護受給者が対象で、上限50万円の100%補助、これも対象者の人数を想定されているんでしょうけど、どういう50万円、50万という数字の置き方の根拠とか、実績も合わせてそのあたりを教えていただきたいなと思いました。

○ 加藤清助委員長

補助金の設定と実績根拠について、予算の。

○ 稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣でございます。

まず1点目、231番の水洗便所改造資金融資あっせん資金利子助成ですが、こちらに掲載の金額については既に融資あっせんが確定した個人さん、そちらの利子補給を行っております。確定した部分で合わせて金額が決まっていますので、その融資あっせんをかけた時点で、じゃあ年々幾らになるかという数字で、その対象の方が多いたまきは数字が多くなりますし、利子助成が終わりますと金額が下がりますので、そういう形で変動するというものでございます。

それから、232と233につきましては、それぞれ改造資金の補助ですけれども、こちらは補助金の算出根拠にありますように、対象が自己資金のない生活保護世帯の救済ということで、こちらについては近年そういう実例がないということで、金額は予算上は上げさせていただいておりますけれども、実績がないということで、支給は最近はございません。こちらについては1件当たり上限額50万円ということで置かせておりますので、その年にもしそういう対象がありますと、予算措置していないと執行ができませんので、最低限の件数を予算計上させていただいたというような状況でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。231はわかりました。232と233は、そうすると近年はないということなんですけど、公共下水道でいくと、自己資金のない生活保護世帯のところに管路が引かれて、自分のところ、対応しない方も見えるけれども、それは制度が知られていないからそのままにしているということはないんですねということをお聞きしましょう。

○ 加藤清助委員長

実態はどうなんだと。補助金実績はないけれども、実態としては把握はされているのかと。

○ 稲垣生活排水課長

失礼しました。

こちらあくまでも補助金ですので、申請に基づいて支給させていただいておると、申請

をいただいた方に対して確認をさせていただいて、補助金を出していただいておりますので、最近ではそういう申請がないということで実績がないということになります。

○ 豊田政典委員

そうすると、幹線が通って、そうするとみんなに引いてくださいねと言いますやんか。その際にこういう制度もありますよというような紹介はしているんですか。

○ 加藤清助委員長

周知のほうはいかがでしょうか。

○ 稲垣生活排水課長

工事の説明会の際にはこちらパンフレットを各工事の説明会で配布させていただいております。この中にそういう制度も掲載させていただいて、紹介させていただいております。

○ 豊田政典委員

よくわかりました。

○ 加藤清助委員長

以上ですか。

○ 村山繁生委員

済みません、ちょっと朝に戻ってもうしわけないですけど、どうしてもいまいち納得いかないので、企業債のことでちょっともう一回、もう一点だけ確認させてください。

固定金利ということはわかりました。それで、古いやつですとどうしても金利が5%近いですよ。今で借りると1%もちょっと超えたくらいの金利だと思っておりますが、普通の住宅ローンでも借り換えというのはできるんですね。だから、新しく借りて一括にして返すということとはできないものなの、決まりがあるんですか。

○ 内田経営企画課長

まず、国のほうから借りております分につきまして、まとめて一括償還をしようとした

しますと、それで利息相当の保証金が必要になります。その保証金を払って一括なりで返済するというような状況になりますので、保証金の分を払ってまでそこで一括償還するかと。

一つの例といたしまして、平成19年のときに3カ年かけまして5.0%以上の金利につきまして国のほうから保証金を免除ということで、3カ年の分につきまして、その分につきましては保証金免除になりましたので、金利のほう借り換えいたしております。ただ、今現状それ以外のものにつきましては保証金が必要となることから、借り換え等のほう、こちらのほうはしてございません。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

それは全てのものにきちっとそういうふううたってあるわけですか、保証金を払えということ。一括返済する場合は。

○ 内田経営企画課長

うたわれてございます。

○ 村山繁生委員

それ、また一遍見せてほしいんですけど、それで、保証金というのはどのぐらいのものなんですか、それは。どういう割合で保証金というのは出てくるんですか。

○ 加藤清助委員長

どの程度の保証金がうたわれているのかということですが。

○ 内田経営企画課長

正確な数字的には申しわけございませんけれども、利息相当額になるかと思えます。一括して残りの部分の利息相当額、後で計算式がございますけれども、その計算でいきますと、残り一括をするための利息相当額の保証金として国のほうへ支払うというような形になります。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

それは全く意味がないということなんですね。

○ 内田経営企画課長

一括の分をその保証金、利息、それを払って借り換えしても、その保証金の分だけ余分になりますので、そういう形の中で借り換えを行っていないということでございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

その保証金で縛られているということはわかりました。また、その点だけちょっと見せていただけませんか。

○ 加藤清助委員長

それは村山委員、採決には間に合いませんが、後刻、保証金について記載されている分を提供してほしいということですね。

○ 村山繁生委員

はい。後刻で結構です。

○ 内田経営企画課長

わかりました。提出をさせていただきます。

○ 三平一良委員

下水道事業で毎年のように国庫補助金の鑑定によって要求どおり来なくて計画が遅れるというのがあるんですが、先日、新聞で桑名がどこかの事業団と協定を結んで計画の進捗が随分早くなるというようなことが載っていたんですけど、その仕組みはどういうふうになっておるのやろう。

○ 加藤清助委員長

おわかりになる方。

○ 矢田技術部長

新聞報道では桑名市と合意書というものが結ばれたということでございます。相手先と申しますのは下水道事業団と申しまして、今現在、第4系統のほう、建築は四日市市のほうでは工事委託をしておるといようなことでございます。

日本下水道事業団法というのが改正されまして、これまでは第4系統のような大規模構造物、もしくは下水管においても大きなシールドとか、そういうものについてはこれまでもあったけれども、これからはいわゆる面整備的なものについてもJS、下水道事業団のほうに委託するということが可能になったということで、今回桑名市さんが駅周辺でありますとか、それから市の西部のほうになりますか、そういうところ辺というのがまだ整備がなされておらない、まとまった区域があるということで、それに対しまして下水道事業団のほうに今回工事委託をしていくということで、それで人口普及率を上げていくんだといような形で報道をされておったところでございます。

対しまして、四日市のほうは、じゃ、どうなのかということになります。

まず1点め、地理的な条件からまいりますと、まず、桑名市の場合は先ほど申し上げましたように駅周辺とか、それから市西部ということでございます。もともと桑名市さんのほうは下水の普及率向上を図るといことで、西部のほうとか大規模な団地がございます。そういうところ辺を優先的に接続していくといことで普及率を上げられておったことだそうですけども、駅周辺、いわば中心市街地のほうがその分あと残りになって、まとまったところがあったといことでございます。

翻って四日市を考えますと、四日市については沿岸部のほうからほとんど整備を進めておりまして、今ちょっとまとまったところと申しますのが垂坂のほうでありますとか小古曾のほう、それ以外のところについては、これから今認可区域で事業を進めていこうといところ辺というのは、先ほども予算の分科会資料にもございましたが、各地区で何カ所かにばらばらと分かれて出しておるといような状況でございます。

今回、下水道事業団委託というものの効率性と申しますのは、まとまった部分を大規模な発注をしていくといような形、その中で経費を削減していこうといような形でございますので、今回私どものほうの四日市は、これから事業費は上がっていくわけなんですけれども、基本的にはいろんな箇所をやっていくといことでございますので、今回の下

水道事業団との合意書というような内容とはちょっと合わないのかなというふうに認識をしておるところでございます。

○ 三平一良委員

計画の進捗を早めるには、早めるということは、結局金が要するということやないですか、お金が。財源内訳としては国庫補助金も入ってくるわけですね。そうすると、その下水道事業団と協定を結ぶと要求額どおり来るとのことかな。

○ 矢田技術部長

要求どおり来るといえるのは、私どものほうではちょっと申しわけないですが、お答えができません。ただ、来た範囲の中で大規模な一括発注で——ただ、言われておりますのは、3年、4年ぐらいの債務負担をとって事業を進めていくというような形でございますので——相当な大きな規模で発注をされていくのではないかなというふうに認識をしておるところでございます。

○ 三平一良委員

この四日市も予算を組むときに要求額で載せるわけですね。いつも減額修正するわけや。その減額された分は来年度に上乗せするというけれども、その上乗せ分がきっちり満額要求どおりになったということは少ないわけやわね。それで計画が遅れるわけですよ。だから、桑名市はどうしてそんな計画が短縮されるのかなという、ちょっと不思議やったもんで。

○ 倭上下水道事業管理者

新聞記事によりますと3倍ぐらいのスピードということなんです。どういう考え方かと申しますと、先ほどご紹介、うちもつくらせていただきましたアクションプログラム、ございますね。平成37年度の目標値があるわけですね。それを単純に割り込むと、毎年1.何%、今1.5%程度、それで、今0.5%の進捗ですので、それを何とかアクションプログラムを達成するためにということでこの手法を入れ込むと、毎年約3倍近いペースでやるという形での考え方ということで新聞記事に載ったということですので、果たしてそんだけの事業費を確保できるかとか、そこまで結局まだ裏づけというか、担保はないわけですね。ただ、

そういう理念のもとにという形で下水道事業団と合意書を交わしたということですので、これについて具体的なところについては、どれだけメリットがあるかということはこちらも検証というか、状況は確認もしていきたいと思いますが、余りにも状況が違いますので、なかなかスケールメリット的にも本市は出ませんし、当然下水道事業団に委託すれば、その分委託事務費もかかってきますので、そこら辺も現実どういう形のメリットが出るかということも検証はする必要があるだろうということは認識しています。

○ 三平一良委員

下水道事業団というのは天下り先やわな、国土交通省の。

○ 倭上下水道事業管理者

これは特別地方公共団体というあれで、法律でしたんですが……。

○ 三平一良委員

ごめん、ちょっと変な言葉を使いました。

○ 倭上下水道事業管理者

そういう各市町から出向者とかそういうので構成されているのが基本だと聞いています。

○ 三平一良委員

だから、国土交通省とつながっておるわけやわな。ということで、ひも付きになるわけやな。

○ 加藤清助委員長

答えにくいと。

○ 倭上下水道事業管理者

そこまで認識してございません。そこまではちょっと確認とってございません。

○ 三平一良委員

わかりました。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある方ございませんか。

○ 川村幸康委員

資料の請求をしたので、楠地区の、もうこれ以上にお金をつぎ込むことのないように。

○ 加藤清助委員長

新市建設計画に基づく。

○ 川村幸康委員

楠地区の工事の場所がいろいろあって、相当な額やで、もうこれ以上また何か要るといふことのないように万全を期して準備をしてやってほしいなということしか言いようがないのと、あと、きょう、これで終わるんやろう。まだあるの、きょう、上下水道局で終わる予定なんですか。

○ 加藤清助委員長

そうです。

○ 川村幸康委員

計画、何ページやったかな、円錐形のあれがあったやつ。10ページですか。雨水の最初の優先度の考え方はわかったけど、水道広域化のイメージで、図の書いてあるのはよう理解できるんやけど、これが四日市の上下水道局やったらどうなっていくのというのが余り見えやんで、もう少し四日市の上下水道局やとこうしていくというやつをちょっとつくってほしいな。国が示す広域化による類型別の効果は次のとおりとなるようになっておるけど、四日市は四日市のやり方があって、例えばどこどこを経由して統合していくとどうなるのか、北勢5市5町なのか、桑名とまずやるのか、三泗地区とこれからどうするのか、いろんなことを考えられるやろうで、一遍それをもう少し、引き続き研究を重ねるとなっておるけど、私が期待したもう少し突っ込んだ具体的な具やで、それは私も見たことがあ

るで、もうちょっと具体的な具も入れて、広域化の考え方の準備をちょっと進めてほしいなと思って。

以上です。

○ 加藤清助委員長

川村委員からは広域化に関して、ここには北勢広域水道事業促進協議会の関係で述べられていますが、今後のところ広域化をにらんだ着手だとかというのは想定されているのでしょうか。

○ 倭上下水道事業管理者

済みません、この資料でございますが、今、川村委員さんもおっしゃいましたが、国の基本的な考え方というところでまとめさせていただいたところがございます。

一番最後、委員長も触れていただきましたけれども、こういう話をする場としては北勢広域水道事業促進協議会というところで、各市町の問題等をここですというところがございます。実際県水の関係ですと、特にこの協議会でいろいろ議論する中で県のほうに統一して陳情するなりというふうなことをしてございますけれども、現実こういう形での広域化というところは提唱されましたけれども、ほかの市町とも具体的にこの問題について議論したことというのは現実的にございません。そういうところでこの表というところなんですけれども。

ただ、どこまでできるかわかりませんが、例えば一番下の施設の共同化にしましても、隣の市と、例えば町と共同で井戸を持つとか、そんなこともできることもございますし、各段階ごとにどんなことができるというところは、この周辺の市町とも一回そういう場を持って、最後に書いてございますように、まず、情報交換から始めたいと思いますもので、そういうところを含めて今後進めさせていただこうと考えておりますので、今現状ではこれでご理解をいただきたいなとは思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

特に市長はこの秋口に中核市も目指してこうやってやっていくという中にいくと、幾つかの隣の市町とどうやるのかということも広域化を目指してやる準備やろうと思うので、そ

うすると特に、一番上下水道局がやりやすいのかなと私は思うておるんやわ、広域行政を、広域化を、ほかの観点よりも。ほかのやとちょっとどろどろした部分もあるやろうけど、上下水道はないやろう、さらっとしておって。

やりよいよやろうなと思って、切り口には。だから、それこそ合併なり何なりというので難しいけれども、幾つかの切り口でいくと、上下水道が一番大変やろうけれども、合理性やら効果的にはあるんかなと思って、効率性は一番。これ、ちょっと本当に来年ぐらいには、上下水道局の中に課をつくりなよ、広域化の研究の。片手間に倭さんが考えやんと、この辺の情報交換だけではなくて、ちょっと本当にやったほうが、今からやったって、やれるのは本当に何年かかかるで、これ。ちょっとやったほうがええと俺は思うな。議会で何か議決せなあかんのやったらするけど、やってほしいって。けど、それぐらいに大きなことやろうけど、もう今からやっても全然遅くないよ。

一つは、5市5町では、最初に大きく掲げるけど、まず三泗地区と違う。1市3町でどうしよう。あと、水源もある隣の東員町を含めてか、そこらと一遍手始めにきちっと、あんたらというよりも議会からも要請があるというって動いて考えたほうがええかなと思うんで、もう少し抽象的なことじゃなくて、具体的に数字を放り込んで、これぐらいするところなんよというのは、よそへ出してもええような数字で、そんなん理解を求めていくというやり方が要ると思うで、できればそういう準備をしてください。

○ 加藤清助委員長

広域化に向けての隣接市町との方向性について意見交換や協議をしていったらどうかという提起でございますので、受けとめていただいて、今後の事業活動でしかるべきときにあれば報告もいただけるようお願いいたします。ということでよろしいでしょうか。

あと、ございませんか。

なかったら、僕、一つだけ聞いておくけど、言葉の意味がようわからんもんで、公共施設等総合管理計画で上水道の基本方針が示されていまして、水需要が減って行って、経営が厳しいということは予算のところでも言われていて、こっちの総合管理計画のところ、多分これは平成31年度からの水道事業基本計画の策定と合わせてという意味かと思いますが、水需要予測や事業性を考慮し、段階的に管路のダウンサイジングを図りますと書いてあるんやけど、ダウンサイジングやで縮小するんかなと思うんやけど、これはどういうふうに読み取ったらええのかだけ簡潔に教えてください。

○ 出口水道建設課長

水道建設課出口と申します。

ダウンサイジングの件でございますけれども、過去は同径の管径で整備をしておりました。ただ、近年になって水の停滞するところとか、そういうところもいろいろなソフトを駆使しましてわかってまいりまして、そういったところについては水道管の口径を落として経済性というものも追求していくというところへ現在は進めております。

○ 加藤清助委員長

それは平成31年度からの水道事業基本計画のところからスタートしていくんじゃないかと、今もそう進めているということですか。

○ 出口水道建設課長

将来の計画も踏まえまして、どのように持っていけばいいかというところで前倒しして進めておるというところでございます。

○ 加藤清助委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

なしという声がかかりましたので、以上で質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

討論なしと認めます。

それでは、簡易採決でいきたいと思いますが、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第64号平成28年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第67号平成28年度四日市市水道事業会計予算、議案第69号平成28年度四日市市下水道事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認め、本件を可決することと決定いたしました。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、議案第64号 平成28年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第67号 平成28年度四日市市水道事業会計予算、議案第69号 平成28年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

次、審査順序に基づきまして、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分を議題といたします。

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 加藤清助委員長

議案の説明をお願いいたします。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長内田でございます。

お手元に配付の予算常任委員会資料、平成27年度一般会計補正予算第8号、ホチキスどもになっておりますが、こちらのほうのご用意をよろしくお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

浄化槽の設置の関係の部分です。

じゃ、説明をお願いします。

○ 内田経営企画課長

鏡をめぐっていただきまして、一般会計補正予算第8号の上下水道局所管分でございます。合併浄化槽設置費補助金につきまして、住宅の新築、改築やリフォームに伴う浄化槽の設置件数が伸びず、設置費補助申請件数が当初予算見込みを下回りましたため、減額補正をお願いするものでございます。

表の真ん中にあります歳出の款衛生費、項保健衛生費、目環境保全費、節負担金補助及び交付金において、合併浄化槽の補助申請件数が当初の見込みを下回ったため、補正額といたしまして1473万円を減額するもので、補正後は6780万円でございます。これを受けまして、一番上の表の歳入、こちらのほうの款国庫支出金、項国庫補助金、目衛生費補助金、節保健衛生費補助金、こちらのほう566万5000円減額するもので、補正後は2032万円となります。

また、歳入の款県支出金、項県補助金、目衛生費補助金、節保健衛生費補助金を243万5000円減額するもので、補正後は762万円になります。

一番下の表に記載のとおり、平成28年1月末の補助基数は、新築が180基、転換が40基で合計220基でございます。1月末の補助基数と2月、3月の見込み基数の合計は、新築

195基、転換40基で合計235基。新築は当初235基より40基の減、転換は当初予算50基より10基減になりまして、1473万円の減額補正をお願いするものです。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

補正予算の説明についてはお聞き及びのとおりでございます。

これよりご質疑を受けたいと思います。

ご質疑のある委員の皆さん、挙手にてお願いいたします。

○ 川村幸康委員

これは多過ぎたのか、見込みと違うておったというのは仕方ないけど、どういうのが理由やと思うておるの。ただ単なる、それだけ。

○ 加藤清助委員長

この差異で減額になる、その理由について。

○ 稲垣生活排水課長

当初285基と上げさせていただいておったのが平成27年度ですが、25年度実績、26年度の上半期実績から想定してこれだけの基数が出るだろうという想定をしておったのですが、残念ながら今年度につきましては、それをこちら先ほど説明させていただいた内容でもってなかなか申請が上がってきていなかったというところで減額ということになります。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうすると、平成28年度はどうした、最終的に。

○ 稲垣生活排水課長

平成28年度につきましてもなかなか厳しいところはあるかと思いますが、平成29年4月からの消費税の増税が見込まれますので、若干ふえていくのかなというような思いはあります。それでもって平成28年度予算は計上させていただいております。

○ 川村幸康委員

もう一つは、ある程度行き渡ったと見ておるのかどうなのか。どう見ておる、見方を。

○ 加藤清助委員長

普及率について。

○ 稲垣生活排水課長

普及率といたしますか、今年度の実績でもう一つ、今補足するわけですけれども、要は公共下水道が未整備のエリアで、いわゆる住宅団地の造成が今年度はほとんどなかったと。昨年度は、例えば三重富士の跡地でありますとか、それから、内部地区のほうで、小古曾のほうで公共下水の未整備のところで大きな団地が出ました。そういうところについては実際の平成26年度実績等で上がってきておったわけですけれども、今のところそういうところ辺の新設のところは今想定されておりません。というところ辺が実際落ち込んでいるところかなと思います。

○ 川村幸康委員

あの三重富士の跡地は公共下水道と違うの。あれ、合併浄化槽なん。

○ 稲垣生活排水課長

あちらは市街化調整区域になっておりますので、公共下水道未整備区域でございます。

○ 加藤清助委員長

都市計画か何かでやったやつじゃない。

○ 川村幸康委員

この間もあの辺で一つ案件があったけど、基準を一遍見直して、未整備で市街化調整区域で下水は近くに来ておるけど、全然拾うていけやんところあるやん。今のあの辺、三重富士のあの辺の市街化調整区域、家はたくさん建ってきておって、既存の集落で。公共のあれ、太い管は入っておるのやわな、国道365号線に、違うの。県の。あれから市の管を

どこか伸ばせやんのか、枝を1本。

○ 加藤清助委員長

面整備のあり方について見直せやんのかという。

○ 川村幸康委員

それが無理なんやったら、合併浄化槽の要件をもう少し工夫できるようなことで、そういうところを救っていけるような、今やとあの辺で現物という悪いけど、浄化槽が悪くて、それこそなかなか機能を果たさんようなやつをつくって出ておるところがあって、変えようとしても、今の助成制度にはなかなか乗らんというのがようけあるやん。ああいうところの部分を何とか救えやんのかなと思って。きれいな水を流してもらったほうがええに決まっておるで。

○ 加藤清助委員長

生活排水処理施設整備計画図という図面がありますよね。

○ 川村幸康委員

見ておる。

○ 加藤清助委員長

だから、これでやっておるといことなんでしょうね。川村委員のご指摘の件で関連してあれば。

○ 稲垣生活排水課長

今の川村委員のほうからはちょうど三重富士のお話がありましたけれども、あちらのほうは市街化調整区域ということで合併浄化槽の補助金の対象にはなっております。ですので、実際に平成26年度でそこで補助金、かなり伸びていますし、27年度も幾つか補助をさせていただきます。

いわゆる市街化調整区域の中でそういう団地でありますとか既存住宅のところでは家を建て替えて等された場合に、新たに合併浄化槽を設置することについては基本的に補助金の対

象になっておりますので、今委員さんがおっしゃっていただくようなところについては、基本的には対象になるというところがございます。

それと、私がお答えしているのかあれですけども、アクションプログラムでご説明させていただいておるとおり、一応市街化区域をまずは優先的に整備をしていくということで、平成37年度を目途として市街化区域を整備しておいて、その後に市街化調整区域に入るというふうに考えておりますので、市街化調整区域につきましては、それ以降で整備をしていくというところで考えております。

以上です。

○ 川村幸康委員

補正でこうやってやって見込み違いで伸びやんとあれになるのやったら、これを使って生かせるようなところの部分、なんかできやんのかなと思って。俺、あの三重富士なんかのところは、あれ都市計画審議会で家を建てるように認めたのも、向こうの市街化区域から川を挟んで、川を公園と見立てて、そして、三重富士も市街化区域やというふうな感じであそこの開発を都市計画審議会では認めていったんやわな。都市整備部として、あそこに家を建てれるというのを。東坂部のほうの市街化区域と一体と見て、あの川で途切れておるけれども、あれは緑地と見るというか、公園と見るというか、そういう考え方で、あそこの三重富士のところの跡地も家を建てるような形の都市計画にしていたわけやで、だから、そこが下水道に来るとそういうふうになっておらんということが逆に俺は問題やで、そうやで合併浄化槽ということではなくて、あれやったら、あのときの都市計画審議会の議論はそうやったんやわ。稲垣さん、あのとき都市整備部におらへんだか。

○ 稲垣生活排水課長

まだ私はおりませんでした。

○ 川村幸康委員

そう。そうすると、多分中村さんはおったと思うわ。おらへんだ。あんたらがどっちかがこっちかあっちかにおって、そやで、やっぱり考え方で動いて、あそこに家を建てられるようにしたんやで、あんだけ多くの。それと、あそこは緑地を多くしたんやわな、普通のより、許可するために。普通が6か7%やったのをあそこ17とか16%に緑地を多くせい

というて認めたところやし、だから、そういう意味では宅地並みの負荷はかけたんやで、そこに対して合併浄化槽ということでは少し今聞いてびっくりしたで、やっぱりそういう考え方も出してこんと、そりゃあかんのと違うんかな。

だから、合併浄化槽で不要やって、使うためにとは思わんけれども、もう少しどうしたら有効活用できるかとか、もう伸びやんところは伸びやんで、これ、合併浄化槽の基準が従来どおりやで。決めたで基準やでというんやけど、基準のほうを少し使ってもらえるような、のべつ幕無くルールはなくせとは思わへんけど、ある程度合併浄化槽であと5年、10年難しいんやったら、もうちょっと一遍、今のやつで大体平成3年ごろの補助金で最初やってへん。30万円ぐらいの上限の補助金で、合併浄化槽。平成3年か4年やと思うんやわ。そうやろう。大体30年たっておるわけや、もうじき。大体壊れてくるのや。それ、直さんわ、恐らく、検査すると。

だから、この間から県のあれもやっておるけど、なかなか管理も難しいんやで、もう一遍合併浄化槽、きちっとしていかと、合併浄化槽をやっであんでって色を塗っておるけど、もう30年もたってきたら極端に機能が落ちるで、今のものとも日進月歩の違いやで、合併浄化槽の性能も。だから、もう一遍新たに丁寧に合併浄化槽に補助金を出しておったけど、これをどう見るかというのをちょっと考えて、アクションプログラムはアクションプログラムとして認めるけど、既存でアクションプログラムにもう乗らんやろう。これ、合併浄化槽の地域、別の色に塗っているということはないわけやろう。ただ、管理は今県任せやろう、あれ。県かどこかに任しておるわけやろう。三重県水質保全協会か、検査、法定検査のやつ。少し厳しくはしておるけど、だから、もう一遍それ新たにそこらをちょっと、英語で何か言うやな、もう一遍かけること。ブラッシュアップ。そういうものをしていく必要があるのと違う。中村さん、ブラッシュアップ、どうや。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

これは意見やけど、ただ、不用額が出たで使えという考え方ではないんやけど、もうこの制度が始まって30年ぐらいたっておるのやで、一遍きちっと管理も含めてやらんと、俺の知っているところで生が出ておるところがあるでな、臭い、合併浄化槽で。あれ、本人、悪気ないんや。わかっておらんのや、もう壊れておるのを。だから、そういうところを聞

いておるやろう、ようけ、中尾さん、首ひねるけど。多少あるやろう。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

1回補助を受けて、10年とか15年で変えると、2回目また補助を受けれるわけ。

○ 川村幸康委員

いや、ないよな。

○ 加藤清助委員長

ないよね。

○ 稲垣生活排水課長

今、川村委員からのご意見の中で一つありました、既に合併浄化槽が設置されておって、20年、30年たったと。それをまた更新できるかということなんですが、市のほうでは一応7年を超えてもし修繕が不可能な浄化槽という形になれば、それが確認できれば、一応再度補助対象とさせていただきます。ぜひそちらのほうはご活用いただきたいと思えます。

○ 加藤清助委員長

2回目の補助はありで。

○ 稲垣生活排水課長

あります。

○ 川村幸康委員

額が少ないんと違う、多分、使わんの。

○ 加藤清助委員長

補助要件は変わるのか、変わらないのか。

○ 稲垣生活排水課長

更新につきましては、いわゆる新たに設置をするということで判断させておりますので、新築のところに新たに浄化槽を入れるのと、既に家が建っておって浄化槽を入れかえるのとは全く同額で補助させていただいております。

○ 加藤清助委員長

だそうです。

○ 川村幸康委員

価格はどうなったの、コストは。1基当たり、30年前のときの値段と合併浄化槽、今の合併浄化槽の価格。

○ 稲垣生活排水課長

その30年前の浄化槽の価格が幾らだったかというのは私も存じ上げていないのですが、ただ、浄化槽のほうの性能はかなりよくなってきておるという中で、単価的にそう大きく変わっておるところはないのかなと。ただ、新たに新築をして浄化槽を入れるのと比べて、今ある浄化槽をもう一度入れ直すとなると、今ある浄化槽を撤去する必要がありますので、その分は当然費用的には割高になると、補助金は同額ですので、その分、入れ直す分については撤去費用がプラスアルファという形になるということになります。

○ 川村幸康委員

補助金額って幾らなの。それと、今1基幾らしておるの。

○ 稲垣生活排水課長

まず、補助金につきましては、5人槽、7人槽、10人槽で3段階に分けられておられて、5人槽で21万円、7人槽で24万円、10人槽で27万円になります。補助金の基本的な考え方は設置費の3分の1を補助しようという考え方でありまして、それのおおむね3倍が基本的な標準工事費というふうに理解させていただいております。

○ 川村幸康委員

10人槽で100万円か、見込みは。

○ 加藤清助委員長

そういうことでしょうか。

○ 川村幸康委員

もうちょっと今、浄化槽、高くない。

○ 加藤清助委員長

浄化槽の価格、下がっていますか。

○ 川村幸康委員

30年前より変わっていないの。これ、補助金の見直してしてきた。平成3年か4年に俺、申請した覚えがあるのやわ。

○ 加藤清助委員長

補助金額の見直しというのは今まであったんですか、経過で。金額なり補助金額の見直しというのは、経緯の中で。

○ 稲垣生活排水課長

即答はしづらいところ、今手持ちに資料がございませんけれども、今お話しさせていただいた基本的に費用の3分の1というところを考えていますので、補助制度の見直しの際、いわゆる更新の際にはそのあたりは検討はさせていただいた結果として今の金額はでき上がっているということで、同額だったかというところは、同額ではないということは確かなんですけど、今幾らでしたというご回答はいたしかねます。申しわけございません。

○ 川村幸康委員

できれば、価格の動きと合わせて補助金3分の1という考え方もようわかってわからん

でき、何で3分の1かて。2分の1でもよさそうやし、というのは、公共下水が迎えにいったときとどうなんやということやろうと思うんやわ、考え方は。公共下水が迎えにいったときに負担金と、それから、施設整備のあれをやったのと、例えば10年間とか20年間ぐらのランニングコスト、それを払うとどっちが負担が大きいのか少ないのかということはあるんやろうなと思うておるもんで、インセンティブ的に。目先の出費ということもあるんやろうけど、合併浄化槽、スピードもあるし、いかんという地域でたまたまついておらなだけやろうけど、ただ、永久的に公共下水道につなぎ込むと税金の補助金をもろうておるわけやろう。そうやろう。公共下水道使用料って税金で補助しておるわけやで、そうすると、そのところでいくと、合併浄化槽というのは全部自己負担というか、自分で最初の設置費に24万円出るだけやで、極端なことを言ったら、20年間ぐらいでペイするけど、それ以外は負担なわけやん。その負担金との差というのはどんなものなのかなと、ちょっと一遍精査をしてほしいなと思うておるところがあったもんで。

税の公平感というと、今、稲垣さん、もっともらしく3分の1と言ったんやけど、そのコストが本当に公共下水道でつなぎ込んでおる人と、合併浄化槽を使うてやっておる人のところで——そうすると、あんたら多分都市計画税やらどうやらこうやらという違うところの部分を出してきて言うんやけど——実際どうなのかなと思って。都市計画税より高く取っておるのと違うかと思って。

○ 加藤清助委員長

3分の1補助の考え方ということですか。

○ 川村幸康委員

だから、問題提起にして、3分の1というものの妥当性が余りようわかっておらんところも俺あるもんで、何で決まったかて、あのときの当時やでき、30年前。補助金やでどれだけにしようといういろんなことはあったやろうけど、何やかやかで3分の1になったんやろうけど、ただ、それにおいてはアクションプログラムや何かいろんな下水道の整備に伴って、特に四日市の場合やと下水施策が遅れたというか、河川のほうに、逆に言うと治水にお金をつぎ込んできた部分があったやろうで、今回でもそうやしき、治水にお金をつぎ込むもんで、その分下水道の施設は遅れるで、そうしたら、その分をちょっと影響を受けて辛抱しようというておるのが多分合併浄化槽やろうと思うで、その浄化槽のところ

ができたときの30年前と額も変わっておらんやろうし。

多分私、平成3年のときも、補助金額30万円ぐらいやったと思うで、30年前と変わっていないやもんな。そんな中での下水道使用料の負担金とのあれが、ちょっと考えてよ。来期は一遍きちっとした3分の1の説明材料か、無理して説明する必要ないで、3分の1が正しいと。やっぱりこれ、2分の1が要るのかなとか、5分の3ぐらいしたらなあかんのかなとか、そこら一遍きちっと考えて。

○ 加藤清助委員長

じゃ、今、川村委員のご意見としては、来年度に向けて今のずっと3分の1補助の考え方について、今後も妥当性があるのかどうかというようなことを検討してみてくださいよというご意見だったかなと思いますので、今後に向けて検討課題としていただけたらというふうに思います。

ほかに補正予算議案についてご質疑ございますか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

質疑なしと認めます。

特に異議もなかったように思いますので、これより簡易採決で採決を行いたいと思います。

議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することにいたしました。

〔以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、

第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

さっきもあったけど、全体会送りはございませんね、当然。

(なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、審査を進めます。

お手元に配付しました審査順序6番ですが、これは報告ということでタブレットのほうに配信されているかと思いますが、配水本管布設替え工事事故に伴う賠償問題についての報告を求めます。

○ 出口水道建設課長

水道建設課出口でございます。

お手元の都市・環境常任委員会関係資料のインデックスの2、それと、お手元のタブレットでは上下水道局の②を開いていただいて、ずっと下のほうへおりていただきますと、都市・環境常任委員会報告資料というのがアップされておるとお思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、資料は表紙、裏面に目次、次に続きまして1ページから2ページには賠償問題の内容を記載しており、3ページには事故発生箇所及び濁水発生範囲を、また、4ページには凍結工法の実施例の写真をつけたもので順に説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

1、事故の原因でございます。これは平成26年6月12日午前11時ごろ、下さざらい町ほか300mm配水本管布設替え工事において水道管の破損事故が発生し、下さざらい町地内の約90世帯で約2時間ほど断水をしました。これによりまして、大矢知地区、富州原地区及び富田地区の広範囲にわたって水道水の濁りが発生しました。この濁りは職員の徹夜作業によって大半は翌日には解消しましたんですが、東富田町の一部では15日の午前9時ごろまで続いたというものでございます。

3 ページには事故の発生箇所及び濁水の発生範囲を示した図をご覧ください。

事故発生箇所は主要地方道の四日市朝日線と四日市多度線が交わる交差点付近で起きました。赤く囲んだ範囲が濁水の範囲をあらわしたものでございます。

1 ページにお戻りください。

2 は工事の内容を記しております。記載のとおりでございます。

次に3、事故の状況でございますが、今回の破損事故は配水本管布設替え工事に伴い廃止する水道管の作業を凍結工法にて施工していたところ、一旦凍結した部分が溶け出して、水道水が噴出したため、水道管内を流れる水の急激な流速変化が生じ、濁水が発生する事故となったものでございます。

4 ページには、現場ではございませんけれども、凍結工法の類似した実施例の写真をつけておりますのでご覧ください。複写して見づらくなっておりますが、ご了承ください。

その中で、白い箱のようなものがあると思うんですが、これが凍結箱といいまして、この容器の中へ凍結液を注入して、水道管の凍結を確認した後に廃止する水道管の撤去作業を行うというものでございました。

1 ページにお戻りください。

事故の原因と請負人への賠償請求での市の見解ではありますが、事故の原因については、作業員が凍結箇所に設置した凍結箱の凍結液の確認を怠り、注入し続けなかったことが過失で事故の原因であるとしました。

次に、平成27年2月23日に補償金額1708万円余でございますが、この内訳としましては、濁水によって生じた被害者へ、23軒でございますが、補償をしました。また、それと、濁水による水をきれいにする作業等で職員の対応した経費等がそれだけかかっております。この額が確定したことに伴いまして、全額を損害賠償額としたものでございます。

2 ページをお願いいたします。

建設工事紛争審査会手続及びその経過について、請負人であるMHR株式会社とは平成26年8月25日を初回に損害賠償に関する協議を複数回行いましたけれども、請負人は過失を認めないことから、請負契約書の仲裁合意に基づきまして、三重県建設工事紛争審査会へ調停の申し立てを行いました。

調停手続の経過でございますが、平成27年5月12日に三重県建設工事紛争審査会に調停の申し立て手続を行いました。8月26日には第1回の審理が開催され、平成28年1月15日の第4回審理の場で調停不成立となりまして、その場で仲裁合意の解除となったわけでござ

ございます。

この調停における市及び請負人の主張についてであります。市は、凍結工法の施工は請負人の選択、自主施工の原則に委ねられており、これに反して市監督職員が指示することは許されないものであると思っております。この工事中に凍結状況を保持することは請負人の債務であって、これに失敗した以上は請負人に債務不履行があるとして、請負人に損害額の全額の支払いを求めています。

一方の請負人でございますが、凍結作業に市の監督職員が立ち会っており、市側に監督責任があるとしておりまして、双方の不適切な行為により、第三者に損害が発生した共同不法行為であり、請負人の寄与度を4割として、全体損害額を1200万円と考えて、そのうちの4割、480万円を解決金として支払うというものでございます。

少し戻っていただいて、本市の主張の末尾のところでございます。ここで、市は、市監督職員に有する権限は工事の完成品が仕様に適合しているかを施工段階で監督するもので、工事の施工方法について具体的かつ詳細な指示監督を負うものでないと主張しております。

最後に、今後の対応についてであります。当配水本管布設替え工事事故に伴う賠償問題の円滑な解決を図るには、原告を四日市市上下水道事業管理者として3月上旬をめどに地裁に提訴し、完全解決を目指していきたいと思っております。

なお、今回の提訴に際しましては、損害賠償請求額も見直しをしまして、当初除外しておりました附帯費用、これは放水に使用しました水量等も含めて損害賠償額として支払いを求めていきます。

以上、都市・環境常任委員会にご報告申し上げます。終わります。

○ 加藤清助委員長

報告に関しての説明は、経緯、原因及び今後の対応ということで詳しく説明をいただきました。ですので、相手方と和解にならなかったのも、3月上旬に地裁に提訴して解決を目指すということでもあります。

補償金額はそうすると再計算するから、最初言っておった1700万円よりも上回る額を求めるということになるんですかね。

○ 出口水道建設課長

今、算出しました中では1784万5000円余の金額になって、若干76万5000円ほど増額とい

うところになります。

○ 加藤清助委員長

補足の説明をいただきましたが、皆さん方からこの報告案件についてご質疑があれば受けます。

ございませんか。

○ 川村幸康委員

事業者からは何もなかった、濁水の発生したところに。

○ 加藤清助委員長

何もなかったというのは。

○ 川村幸康委員

被害が。

○ 加藤清助委員長

事業者側に。

○ 川村幸康委員

イオンとか、ここは自己水とかそういう。

○ 加藤清助委員長

そういう範囲の中で。

○ 出口水道建設課長

この濁水によりまして、先ほど23軒ほどというところで、個人並びに事業者等からその濁水によって損害が生じたことによります賠償というものは私のほうへは届いております。

それと、これについては私ども水道管の所有者でございますので、きれいな水でないものを、濁水を流したというところで、この23軒の方に対しては市が補償しております。

○ 加藤清助委員長

補償済み。

○ 出口水道建設課長

はい、全て済んでおります。

○ 川村幸康委員

そうすると、それ幾らやった。

○ 出口水道建設課長

事業者の分でございますか。

○ 川村幸康委員

それ、載っておる。

○ 加藤清助委員長

被害者分と市の職員経費が合算で1700万円ということやで。

○ 川村幸康委員

それがそう。

○ 加藤清助委員長

内訳は。

○ 出口水道建設課長

事業者と一般家庭に対する賠償の額でございますが、これについては899万9468円でございます。

それと、濁水に要しまして水道管をきれいにする作業をしました市職員の時間外勤務手当とか、応急給水のために給水袋も今回は多量に使用しております。そういったものとか、

個人の方が濁水で困られたというところで、その濁水、きれいにするために個人さんの水道の蛇口から水を放っていただいてきれいにしたために、その辺の使用量とかもかかってまいりまして、そういった費用が884万5917円でございます。これらを両方足し込みますと1784万5000円余という金額になってまいります。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

それはもう支払ったんでしょう、2月23日に。

○ 出口水道建設課長

23名の方に対しては、最終2月23日で全員の方にお支払いしました。

○ 川村幸康委員

これをきょうの朝の冒頭、市立病院のときもあったけど、どのタイミングで言うかということと同時に、企業会計のそういう法にのっとっておるといふところの部分なんやろう、これが。違うの。どういうふうには思っておるの、それ。説明する時期とそれを。

○ 加藤清助委員長

公表という意味で。

○ 川村幸康委員

そうそう、公表なり、ここで払いましたよというのは。

例えば声に上げていない人もおったやろうし、それから、困ったよというておった人もおったけど、そういう情報から漏れていった人もおるやろうし、だから、全軒の濁水発生の範囲内で、ある程度市は区切ったんやけど、濁水以外のところも少しはあったやろうで、影響は。だから、そこらを周知するという部分のところていくと、ちょっと私は丁寧さがなかったのかなと思うておるおやわ。声は聞いておるで、ここでもう上下水道局側が仕切っておるもんでな。そやで、そこらを、私、後で聞いたもんで、これ、声は。だから言うんやけど、もうちょっと届いておったら、その人の声も聞いて、どうなん、こういう声も届いておるぞと思ったけど、その人も大分たってから、この人ら、補償してもろうたところ

ろと補償してもろうてないところの人の差が出ておるで、だから、それはもうちょっと私らにも含めてあったらあったときに報告をきちっとして、損害賠償の金額もこうやって確定して行く前にあれすると、もったきちっと丁寧な対応ができたんかなと思うておるもので。

○ 加藤清助委員長

23軒の被害者の確定はどうやってしたんやということですかね。

○ 川村幸康委員

そうそうそう。

○ 加藤清助委員長

どういうふうに、これ、2月23日に補償確定したと書いてあるけど、どういう確定方法をとったのか。

○ 出口水道建設課長

水道の事故によりまして発生しました濁水につきましては、お客様から直接市のほうへどうしてくれるんだという電話等をいただいた中で、それらを集計したものが最終的に23軒というところでございまして、先ほど川村委員さんが言われましたように、ほかにもみえるやないかというところもございすんですが、やはり私どもとしましては、申請していただいた方に対してということで今回も対応させていただいたところでございます。

○ 加藤清助委員長

申請だそうです。

○ 川村幸康委員

だから、自己責任でないわけや。そうすると、申請してきた場合というのは、それは少しお客様センターではないやろう、そんな対応やったらな。そこがあかんだということ言うておるんや。ただ、感覚が少しちょっと今の出口さんの言い方やと上から目線でおかしいよというの。

利用者のほうは何らかの瑕疵かなんかでやったり、当然局側としてはサービスを提供しておるのやけど、請負人のほうが原因者なんやで、市も被害者やと思うて対応したきらいがあるであかんよというだけで、市も被害者やけれども、市のサービスを受けている被害者もおるといこととていくと、申請の23軒だけではあかんよということなんや。

そうすると、もう一遍これきちっとし直すということも大事やで。訴訟が起きたらどうする、ほかのところにしておって。また、水害補償と一緒にようなことになるで。だから、自分らで自分らの立場とポジションを決めるもんで、小川議員の水害のときの話でも一緒なんやさ。不可抗力やったとかあれって決めるけど、善管注意義務違反と言われて、あれ、開けておれば漏れやんだとかそういうこともわかり切っておることや、ずっと、完全にそっちのミスというのも。

それでいくと、一番局側というか、公務員のあかんところは、そこで自分らも被害者やで、あとは申請して言うてきたやつだけ助けてやっただけで、あとは知らんというのはあかんよと言うておるのや。だから、俺はきょうも倭さんに冒頭に聞いたのが、報告だけでええという話じゃないぞと俺は思うておるわけや。この対応の仕方は全然あかんだぞと思うておるの。

この間も私のところの近所で火事があった、濁水があったやん。そうすると、局の人がそりゃもう不眠不休でやっておるわ、ご苦労さんやなと思うわ。みんなが出て、濁水の説明回ったり、家一軒一軒回って説明しておるわ。それはそういうことのみしめで、みんなもちょっと出したけど、濁ったけど黙っておこうかという話やん。店で水つくる給水器が濁ったけど、一遍ほってこうしようかとか、掃除一遍しないかんけど、そんなん自分のところでも起こしたらお互いさまやと思うて黙っておるやん。

だけど、今回の場合でも、家事ではないけど、工事のそういうミスなんやけれども、それもあるわなと思って黙っておる人もおるし、おまえ、濁ったでどうしてくれるんやと言うていく人もおると、そこでの仕切りが、やっぱりそれはちょっと、こんだけの額を払ったと聞いてから、みんな後で、もらえるって、そりゃなるやろう。

そうすると、お客様センターという言葉だけではなくて、本当にお客様と思うておるんなら、そこらの対応の仕方はちゃんとあったのと違うかと思うと、もう一度これ、きちっとやり直せさ。対応の仕方とあれを、これではあかんわ。そうしたら、局が負担してやるか、その分。そうやろう。隣でもらうところともらわんところがあるのやで、一緒に管路で。それはまずいというのに。だから、そこが全然対応なっておらんで言うんや。もらえ

るところともらえんところが出たもんでな。

だから、俺、押しなべて悪いふうに動いたと思うておるのや、今回の場合は。火事、あんなんあつて濁水があつたときでも、ある程度よしみで勘弁してもろうておるやん、市民の人には。今回は原因者がこうやっておって、もめてこうなったもんでこうやってなってきたけど、取ろうかという話に。その前に、そうしたら局側の対応としても、お客さんがどれだけおって、どれだけのエリアって、これ、訴訟になるでエリアを区切ったと思うんやけど、負けるで、余りやっておると。この中にもおるのやで、言うておる人と言わん人と。属地属人でエリアを切らな訴訟のあれにならんでやるけど、エリア切って。だけれども、実際には中にはこれ、局側が言うて言わんだってか、声が上がってきたこの金額だけに、これをもう一遍相手方に俺ならするぜ、覆すぜ。

○ 加藤清助委員長

これ報告案件なんですけれども、先ほど川村委員がおっしゃった公表はどのような形でいつされるおつもりなんです。まだ議会への報告段階ですよ。今後は3月上旬をめどにさっき言った金額について提訴するわけですよ。というのは、公表というのはいつという段階でされるんですか。議会へこうやって報告するだけなのか、公表という形は特に考えていないのか。

○ 倭上下水道事業管理者

今回これ、議決案件ではないんですけれども、説明ということできさせていただいて、この後にご理解いただいた上で、裁判のほうには当然提訴させていただきますけれども、今のところ改めてその裁判については公表というところまで今考えてはいないんですけれども。

○ 加藤清助委員長

裁判じゃなくて、こういうことがあって、こういうふうに対応するという上下水道局の公表の仕方という意味で。議会以外に報告なり公表する予定は。

○ 倭上下水道事業管理者

ただ、この被害の内容でありますとかそういうところがございますか。そこについての

公表というのは今特段は考えてございません。

○ 加藤清助委員長

ここの濁水の発生範囲は何をもってこれが発生範囲というふうに確定して資料をつけられたん。

○ 出口水道建設課長

事故当日、数日間ですけれども、いろんな方から濁水の関係で上下水道局のほうへご連絡いただきました。その中から報告を受けた皆さんの位置とかその辺を勘案しながら区切られてもらったのがこの赤い線であらわしてあるところというところでございます。

○ 川村幸康委員

一つは、私が指摘したところを理解するなら理解せいさ、謙虚に。まずいやろう、この対応は。これ、落としてみ、23軒、何の裁判資料の根拠にもなってこやへんと言うんやで。言うたところだけやもん。何でここ言うてきてないのとか、ここ何でなんという話やん。たまたまここだけにそんなの行ったんかという話にならんやろう、水道水なんやもん。だから、やっぱりきちっとそこは考えて、物事を見やんとあかんということや。

だから、このときの局の対応の悪さは、原因は自分やないでとやって、今度はお客様のためにと言いながら、自分らが施工業者が言うことを聞かんしあれやでやったれというようなもんでいくもんで、なったんやさ。わかるよ、この状況は、上下水道局が起こした事故でもないし、ミスでもないんやでな。だけど、その逆で、こうやってなってもめかけたもんで、この問題があったり、何か言うたというところの23軒に対して補償を出していく、そうしたら今度からでも濁水なんていっぱい出てきて、それこそそういうことになり出したときに、局の責任のときでも負うのかという話をもう少ししておかんと、濁水できたときに。今度は施工者じゃなくて不可抗力で水道管が破裂したり何かでぼんと老朽化でなって濁水が出た、一緒やわな。そのときにでもそんな補償をするのかということを引きちっと見越していかなんと、だから、局としての受けた損害なり、直してくれるというならあれだけど、申請があったというのでやると、これから全部に申請が来た場合に、どうやって対応するのかなということの思うたけど、これ、公表もせんし、何にもせんで、だから、ついこの間の藤田議員のあの一般質問やないが、示談に終わっておっても、ああい

う問題視して質問すると——ええ悪い別で言うたな、俺も——示談しておったんやけどどうするという話やし、これでも23軒以外は示談というか、今さら言わへんやろうし、言えやんやろうし、ほんで、そのかわりこんなんだからやっていくわけやろう、訴訟を。そりゃ局としてこれはちょっと単純というか、浅いというか、考え方が。議会に報告をしておったら、俺は議会で怒っておるで、こんなもん、あほかというて。

○ 加藤清助委員長

報告案件ですけれども、局側の対応としては3月上旬をめどに提訴という対応の報告がされましたけれども、そういう被害の確定や被害に基づく申請がどうやって行われたのだとか、今までもこういう請負工事での損害賠償問題があったのかどうかは僕は承知しませんが、そういうときの対応も含めて、このあり方について、今後も発生し得る問題ですので、公表を含めてどういう考え方をとるのかということを整理いただいて、当委員会に改めて報告してもらえませんか。そうしないと、ちょっと疑義も発言の中にはありますので、いかがでしょう。

○ 倭上下水道事業管理者

今、委員長のほうからございましたような点、整理かけさせていただいて、改めてさせていただきますので、よろしくお願いします。

○ 加藤清助委員長

再報告していただくということで。

○ 川村幸康委員

過去にもあったんやけど、申請してきたでって切った、それで切ると、事後でもいいのか、どんだけの申請なのか、知らんだもんで申請せんだというたら、どうするのか。過去にぼんと穴をあけたり、あいてこうなったときでも、大きなところへ補償して、あと、個人のところなんかよしみで許してもろうておるところが多いやん。お金も支払ってないやん。思うておるけれども言わへんし、申請してきたら、この時点においてから文化が変わったのは、申請したらくれるとなると、いや、これから火事やあんなんやからでも濁水って絶対出るで、それから、浄化槽の点検や何かしても濁水が出たり、そのときにこの工

事の事故やったで、訴訟になりそうやったでこうなって申請して受け付けて、満額金払うんやさ、これ。言うてきた部分は、23軒はな。それ以外のところ、23軒どころじゃないで、このエリアにおる人たちって。そこをきちっと考えて進めていかないと、全体の表面上だけ見ておると、そうやな、そうやったな、訴訟するのやなという話やけど、別の目で見ると、かなりの人が言うてきたけど、上下水道局に俺ら説明を受けておらんでわからんと言うておったで、説明する必要がなかったんやでしゃあないけどな。

○ 三平一良委員

これ、900万円ばかり23軒で払ったということは40万円ぐらいになるのやけど、1軒、どういう被害があったんですか。

○ 出口水道建設課長

被害に遭われた方の内容ということでございますけれども、一般的な家庭のところでは、タオルが洗濯しておって汚れてしまったとか、今ですと、エコキュートという給湯機器が多く出回っておるんですが、そういったところの家庭へ濁水が入って、お風呂とかそういったところに支障が出たとか、あと、食品の製造会社ですと、濁水が出ておるのがわからずに商品をつくってしまったというところでそういう被害が出た。それとか、あと、営業されておるところなんかは、濁水が出たことによってお店の営業ができなかったというところで、そういったところへいろんなケースでその辺の補償のお金を支払わせていただいたというものでございます。

○ 村山繁生委員

私も川村委員がおっしゃったように、対応がまずかったなと思って、俺のところどうしてくれるのやと言われたところだけそんな補償するのは、言ったもん勝ちとか言わん損になってしまうもので、これは本当にちょっとまずかったなと思いますけれども、確認したいんですけれども、ほとんどが翌日に解消したんですね。東富田町の一部が15日まで続いたということは、この補償は東富田町に集中しておるということではないわけですか。

○ 加藤清助委員長

23軒の被害の集中度は。

○ 出口水道建設課長

東富田町の一部ではなしに、先ほど言いました大矢知、富州原、富田の広い範囲の方々に対して起こったというところでございます。

○ 加藤清助委員長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

翌日解消するのと15時まで続くのと、大分被害も違うてくると思うんやけど、その補償は均一ではなくて、それぞれ違うわけですね、補償額というのは。

○ 加藤清助委員長

補償の査定はどこがしたんですか。

○ 出口水道建設課長

いろんな被害額の大小はございます。その中で上下水道局の職員でそういったところの方に対して対応しまして、出されました金額に対して精査をしまして、最終的に局としてお支払いしたものでございます。

○ 加藤清助委員長

先ほども申し上げましたけど、委員の方からもご指摘が多数出ておりますので、案件としては議決案件ではありませんが、報告案件ですけど、改めて報告を求めるという対応にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、この報告案件については再報告を求めるという取り扱いで、委員会としては上下水道局のほうに申し上げます。

以上で本日の上下水道局所管部分の審査は終了いたします。

本日の審査はここまでといたしまして、あす10時からは環境部所管の部分について審査に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

きょうは以上をもって散会いたします。

16 : 23 閉議